

# さつま町地域防災計画

## 資料編

(令和7年3月25日修正)

さつま町地域防災会議

## [目 次]

## 資料編

## 1 防災関係機関等

1-1	防災関係機関連絡先一覧	1
1-2	食料・生活必需品等調達業者一覧	4
1-3	町水道事業指定給水装置工事事業者一覧	6
1-4	町内輸送業者一覧	10
1-5	町内建設業者一覧	11

## 2 災害、危険箇所関係

2-1	過去の主な災害	12
2-2	土砂災害警戒区域等一覧	14
2-3	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設	18
2-4	土砂災害危険箇所一覧	19
2-5	山地災害危険箇所一覧	30
2-6	交通途絶予想箇所一覧	40
2-7	防災ため池一覧	40
2-8	洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設	40

## 3 観測施設等関係

3-1	町内雨量観測所一覧	41
3-2	町内水位観測所一覧	41
3-3	町内震度観測局	41
3-4	気象庁震度階級表	42

## 4 通信等関係

4-1	町防災行政無線設置状況	43
4-2	通信指令施設の現況	44

## 5 消防、水防等関係

5-1 町内危険物施設一覧	46
5-2 消防装備の現況	50
5-3 消防水利の現況	51
5-4 重要水防箇所一覧	52
5-5 重要水防区域外の危険予想区域	54
5-6 町内水防倉庫一覧	54
5-7 水防活動実施状況報告書	55
5-8 水防工法一覧	56

## 6 輸送等関係

6-1 町有車両一覧	58
6-2 緊急通行車両事前届出書及び届出済証	61
6-3 緊急通行車両確認証明書	62
6-4 緊急通行車両等の標章	63
6-5 規制の標識等	64
6-6 緊急輸送道路一覧	65
6-7 町内ヘリコプター発着予定地一覧	65

## 7 避難所、医療等関係

7-1 避難所等一覧	66
7-2 福祉避難所一覧	67
7-3 避難経路一覧	68
7-4 救急救助用資器材等保有状況	72
7-5 町内医療機関一覧	73
7-6 町内薬局等一覧	74
7-7 災害拠点病院一覧	74

## 8 食料、生活必需品、給水等関係

8-1 救援物資等の集積所	75
8-2 生活必需物資備蓄状況	75
8-3 給水用資機材保有状況	75
8-4 応急仮設住宅建設予定地一覧	76

---

8-5 炊出し施設一覧	76
-------------	----

## 9 感染症、廃棄物等関係

9-1 防疫用資機材等保有状況	77
9-2 遺体収容予定場所一覧	77
9-3 斎場等施設状況	77

## 10 自主防災組織等関係

10-1 自主防災組織規約例	78
10-2 自主防災組織防災計画例	80

## 11 災害対策本部関係

11-1 災害対策本部配備要員一覧	81
-------------------	----

## 12 自衛隊関係

12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書	83
12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	84

## 13 条例、協定等関係

13-1 さつま町防災会議条例	85
13-2 さつま町災害対策本部条例	87
13-3 さつま町水防協議会条例	88
13-4 さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱	89
13-5 消防相互応援協定	
○鹿児島県内消防相互応援協定	91
○薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定	95
○伊佐湧水消防組合とさつま町との間における消防相互応援協定	97
○霧島市とさつま町との間における消防相互応援協定	99
○出水市とさつま町との間における消防相互応援協定	101
13-6 県、市町村との相互応援協定	
○鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	103
○鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書	106
○鶴田町及びさつま町災害時相互応援協定書	108

○さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書	110
13-7 民間との協定	
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（鹿児島県建設業協会宮之城支部）	112
○さつま町地区災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社川内営業所）	114
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（さつま建友会）	118
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（宮之城建築協会）	120
○大規模災害時における応急対策に関する協定書（さつま町給排水事業研究会）	122
○大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書 (さつま町測量設計連絡会)	124
○災害時における（L P ガス等）応急生活物資の供給に関する協定書 (鹿児島県L P ガス協会川薩支部)	126
○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社鹿児島支店）	131
○災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定 (日本郵便株式会社)	133
○災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	138
○災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書 (アロン電機株式会社)	140
○災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	143
○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	146
○防災パートナーシップに関する協定書（株式会社南日本放送）	148
○災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (社会福祉法人さつま町福祉協議会)	150
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（北さつま農業協同組合）	153
○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書 (一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会)	155
○災害時における石油類燃料の供給に関する協定書（鹿児島県石油商業組合さつま支部）	158
○災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書 (株式会社サンプラスワン)	161
○災害時の医療救護活動についての協定書（公益社団法人薩摩郡医師会）	163
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（公益社団法人薩摩郡医師会）	166
○災害時の医療救護活動についての協定書（薩摩郡歯科医師会）	176
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（薩摩郡歯科医師会）	179
○災害時の医療救護活動についての協定書（薩摩郡薬剤師会）	189
○災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目（薩摩郡薬剤師会）	192
13-8 国との協定	
○鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	202
○川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続に関する基本協定書	205
○川内川河川管理用光ファイバー網等に関する細目協定書	207

○さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書（国土交通省九州地方整備局） … 211

#### 14 様式等関係

14-1 災害概況即報	215
14-2 被害状況即報	216
14-3 災害報告の判定基準	217
14-4 広報案文	218

#### 15 そ の 他

15-1 町内指定文化財一覧	222
15-2 災害救助法施行細則（別表第1及び第2）	226
15-3 災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針（鹿児島県）	231

## 6-7 町内ヘリコプター発着予定地等一覧

### 1 町内ヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地	設置 (管理) 者	連 絡 先	面積、その他
薩摩中央高校	さつま町虎居 1900	県	0996-53-1207	19,834
宮之城総合グラウンド	〃 舟木 302	さつま町	0996-53-1111	16,000 照明あり
柏原グラウンド	〃 柏原 1585	〃	0996-59-3111	9,600
鶴田中学校	〃 神子 662	〃	0996-59-2009	10,000 照明あり
薩摩総合運動公園	〃 求名 12761-6	〃	0996-57-1111	49,992 照明あり

### 2 町内臨時のヘリコプター離発着地候補地 (孤立化集落対策)

名 称	所 在 地	設置 (管理) 者	連 絡 先	面積、その他
大俣地区	さつま町 神子	さつま町		
白猿地区	〃 求名	〃		1
その他の	〃	〃		

## 1 防災関係機関等

### 1-1 防災関係機関連絡先一覧

#### 1 町関係

名 称	所 在 地	電話番号
さつま町役場総務課	さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-1111
薩摩支所	さつま町求名 12837	
鶴田支所	さつま町神子 663-1	

#### 2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
県危機管理防災局災害対策課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2276
北薩地域振興局総務企画部	薩摩川内市神田町 1-22	0996-25-5105
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市神田町 1-22	0996-22-4075
北薩地域振興局保健福祉環境部	薩摩川内市限之城町 228-1	0996-23-3165
北薩地域振興局農林水産部農政普及課	さつま町虎居 704-2	0996-52-4514
北薩地域振興局農林水産部林務水産課		0996-52-4504
北薩家畜保健衛生所	薩摩川内市上川内町 5568-1	0996-22-2184

#### 3 消防

名 称	所 在 地	電話番号
さつま町消防本部	さつま町時吉 366	0996-52-0119

#### 4 警察

名 称	所 在 地	電話番号
さつま警察署	さつま町轟町 22-2	0996-53-0110

#### 5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9912
川内川河川事務所宮之城出張所	さつま町虎居 868-1	0996-53-1756
鶴田ダム管理所	さつま町神子 3985-6	0996-59-2030
九州農政局鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
北薩森林管理署	さつま町轟町 35-3	0996-48-4900

## 6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12普通科連隊	霧島市国分福島2-4-14	0995-46-0350

## 7 指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
宮之城郵便局	さつま町宮之城屋地 2025-1	0996-53-1043
薩摩郵便局	さつま町求名 3693-4	0996-57-0042
山崎郵便局	さつま町山崎 1062-4	0996-56-8111
鶴田郵便局	さつま町鶴田 2707-1	0996-59-2042
西日本電信電話(株)鹿児島支店	鹿児島市松原町 4-26	099-258-8211
日本赤十字社鹿児島県支部宮之城分区	さつま町宮之城屋地 2117-7	0996-52-1123
日本放送協会鹿児島放送局	鹿児島市本港新町 4-6	099-805-7000
九州電力株式会社 川内配電事業所	薩摩川内市西向田町 6-26	0996-20-0239
電源開発株式会社	熊本県人吉市願成寺 860-13	0966-24-3100
(株)南日本放送	鹿児島市高麗町 5-25	099-254-7111
鹿児島テレビ放送(株)	鹿児島市紫原 6-15-8	099-258-1111
(株)鹿児島放送	鹿児島市与次郎 2-5-12	099-251-5111
(株)鹿児島讀賣テレビ	鹿児島市与次郎 1-9-34	099-285-5555
(株)エフエム鹿児島	鹿児島市東千石町 1-38	099-239-1133
南国交通(株)空港自動車営業所	霧島市溝辺町麓 1363-5	0995-58-2341
鹿児島交通(株)川内営業所	薩摩川内市御陵下町 3081	0996-23-3181
(社)鹿児島県トラック協会	鹿児島市谷山港 2-4-15	099-261-1167
(社)鹿児島県医師会	鹿児島市中央町 8-1	099-254-8121
(社)鹿児島県歯科医師会	鹿児島市照国町 13-15	099-226-5291
(社)鹿児島県看護協会	鹿児島市鴨池新町 21-5	099-256-8081

## 8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電話番号
北さつま農業協同組合	さつま町虎居 745	0996-53-1121
北薩森林組合	出水市平和町 1437	0996-63-2321
薩摩郡医師会	さつま町轟町 510	0996-53-0326
薩摩郡歯科医師会	さつま町屋地 1464	0996-53-0418
さつま町商工会	さつま町宮之城屋地 1531	0996-53-1141
さつま土地改良区	さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-2126
さつま町社会福祉協議会	さつま町宮之城屋地 2117-1	0996-52-1123
さつま町社会福祉協議会 鶴田支所	さつま町神子 228-1	0996-31-5010
さつま町社会福祉協議会 薩摩支所	さつま町求名 12837	0996-57-1477
さつま町環境センター（し尿）	さつま町広瀬 5410	0996-53-0013
さつま町クリーンセンター（ごみ）	さつま町湯田 2734-8	0996-53-3111
さつま町やすらぎ苑（火葬場）	さつま町船木 5001-44	0996-53-1516

## 1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧

令和4年4月1日現在

店舗名	所在地	電話番号(0996)
竹之内販売店	さつま町求名 2950	57-1370
セブンプラザ(大黒屋電気)	〃 求名 3683-2	57-1326
豊山酒店	〃 求名 12850	57-0221
さつま特産品直売所出荷者協議会	〃 永野 665	58-0199
(有)熊田商店	〃 永野 1678-4	58-0920
(有)ヨネモリ物産	〃 中津川 709-2	31-6388
段ストアー	〃 中津川 1991-1	57-1488
尾付野商店	〃 中津川 9541	57-1521
山口ストアー	〃 鶴田 2703	59-2158
こうげショップ	〃 神子 3600-7	59-2061
(有)山之口ストアー	〃 紫尾 5517-2	59-8665
セブンイレブンさつま町宮之城屋地店	〃 宮之城屋地 1057-1	53-3715
若松酒店	〃 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	〃 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	〃 宮之城屋地 1147	53-3939
ひがしストアー	〃 宮之城屋地 1463	53-0663
(株)大和プラッセ宮之城店	〃 宮之城屋地 1508	52-0555
(有)西別府商店	〃 宮之城屋地 1542	53-0243
二階堂商店	〃 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	〃 宮之城屋地 2621	53-0321
堀之内酒店	〃 宮之城屋地 2775-4	53-0206
ファミリーマートさつま旭店	〃 旭町 1-7	21-3050
ドラックストアモリ宮之城店	〃 旭町 10-2	26-1777
杉元酒店	〃 旭町 18-10	53-0429
日之出屋酒店	〃 轟町 7-3	53-3732
古川商店	〃 轟町 17-21	53-0279
(株)九州セイムス宮之城轟町店	〃 轟町 11-8	52-3855
ファミリーマート轟町店	〃 轟町 25-10	21-3511
藤田商店	〃 西新町 22-5	53-0434
(名)中村商店	〃 虎居町 7-11	53-0121
栗山商店	〃 白男川 3370	54-2574
真崎酒店	〃 山崎 94	56-8338
ローソン宮之城山崎店	〃 山崎 214	56-9288
二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	〃 二渡 31-4	31-7620
よかもん家	〃 二渡 4210	56-8450
成松商店	〃 久富木 1786	56-8739
ファミリーマート田原店	〃 田原 191-1	21-3771
手塚商店	〃 広瀬 1136	53-0539

ファミリーマート広瀬店	〃 広瀬 1405-1	21-3536
フレンドリーふくやま	〃 湯田 508-1	55-9527
ファミリーマート船木店	〃 船木 648-4	52-1500
(株) 九州セイムスさつま船木店	〃 船木 2761-1	21-3630
セブンイレブンさつま船木店	〃 船木 2820	53-3773
スーパードラッグコスモス宮之城店	〃 時吉 239-1	21-3411

### 1-3 町水道事業指定給水装置工事事業者一覧

交付番号	指定工事業者名	住 所	電話番号
1	有限会社 松崎商事	さつま町虎居町 4-18	0996-53-0428
2	吉村設備金物店	〃 宮之城屋地 2736-1	0996-53-0252
3	南星電気水道 有限会社	〃 虎居町 2429-1	0996-53-0439
4	有限会社 関電気商会	〃 宮之城屋地 2744	0996-53-0214
5	有限会社 マルハチ商会	〃 虎居町 7-21	0996-53-0478
6	白石商事 有限会社	〃 船木 727-6	0996-53-1775
7	AISAS's 山崎 有限会社	〃 二渡 4287	0996-56-8504
8	有限会社 あさくま浄化槽メンテナンス	〃 鶴田 2702	0996-59-3093
9	有限会社 永江電気水道商会	〃 虎居 4602-2	0996-52-1029
10	七瀬谷電気設備	〃 永野 1619	0996-58-0918
11	KU浄化槽設備	〃 湯田 1546-1	0996-55-9078
12	徳丸建設株式会社	〃 二渡 4983-1	0996-56-8913
13	有限会社 橋木建設	〃 船木 2917-1	0996-53-2224
14	コヤマ住設	〃 神子 720-24	0996-59-3020
15	株式会社 白川田工務店	〃 広瀬 3364-4	0996-53-0506
16	井上設備	〃 鶴田 3251	0996-59-2487
17	綾園電水設備	〃 柏原 1323	0996-59-8672
18	渡利建設株式会社	〃 船木 2815	0996-53-1813
19	市来電気工事商会	〃 求名 2743	0996-57-0143
20	祁答院商会	〃 鶴田 173-3	0996-59-2102
21	薩摩建設株式会社	〃 求名 2188	0996-57-1110
22	有限会社 大黒屋電器	〃 求名 3683-2	0996-57-1326
23	北薩電化サービス	〃 中津川 5275	0996-57-0659
24	有限会社 明和商店	〃 求名 3668-1	0996-57-0210
25	日光設備株式会社	薩摩川内市天辰町 294-1	0996-23-1455
26	株式会社 太田電機工業所	阿久根市港町 65-4	0996-73-2800
27	高柳水道株式会社	薩摩川内市尾白江町 3075-1	0996-25-2261
28	亀山工業株式会社	〃 宮内町 3912-1	0996-22-2558
29	株式会社 薩摩水道	〃 矢倉町 4659-14	0996-22-5304
30	和光設備工業株式会社	鹿児島市下伊敷 2 丁目 25-5	099-228-8951
31	株式会社 富士建設	大口市小木原 954-3	09952-2-0668
32	有限会社 嶋田設備	出水市高尾野町大久保 1571-3	0996-82-3719
33	設備技研株式会社	鹿児島市伊敷台 7 丁目 25-18	099-247-6711
34	有限会社 上三垣水道建設	薩摩川内市宮内町 2143-2	0996-22-4078
35	有限会社 オオタ	〃 入来町浦之名 101	0996-44-2304
36	アイテック株式会社	鹿児島市吉野町 2530	099-243-6883
37	有限会社 第一水道	薩摩川内市大小路町 53-16	0996-23-4497
38	(株)阿久根水道土木	阿久根市赤瀬川 2992-2	0996-73-1220
39	十文字工業株式会社	鹿児島市鴨池 2 丁目 14-1	099-254-4667

40	錦江設備工業株式会社	〃 武1丁目30-24	099-253-5879
41	株式会社 南開設備	〃 城山1丁目1-1	099-226-1388
42	有限会社 三和住設	出水市西出水町699	0996-62-5114
43	株式会社 マサミ	鹿児島市玉里団地1丁目38-5	099-229-0280
44	丸善設備工業株式会社	いちき串木野市下名5875-3	0996-32-9928
45	平野商事株式会社	薩摩川内市樋脇町市比野2434-9	0996-38-0050
46	株式会社 宇野商事	薩摩川内市入来町副田5751	0996-44-2027
47	株式会社 小村設備	〃 中郷2-77	0996-20-1844
48	有限会社 松本設備	〃 青山町4669	0996-23-8724
49	戸島設備工業	〃 城上1521-2	0996-30-0472
50	有川商店 有限会社	〃 祇答院町2882-2	0996-55-1211
51	有限会社 マルユ一工業	鹿児島市花野光ヶ丘2丁目52-13	099-228-0370
52	徳田設備	薩摩川内市樋脇町市比野3808	0996-38-0731
53	有限会社 中村商会	日置市伊集院町下谷口2704-1	099-273-5473
54	株式会社 イシタケ	鹿児島市郡山町東俣176-1	099-298-8201
55	旭工業株式会社	〃 荒田1丁目55-17	099-255-5131
56	テクノ住設	いちき串木野市下名11273	0996-32-6213
57	有限会社 水交設備	鹿児島市武1丁目43-9	099-258-6400
58	有限会社 アリムラ水道工業	日置市伊集院町麦生田72-1	099-273-3744
59	新光設備	薩摩川内市宮崎町2540-6	0996-23-8828
60	有限会社 牧善商会	鹿児島市東開町4-29	099-269-3310
61	有限会社 三陽設備工業	〃 田上台1丁目15-3	099-254-9020
62	有限会社 外園設備	〃 坂之上7丁目36-1	099-261-1325
63	鶴丸興業株式会社	薩摩川内市勝目町5941	0996-22-6786
64	有限会社 てらち	阿久根市大川2520	0996-74-0662
65	奥田設備	薩摩川内市百次町421の2	0996-20-1481
66	中央工業株式会社	鹿児島市西田3丁目28-14	099-257-2323
67	有限会社 中園設備工業	霧島市隼人町神宮6丁目13-2	0995-42-1650
68	株式会社 岩崎電設	出水市上知識町90	0996-62-1414
69	有限会社 堀之内設備工業	鹿児島市錦江台1丁目11-19	099-262-2333
70	有限会社 後藤水道設備	薩摩川内市青山町3610	0996-23-7670
71	吉満設備	〃 平佐町1681-1	0996-25-4409
72	安藤設備	〃 入来町浦之名7163-3	0996-44-4043
73	新生冷熱工業株式会社	鹿児島市田上5丁目40-23	099-285-5300
74	株式会社 道添建設	出水市昭和町17-13	0996-62-3833
75	有限会社 司工業	〃 大野原町25-6	0996-63-7485
76	有限会社 越口電器	霧島市横川町中ノ250	0995-72-0158
77	土器手設備	薩摩川内市御陵下町11-2	0996-27-1666
78	川野設備	宮崎県北諸県郡高崎町大牟田2103	0986-62-3734
79	川島工建	出水市向江町21-27	0996-63-6685
80	有限会社 あいら工業	姶良町増田437-3	0995-65-5277
81	有限会社 兼工業所	薩摩川内市樋脇町塔之原838	0996-37-2035
82	田中石油ガス 株式会社	〃 若松町8-23	0996-25-3700
83	有限会社 古蘭土木工業	鹿児島市犬迫町9743	099-238-0159

84	有限会社 三洋工務店	〃 東坂元 4 丁目 59-6	099-248-1881
85	海江田電機 株式会社	いちき串木野市大原町 69	0996-32-4131
86	成政建設工業 有限会社	菱刈町前目 2428	0995-26-2435
87	谷口水道工事店	薩摩川内市百次町 1778-26	0996-23-1366
88	株式会社 入来建設	〃 入来町浦之名 7231	0996-44-2080
89	有限会社 桑波田商店	さつま町湯田 968-6	0996-55-9633
90	株式会社 北巴建設	鹿児島市上福元町 3045-4	099-260-7191
91	有限会社 大洋水道	加治木町木田 4599	0995-63-4196
92	田之上設備	薩摩川内市入来町浦之名 6502	0996-44-4314
93	日建水道 有限会社	鹿児島市宇宿町 1726-294	099-264-2111
94	有限会社 宮脇設備工業	伊佐市大口曾木 1309-1	09952-5-1237
95	新村設備	鹿児島市川上町 635-1	099-244-1592
96	有限会社 瀬戸戸設備工業	加治木町木田 1216-1	—
97	有限会社 亀沢建材住器センター	湧水町木場 66	0995-74-2039
98	有限会社 田代電設	伊佐市大口堂崎 527-49	09952-2-6633
99	平野設備工業	鹿児島市吉野町 4872-8	099-243-7431
100	有限会社 是枝商会	薩摩川内市祇答院町蘭牟田 8132-1	0996-56-0133
101	田原コンクリート工場	〃 入来町浦之名 7384-6	0996-44-2148
102	松尾設備	日置市東市来町湯田 4466-8	099-247-0826
103	株式会社 宇都組	薩摩川内市大小路町 80-8	0996-23-4668
104	株式会社 司工業	鹿児島市田上 5 丁目 17-21	099-254-1001
105	有限会社 ナンエイ設備	湧水町田尾原 324	0995-74-4462
106	有限会社 岩元設備工業	霧島市溝辺町麓 3671-1	0995-58-3735
107	旭機工株式会社	鹿児島市和田町 2 丁目 33-12	099-260-4511
108	有限会社 黒木設備工業	霧島市横川町中ノ 156-12	0995-72-1223
109	有限会社 リュウセイ設備	湧水町米永 1570-2	0995-74-4323
110	日新工業株式会社	鹿児島市田上 6 丁目 8-11	099-251-2233
111	有限会社 須崎水道工業	小林市大字細野 451-7	えびの支店 0984-35-0173
112	大徳水道株式会社	鹿児島市真砂本町 16-15	099-250-4122
113	有限会社 坂元電気住宅設備	出水市高尾野町柴引 1352-9	0996-82-2624
114	井尻設備	伊佐市大口宮人 1811	09952-8-2756
115	鹿児島島水道有限会社	鹿児島市城南町 26-8	099-223-4721
116	有限会社 慶越組	出水市高尾野町大久保 1494	0996-82-0442
117	有限会社 尾ノ上建設	出水市高尾野町下水流 908-7	0996-64-2828
118	有限会社 淑脇電設	薩摩川内市田海町 11-32	0996-30-0069
119	上野工業株式会社	鹿児島市原良町 1815-2	099-259-1446
120	有限会社 昭和テクノ工業	鹿児島市和田町 810-4	092-267-8844
121	協友工業 株式会社	鹿児島市西伊敷 7 丁目 13-12	092-229-0333
122	株式会社 野元	霧島市隼人町小田 630	0995-42-1148
123	有限会社 迫田設備	伊佐市大口里 1629-1	0995-23-5360
124	有限会社 ナカタマリ	加治木町木田 4242-6	0995-63-2304
125	有限会社 久電社	いちき串木野市下名 7896	0996-32-6485
126	有限会社 松山設備	霧島市溝辺町三縄 550-4	0995-59—

			2149
127	優水設備工業	鹿児島市錦江台2丁目8-3	099-275-3511
128	株式会社 川原設備	曾於市末吉町二之方6061-1	0986-76-3394
129	有限会社 親和工業	鹿児島市冷水町22-5	099-225-0151
130	有限会社 林元設備	霧島市国分郡田878-4	0995-47-0326
131	電響メンテナンス	薩摩川内市祇答院町下手5218	0996-55-1099
132	蓑茂住宅設備	薩摩川内市平佐町2499-8	0996-22-7702
133	有限会社 出水合同電設	出水市中央町1319	0996-62-0676
134	有限会社 瑞穂商会	日置市伊集院町下谷口1915	099-273-2161
135	上白石水道設備	薩摩川内市高城町3915	0996-30-2555
136	株式会社 福水工業	鹿児島市下伊敷2丁目31-14	099-220-5122
137	尾平野設備工業	薩摩川内市宮崎町1943-5	0996-23-8571
138	照井設備工業有限会社	鹿児島市岡之原町449-3	099-243-3060

#### 1-4 町内輸送業者一覧

名 称	所 在 地	電話番号
南国交通(株)空港自動車営業所	霧島市溝辺町麓 1363-5	0995-58-2341
鹿児島交通(株)川内営業所	薩摩川内市御陵下町 3081	0996-23-3181

## 1-5 町内建設業者一覧

No.	名 称	住 所	電話番号
1	(株) 笹田建設	さつま町船木 2955-1	0996-52-2555
2	渡利建設(株)	〃 船木 2815	0996-53-1813
3	(株) 白川田工務店	〃 広瀬 3364-4	0996-53-0506
4	(株) 二渡建設	〃 二渡 4363	0996-56-9211
5	薩摩建設(株)	〃 求名 2188	0996-57-1110
6	(株) 薩摩工務店	〃 求名 2733	0996-57-0126
7	(資) 高江組	〃 平川 6-10	0996-54-2253
8	(株) 末吉土木	〃 虎居 2127-2	0996-53-3336
9	(有) 益山建設	〃 鶴田 6286	0996-55-9269
10	久保建設(株)	〃 西新町 21-10	0996-53-0208
11	徳丸建設(株)	〃 二渡 4983-1	0996-56-8913
12	(株) 久保興業	〃 広瀬 3193-5	0996-53-0521
13	(有) 橋木建設	〃 船木 2917-1	0996-53-2224
14	山崎建設(株)	〃 求名 12734-6	0996-57-0142
15	(有) 明廣建設	〃 神子 1274	0996-59-3180
16	藤田建設(株)	〃 虎居 5208-1	0996-53-2316
17	(株) 薩摩開発	〃 宮之城屋地 2590-2	0996-53-3647
18	(有) 平建設	〃 永野 716	0996-58-0818
19	(有) 川内緑造園	〃 求名 7275	0996-57-0095
20	(有) 村田建設	〃 神子 716-2	0996-59-2021
21	(株) 栗野工業	〃 柏原 2749	0996-53-1767
22	津曲工業(株)	鹿児島市伊敷1丁目 3-20	099-220-1212
23	(有) 新地建設	さつま町中津川 4735	0996-57-0689
24	(有) えいしん緑化建設	〃 山崎 434-3	0996-56-8668
25	(有) 紫陽工業	〃 白男川 4346-1	0996-54-2345
26	小山工建(株)	〃 宮之城屋地 786	0996-53-1535
27	AISAS's 山崎(有)	〃 二渡 4287	0996-56-8504
28	南星電気水道(有)	〃 虎居町 13-5	0996-53-0439
29	(有) 神子建設	〃 神子 3197	0996-59-2717
30	(有) 宮田建設	〃 旭町 12-1	0996-53-2693

## 2 災害、危険箇所関係

### 2-1 過去の主な災害

#### 1 風水害関係

発生年月日	原 因	被 害 概 要
昭和 46 年 7 月	前線豪雨	全壊 1 棟、床上浸水 16 棟、床下浸水 4 棟 被害額 429,400 千円
昭和 47 年 6 月	前線豪雨	全壊 15 世帯、半壊 10 世帯、床上浸水 295 世帯、床下浸水 201 世帯
昭和 47 年 7 月	洪 水	全壊 147 世帯、半壊 21 世帯、床上浸水 340 世帯、床下浸水 128 世帯 全壊 14 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 46 棟 被害額 734,048 千円
昭和 51 年 6 月	前線豪雨	被害額 346,385 千円
昭和 54 年 6 月	前線豪雨	被害額 110,000 千円
昭和 63 年 7 月	前線豪雨	全壊 1 棟 被害額 517,000 千円
平成元年 8 月	台 風	住家破損 3 棟、被害総額 2 億 8,000 万円
平成 3 年 9 月	台 風	全壊 2 棟、負傷者 3 人、被害総額 7,610 万円
平成 5 年 8 月	前線豪雨	床上浸水 16 世帯、床下浸水 25 世帯 床上浸水 2 棟 被害額 523,000 千円 死亡 1 人、被害額 6 億 1,590 万円
平成 7 年 9 月	台 風	一部破損 2 棟、被害額 3,694 万円
平成 8 年 7 月～8 月	台 風	被害額 1 億 2,990 円

平成 9 年 7 月	集中豪雨	住家破損 3 棟、道路決壊 15 件、河川決壊 1 件 被害総額 1 億 6,350 万円
平成 11 年 9 月	台風 18 号	半壊 1 棟、一部損壊 9 棟
平成 18 年 7 月	集中豪雨	死者 1 人 軽傷 3 人 全壊 219 棟 (214 世帯) 半壊 361 棟 (346 世帯) 一部損壊 6 棟 (6 世帯) 床上浸水 114 棟 (86 世帯) 床下浸水 115 棟 (102 世帯) 被害額 83 億円
令和 3 年 7 月	集中豪雨 (線状降水 帶発生)	半壊 9 棟 (9 世帯) 一部損壊 59 棟 (58 世帯) 床上浸水 6 棟、床下浸水 45 棟 被害額 33 億円

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

## 2 地震関係

発生年月日	名 称	被 害 概 要
平成 9 年 3 月、 5 月	県北西部地 震	負傷者 28 人、全壊 2 棟、半壊 13 棟 全壊 2 棟、半壊 15 棟、一部損壊 1,389 棟 一部損壊 107 棟

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

## 2-2 土砂災害警戒区域等一覧

### ○ 急傾斜地

大字名	土砂災害警戒区域等の名称(アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし)
宮之城 屋地	急・東平1, 急・橋之口1, 急・前岡1, 急・前岡2, 急・前岡3, 急・中街道1, 急・木場田5, 急・末ヶ迫3, 急・愛宕脇1, 急・愛宕脇2, 急・峯下小路1, 急・赤剥1, 急・龍風ヶ迫1, 急・赤剥2, 急・石踊1, 急・平田4, 急・平田5, 急・町頭1, 急・峯下1, 急・坂ノ下6, 急・坂ノ下7, 急・宇都2, 急・宇都3, 急・堀畠1, 急・見越1, 急・西ヶ迫2, 急・西ヶ迫3, <u>急・西ヶ迫4</u> , 急・風呂ヶ迫1, 急・薬師院1, 急・町ノ上1, 急・屋地1, 急・屋地2
虎居	急・北園1, <u>急・梨木畠1</u> , 急・永田原1, 急・横打1, 急・上崎山1, 急・大迫2, 急・諏訪宇都1, 急・竹下2, 急・竹下3, 急・竹下4, 急・崎山1, 急・椎木ヶ迫1, 急・柚木ヶ谷1, 急・柚木ヶ谷2, 急・柊木ノ段1, 急・菖蒲ヶ迫1, 急・宮ノ下1, 急・朝畠1, 急・山内ヶ平1, 急・小椎八重1, 急・上屋敷1, 急・上屋敷2, 急・上屋敷3, 急・上屋敷4, 急・脇ノ丸1, 急・脇ノ丸2, 急・曲渕1, 急・湯ノ原1, 急・前屋敷1, 急・前屋敷2, 急・徳尾1, 急・鬼ヶ平1, 急・虎居町1, 急・市来島原1, 急・雪山1, 急・庚申田1, 急・山内ヶ平2, 急・轟町1, 急・横打2, 急・瀬戸ノ上
時吉	急・西ヶ迫1, 急・弓場ヶ迫3, 急・中城1, 急・平ノ前1, 急・萩峯1, 急・萩峯2, 急・風呂ヶ迫2, 急・鳥越1
船木	急・四迫田1, 急・百畠町1, 急・木場田5, 急・木京ヶ段1, 急・池ヶ迫1, 急・瀬戸口1, 急・瀬戸口2, 急・飛渡1, 急・木京ヶ段2, 急・木京ヶ段3, 急・池ヶ迫2, 急・山川2, 急・橋ノ元1, 急・岩根谷1, 急・平山1, 急・岩ノ元1, 急・井王キ1, 急・白石1, 急・幡ノ尾1, 急・溝ノ元1, 急・古城5, 急・古城6, 急・古城玉1, 急・西井穴1, 急・山下10, 急・西之原1, 急・西井穴2, 急・二反田1, 急・西ヶ迫5, 急・柊崎1, 急・下永迫1, 急・土道ヶ迫1, 急・塗ヶ迫1, 急・奉社田1, 急・豆漬5, 急・内屋敷1, 急・小松原1, 急・前川1, 急・北園2, 急・宮ノ下2, 急・前川2, 急・五反田2, 急・恋ノ巣1
柊野	急・日添1, 急・新田1, 急・新田2, 急・日添2, 急・市野1, 急・湯ノ川内1, 急・勘場1, 急・湯ノ川内2, 急・兎氏1, 急・中野2, 急・中野3, 急・大丸2, 急・兎氏2, 急・屋敷前1, 急・池迫1, 急・木場1, 急・木場2, 急・小八重1, 急・迫田1, 急・狐ヶ迫1, 急・中間3, 急・桜ヶ葉山1, 急・阿津川1, 急・根越1, 急・湯ノ川内3, 急・後谷1, 急・後谷2, 急・別府1, 急・別府2, 急・大迫8, 急・大迫9, 急・北迫1, 急・北迫2, 急・北迫3, 急・柳川内1, 急・笹段1, 急・古園1
平川	急・小川内1, 急・青木間伏1, 急・新改1, 急・荒屋舗1, 急・須田平1, 急・去人1, 急・去人2, 急・井手山1, 急・地神田1, 急・地神田2, 急・地神田3, 急・西田1, 急・母ヶ野1, 急・永田3, 急・中園1, 急・中園2, 急・中園3, 急・七拾三節1, 急・七十三節2, 急・大洞1, 急・熊ノ八重1, 急・芝ノ段1, 急・芝ノ段2, 急・水尾比良1, 急・嶺北1, 急・登尾1, 急・蔭平1, 急・破レ1, 急・岡峯1, 急・弥五郎1, 急・林ノ口1, 急・宮ノ上1, 急・陣ノ原1, 急・上岩元1, 急・大薄1, 急・下屋敷2, 急・榎木ヶ丸1, 急・小川田1, 急・柿木3, 急・屋敷添1, 急・井戸ノ迫1, 急・揚ヶ段1, 急・下ノ段1, 急・髪櫛1, 急・平田6, 急・上城ノ下1, 急・大原1, 急・宮坂1, 急・上菅牟田1, 急・上菅牟田2, 急・宮之脇5, 急・稻津1, 急・稻津2, 急・湯崎1, 急・湯崎2, 急・野中1, 急・岩元2, 急・井ノ尻1, 急・井ノ尻2, 急・井ノ尻3, 急・谷ノ口3, 急・西園1, 急・上ノ原2, 急・上ノ原3, 急・屋敷添2, 急・尾座原1, 急・尾座原2, 急・尾座原3, 急・当バス1, 急・当バス2, 急・尾座原田1, 急・狩越1, 急・二柿山1, 急・屋敷添3, 急・屋敷添4
湯田	急・鵜ノ巣1, 急・鵜ノ巣2, 急・供養山1, 急・供養山2, 急・下別府1, <u>急・湯之元1</u> , 急・桜木1, 急・城1, 急・高迫1, 急・深迫1, 急・三枝1, 急・餅坂1, 急・湯之元2, 急・湯之元3
広瀬	急・豆漬1, 急・豆漬2, 急・阿字賀山1, 急・上黒岩1, 急・旧寺山1, 急・寺山2, 急・旧寺山3, 急・山川1, 急・篠田1, 急・豆漬3, 急・篠田頭1, 急・芋洗1, 急・宮之脇1, 急・宮之脇2, 急・五反田1, 急・畠ノ下1, 急・平段1, 急・下木渋1, 急・岩下1, 急・柿喰1, 急・通山1, 急・柿喰2, 急・本井手ノ口1, 急・諏訪ノ迫1, 急・内之倉1, 急・内之倉2, 急・堂ヶ迫, 急・堂ヶ迫3, 急・島田1, <u>急・島田2</u> , 急・山下1, 急・山下2, 急・園田1, 急・中原1, 急・八ノ別当1, 急・堂ヶ迫4, 急・園田2, 急・園田3, 急・菖蒲田1, 急・井手ノ本1, 急・神掛1, 急・大谷

	1, 急・神掛2, 急・猿喰1, 急・長牟田1, 急・小手六1, <u>急・長牟田2</u> , 急・水玉利1, 急・江ゲン谷1, 急・浅畑1, 急・長谷1, 急・持田1, 急・大橋口1, 急・大橋口2, 急・内小川内1, 急・鮎ノ瀬1, 急・花立1, 急・持田2, 急・上石ノ野1, 急・大久保野1, 急・辯財天1, 急・古道1, 急・辯財天2, 急・境ノ谷1
田原	急・上鶴ヶ城1, 急・鶴ヶ城1, 急・倉内1, 急・大宮田1, 急・古城1, 急・古城2, 急・古城3, 急・身ノ山1, 急・大岩ヶ迫1, 急・坂ノ下1, 急・前ノ原1, 急・柳ヶ迫1, 急・ツツジ原1, 急・前之原2, 急・鼠ヶ城1, 急・湯穴ノ口, 急・長尾1
山崎	急・下大田1, 急・下大田2, 急・餘ヶ城1, 急・餘ヶ城2, 急・稻荷迫1, 急・垣内1, 急・上村1, 急・長迫1, 急・前田5, 急・山口田1, 急・黒坪1, 急・古野1, 急・廣キ1, 急・大窪1, 急・大窪2, 急・松山1, 急・山角1, 急・堤ヶ段1, 急・堤ヶ段2, 急・岩氷1, 急・廣キ2
久富木	急・地蔵ヶ宇都1, 急・米ノ山1, 急・松原1, 急・坂ノ下3, 急・米ノ山2, 急・坂ノ下4, 急・坂ノ下5, 急・樅ヶ谷1, 急・城ヶ峯1, 急・法円寺1, 急・岩坂1, 急・岩坂2, 急・茶園添1, 急・白坂1, 急・仁田ヶ迫1, 急・仁田ヶ迫2, 急・梅川1, 急・仁田ヶ迫3, 急・山神前1, 急・餅迫1, 急・上村2, 急・田ノ頭1, 急・田ノ頭2, 急・植ヶ元1, 急・植ヶ元2, 急・植ヶ元3, 急・樋ノ牟田1, 急・大岩ヶ迫2, 急・田ノ頭3, 急・室屋1, 急・室屋2, 急・尾ノ口1, 急・尾ノ口2, 急・久保平1, 急・山仁田1, 急・上ノ川1, 急・室屋3, 急・五色1, 急・大堀1, 急・山ノ口2, 急・城ヶ峯2, 急・法円寺2, 急・萩之段2, 急・菊池田4
二渡	急・外園1, 急・蘭ヶ迫1, 急・日焼1, 急・下荒田1, 急・嵐山1, 急・嵐山2, 急・嵐山3, 急・堂ノ尾1, 急・大山口1, 急・高城1, 急・粢田1, 急・宮ヶ原1, 急・宇都8, 急・諏訪ノ下1, 急・浦田1, 急・諏訪ノ下2, 急・諏訪ノ下3, 急・山ノ口4, 急・吐合1, 急・竹山1, 急・竹山2, 急・竹山3, 急・原1, 急・山迫1, 急・宇都9
白男川	急・金堀谷1, <u>急・石佛1</u> , 急・松ヶ迫6, 急・松ヶ迫7, 急・穴ノ城1, 急・穴ノ城2, 急・横手4, 急・宇都4, 急・宇都5, 急・宇都6, 急・宇都7, 急・松ヶ迫8, 急・山仁田2, 急・池田4, 急・野元1, 急・樋迫1, 急・小丸4, 急・小丸5, 急・橋本1, 急・平八重1, 急・行司田1, 急・行司田2, 急・徳尾2, 急・有木1, 急・小茶円1, 急・半次郎ヶ迫1, 急・平八重2, 急・寺ノ下1, 急・杉山1, 急・久山平1, 急・久山平2, 急・山下8, 急・神屋敷1, 急・神屋敷2, 急・樋迫2, 急・樋迫3, 急・山下9
泊野	急・崩下1, 急・楠八重1, 急・轟ノ元1, 急・狩集1, 急・市野野1, 急・市野野2, 急・後牟田1, 急・土地2, 急・宮田1, 急・大岩ヶ段1, 急・宮田2, 急・宮田3, 急・和田1, <u>急・大屋久原1</u> , 急・大屋久原2, <u>急・久木野1</u> , 急・崩下2, 急・楠八重2, 急・楠八重3, 急・下楠八重1, 急・和田2, 急・大屋久原3, 急・大屋久原4, 急・長尾2, 急・大平2, 急・大平3, 急・竹八重1, 急・竹八重2, 急・木折1, 急・竹八重3, 急・湯ノ山1, 急・湯ノ山2, 急・湯ノ山3, 急・上久木野1, 急・花畠1, 急・花畠2, 急・高峯1, 急・高峯2, 急・高峯3, 急・高峯4, 急・園ノ段1, 急・辻2, 急・辻3, 急・辻4, 急・高橋1, 急・高橋2, 急・三腰野1
鶴田	急・諏訪坊, 急・大平1, 急・下山神1, 急・タケニ田1, 急・フノ木1, 急・小丸1, 急・木場瀬1, 急・ヨケガ迫1, 急・ヨケガ迫2, 急・池ノ元1, 急・樋ノ原1, 急・樋ノ口1, 急・水洗4, 急・小丸2, 急・小丸3, 急・瀬戸1, 急・鷹巣1, 急・芝屋ヶ段1, 急・北平前1, 急・上高田1, 急・北平1, 急・上中川内1, 急・上中川内2, 急・炉ノ尾1, 急・古屋敷1, 急・古屋敷2, 急・河野1, 急・水口1, 急・木場ヶ迫1, 急・木場ヶ迫2, 急・中ノ段1, 急・中ノ段2, 急・中ノ段3, 急・前山1, 急・古城4, 急・城内1, 急・城内2, 急・丸尾1, 急・丸尾2, 急・丸尾3, 急・丸尾4, 急・丸尾5, 急・島廻り2, 急・島廻り3, 急・田間田1, 急・萩ノ平1, 急・萩ノ平2, 急・竹ノ下1, 急・タレノ口1, 急・下ハシケ1, 急・ホキ山1, 急・ホキ山2, 急・フケン丸1, 急・大迫3, 急・大迫4, 急・炭床1, 急・中野1, 急・樋脇1, 急・大迫5, 急・炭床2, 急・樋脇2, 急・炭床3, 急・坂ノ下8, 急・坂ノ下9, 急・竹下5, 急・宮ノ段1, 急・丸尾6, 急・タレノ口2, 急・タレノ口3, 急・島廻り4, 急・山角2

神子	急・櫃ヶ迫1, 急・櫃ヶ迫2, 急・岩嶺, 急・落ヶ迫1, 急・落ヶ迫2, 急・字川1, 急・字川2, 急・字川3, 急・笹ノ段1, 急・桑木ヶ河内1, 急・笹ノ段2, 急・笹ノ段3, 急・笹ノ段4, 急・笹ノ段5, 急・笹ノ段6, 急・笹ノ段7, 急・堂ヶ迫1, 急・園山1, 急・堂ヶ迫2, 急・園山2, 急・前迫, 急・前平1, 急・前平2, 急・前平3, 急・前平4, 急・打込1, 急・上後迫1, 急・上後迫2, 急・下屋敷1, <u>急・上大迫1</u> , 急・高嶺1, 急・見帰り1, 急・見帰り2, 急・水洗1, 急・水洗2, 急・水
----	--

	洗3, 急・前田1, 急・横場1, 急・前田2, 急・山中1, 急・中ノ丸1, 急・上後迫3, 急・由ノ木平1, 急・高下1, 急・深田1, 急・深田2, 急・桑木ヶ河内2, 急・木場田1, 急・島廻り, 急・尾高1, 急・尾高2, 急・尾高3, 急・石戸ノ下, 急・ヘゴ山1, 急・ヘゴ山2, 急・ヘゴ山3, 急・五反田, 急・尾越ヶ迫, 急・木場田2, 急・東篠ヶ段, 急・松ヶ迫1, 急・松ヶ迫2, 急・松尾, 急・小山, 急・上ノ原, 急・井手ノ上, 急・中間1, 急・中間2, 急・山下平, 急・高嶺, 急・フケン段1, 急・フケン段2, 急・渡瀬口1, 急・フケン段3, 急・柳野谷添1
柏原	急・水洗5, 急・甲原1, 急・山内1, 急・山内2, 急・柳野山下1, 急・片野山1, 急・建山1, 急・種子田1, 急・種子田2, 急・頭無シ1, 急・頭無シ2, 急・加治山1, 急・仁王原1, 急・上大願寺1
紫尾	急・湯ノ向1, 急・湯ノ向2, 急・湯ノ向3, 急・岩下4, 急・吐合2, 急・小杉田1, 急・荒井手1, 急・荒井手2, 急・下り山1, 急・綾織1, 急・井手原下1, 急・中西1, 急・井手原1, 急・井手原2, 急・井手原3, 急・井手原4, 急・井手原5, 急・井手原6, 急・井手原7, 急・井手原8, 急・井手原9, 急・井手原10, 急・野畠1, 急・大丸3, 急・的場1, 急・的場2, 急・仁田原1, 急・古屋敷3, 急・外園2, 急・湯ノ向4, 急・十良1, 急・浦田2, 急・市王子1, 急・市王子2, 急・下り山2, 急・下ノ原1, 急・荒井手3, 急・仁田原2, 急・仁田原3
求名	急・川平1, 急・木場ノ口1, 急・木場ノ口2, 急・山ノ口1, 急・山下3, 急・山下4, 急・東前田1, 急・谷ノ口1, 急・谷ノ口2, 急・現王1, 急・平田1, 急・平1, 急・西ヶ丸1, 急・西ヶ丸2, 急・西ヶ丸3, 急・平田2, 急・平田3, 急・宮ノ元1, 急・植園1, 急・橋ノ口1, 急・植園2, 急・下船川1, 急・矢建ヶ原1, 急・牟田元1, 急・小達山1, 小達山2, 急・山神殿, 急・柿木1, 急・中尾1, 急・中尾2, 急・高尾1, 急・高塚1, 急・藤川1, 急・藤川2, 急・頭ナシ1, 急・ホヲグ1, 急・平谷1, 急・井穴1, 急・宮後1, 急・轟ヶ平1, 急・宮後2, 急・蓑毛田1, 急・柿木2, 急・堂ノ迫1, 急・羽有1, 急・平原1, 急・小森1, 急・峯本1, 急・西山1, 急・迫田1, 急・谷川1, 急・上兎田1, 急・湯之谷1, 急・西山2, 急・脇1, 急・横手1, 急・湯之尻1, 急・前田3, 急・土地1, 急・宇都1, 急・中島1, 急・小鍋1, 急・淵脇1, 急・竹下1, 急・下大師野1, 急・山下5, 急・屋敷田1, 急・山下6, 急・山下7, 日野山1, 急・東俣1, 急・鳶多山1, 急・樋掛1, 急・下り野1, 急・船川1, 急・船川2, 急・大迫1, 急・蕨川内1, 急・蕨川内2, 急・打越1, 急・辻1, 急・内木場田1, 急・打越2, 急・モマ次郎1, 急・モマ次郎2, 急・宮之脇3, 急・宮之脇4, 急・坂ノ下2, 急・前平5, 急・前平6, 急・松元1, 急・畠井田1, 急・苗代田1, 急・蕨野1, 急・木場田3, 急・池田1, 急・池田2, 急・堂ヶ迫5, 急・永峯1, 急・永峯2, 急・片鹿倉1, 急・前畠1, 急・前田4, 急・岩下2, 急・岩下3, 急・永田1, 急・永田2, 急・都畠1, 急・井樋ノ口1, 急・木場田4
中津川	急・冷水1, 急・竹下6, 急・馬渡1, 急・六反田1, 急・新大迫1, 急・大迫6, 急・大迫7, 急・飛山1, 急・大丸1, 急・園田4, 急・園田5, 急・瀧脇2, 急・瀧脇3, 急・ウケ口1, 急・松下1, 急・山開1, 急・一本松1, 急・柚木谷1, 急・一本松2, 急・外川内1, 急・外川内2, 急・助平1, 急・道添1, 急・永山1, 急・板川1, 急・板川2, 急・宇堂山1, 急・宇都山1, 急・宇堂山2, 急・宇堂山3, 急・宇堂山4, 急・尾原1, 急・畠添1, 急・畠添2, 急・畠添3, 急・梨木段1, 急・外川内3, 急・黒猿1, 急・武下1, 急・鳥山1, 急・鳥山2, 急・鳥山3, 急・鳥山4, 急・松下2, 急・岩下5, 急・柏木1, 急・永山2, 急・新地2, 急・新地3, 急・新地4, 急・松下3, 急・東尾鹿倉1
永野	急・八重目1, 急・日当1, 急・耳取1, 急・山坊1, 急・蜂窓1, 急・蜂窓2, 急・本場所ノ下1, 急・落シ1, 急・茅野1, 急・茅野番所1, 急・三番瀧1, 急・三番瀧2, 急・永野ノ下1, 急・永野ノ下2, 急・出来山北1, 急・八重目2, 急・八重目3, 急・源吾谷1, 急・出来山北2, 急・出来山北3, 急・出来山下1, 急・小谷頭1, 急・ヤゲン1, 急・山ヶ野田1, 急・松ヶ迫4, 急・松ヶ迫5, 急・山ノ口3, 急・小迫1, 急・下田平1, 急・本山口1, 急・本山口2, 急・火ノ谷1, 急・火ノ谷2, 急・上茶屋1, 急・ヤゲン2, 急・下田平2, 急・上茶屋2, 急・櫻ヶ段1, 急・櫻ヶ段2, 急・新地1 急・堂免1, 急・城下1, 急・城下2, 急・岩元1, 急・鍋山1, 急・龍角1, 急・園田1, 急・池山尻1, 急・諏訪ノ尾1, 急・安ノ宇都1, 急・長葉1, 急・釜迫尻1, 急・釜迫1, 急・瀧脇1, 急・屋敷畠1, 急・大石ノ西1, 急・前畠2, 急・大俣1, 急・大俣2, 急・池田3, 急・後生川1, 急・加納松1, 急・白江1, 急・下丁場1, 急・横手2, 急・横手3, 急・弓場ヶ迫1, 急・弓場ヶ迫2, 急・鬼橋1, 急・木場ヶ角1, 急・豆漬4, 急・下正野山1, 急・口屋ノ谷1, 急・口屋ノ谷2

○ 土石流

大字名	土砂災害警戒区域等の名称(アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし)
宮之城 屋地	土・愛宕1, 土・大丸1, 土・丸岡1
虎居	<u>土・竹下1</u> , 土・竹下2, 土・諏訪宇都1, 土・諏訪宇都2, 土・前屋敷1, 土・湯ノ原1, <u>土・上屋敷1</u>
船木	土・木京ヶ段1, 土・木京ヶ段2, 土・木京ヶ段3, 土・堀田1, 土・堀田2, 土・東谷1, 土・東谷2, 土・觀音平1, 土・觀音平2, 土・小松原1, 土・小松原2, 土・前平5, 土・前平6, 土・前平7, 土・前平8, 土・井手ノ元1, 土・恋ノ巣1, <u>土・白石3</u> , 土・岩根谷1, 土・岩根谷2
柊野	土・勘場1, 土・月ノ元1, 土・新田1, 土・新田2, 土・新田3, <u>土・日添1</u> , 土・湯ノ川内1, 土・湯ノ川内2, 土・湯ノ川内3, 土・中野3, 土・兎氏1, 土・兎氏2, 土・大丸2, <u>土・木場1</u> , 土・屋敷前1, <u>土・小八重1</u> , 土・小迫2, <u>土・日添2</u> , 土・島黒1, <u>土・大迫8</u> , 土・大迫9, 土・北迫1, 土・古園1, <u>土・古園2</u>
平川	土・小川内1, 土・荒屋敷1, 土・荒屋敷2, 土・石原2, 土・須田平1, <u>土・須田平2</u> , 土・荒屋敷3, 土・須田平3, 土・去人1, 土・井手山1, 土・外園1, <u>土・地神田1</u> , 土・地神田2, 土・西田1, 土・西田2, <u>土・永田1</u> , <u>土・井手山2</u> , <u>土・井手山3</u> , 土・中園1, 土・狩越1, 土・七拾三節1, 土・七拾三節2, 土・古屋敷3, <u>土・水尾比良1</u> , 土・水尾比良2, 土・水尾比良3, 土・水尾比良4, 土・水尾比良5, 土・水尾比良6, 土・大洞1, 土・大洞2, 土・大洞3, 土・大洞4, 土・芝ノ段1, 土・熊ノ八重1, 土・登尾1, 土・登尾2, 土・登尾3, 土・登尾4, 土・蔭平1, 土・紫尾谷1, 土・破レ1, 土・岡峯1, <u>土・弥五郎1</u> , 土・林ノ口1, 土・林ノ口2, 土・陣ノ原1, 土・上岩元1, <u>土・上岩元2</u> , <u>土・上岩元3</u> , 土・上岩元4, <u>土・大薄1</u> , 土・下屋敷1, 土・下屋敷2, 土・下屋敷3, 土・下柳谷1, 土・上菅牟田1, 土・宮坂1, 土・井ノ尻1, 土・二柿山1, 土・谷ノ口3, 土・谷ノ口4, 土・谷ノ口5, 土・谷ノ口6, <u>土・上ノ原1</u> , <u>土・上ノ原2</u> , 土・上ノ原3, 土・上ノ原4, 土・上ノ原5, 土・道ノ上1, <u>土・道ノ上2</u> , <u>土・竹ノ元1</u> , 土・屋敷添1, 土・屋敷添2, 土・当ベス1, 土・尾座原田1, 土・尾座原田2, 土・椿ヶ迫1, 土・建葉山1, 土・狩越2, 土・上ノ原6, 土・上ノ原7
湯田	<u>土・松ヶ迫1</u> , 土・深迫1
広瀬	<u>土・豆漬3</u> , 土・豆漬2, 土・豆漬1, 土・篠田1, 土・下木渋1, 土・萩ノ野1, 土・内ノ倉1, 土・内ノ倉2, 土・石原1, 土・島田1, 土・八ノ別当1, 土・中原1, 土・猿喰1, 土・大橋口1, 土・江ゲン谷1, 土・江ゲン谷2, <u>土・浅畑1</u> , 土・浅畑2, 土・長谷1, 土・大久保野1
田原	土・高祖宮之脇1, 土・高祖宮之脇2, 土・高祖宮之脇3, 土・椎木1, 土・山ノ口1, 土・山ノ口2
山崎	土・小原1, <u>土・大迫4</u> , <u>土・大迫5</u> , 土・山下1
久富木	<u>土・溝下1</u> , <u>土・大畠町1</u> , 土・大畠町2, 土・井手原1, 土・井手原2, 土・茶園添1, <u>土・枯木ヶ迫1</u> , 土・杉ノ丸1, <u>土・尾ノ口1</u> , 土・山ノ口4, 土・山ノ口5, <u>土・菊池田2</u> , <u>土・鍛治屋ヶ丸1</u>
二渡	<u>土・山迫1</u> , <u>土・藺ヶ迫1</u> , <u>土・伯耆ノ本1</u> , 土・田平2, 土・福ヶ迫1, 土・粢田1, 土・粢田2, 土・粢田3, 土・岩坂1, <u>土・岩坂2</u> , 土・嵐山1, 土・嵐山2, 土・嵐山3, <u>土・権現宇都1</u> , 土・山ノ口6, 土・山ノ口7, 土・山ノ口8, <u>土・町原1</u> , 土・町原2, <u>土・竹山1</u> , 土・原1, 土・鳶山1, 土・高城1, 土・竹山2, 土・鳶山2
白男川	土・平八重1, 土・半次郎ヶ迫1, 土・横手1, 土・宇都1, 土・穴ノ城1, <u>土・穴ノ城2</u> , 土・穴ノ城3, 土・柳ヶ迫1, 土・床山段1, 土・火ノ峯1, 土・五拾地1, 土・桶迫1, 土・岩ヶ迫1, 土・徳尾1, 土・行司田1, 土・小丸2, 土・平八重2, 土・平八重3, 土・半次郎ヶ迫2, 土・平八重4, 土・橋本1, 土・尻ノ口1, 土・山下2, 土・山下3, 土・久山平1
泊野	土・市野野1, 土・市野野2, 土・狩集1, 土・狩集2, 土・木地山1, 土・崩下1, 土・白崩1, 土・楠八重1, 土・楠八重2, <u>土・楠八重3</u> , 土・市野野3, 土・石永1, 土・石永2, 土・石永3, 土・片平木場1, 土・大屋久原1, <u>土・大屋久原2</u> , 土・萩ノ段1, 土・大平3, <u>土・大平4</u> , 土・現王園1, <u>土・竹八重1</u> , <u>土・竹八重2</u> , 土・下川平1, 土・湯ノ山1, 土・花畑1, 土・花畑2, 土・高峯1, 土・高峯2, 土・高峯3, 土・高峯4, 土・園ノ段1, 土・園ノ段2, <u>土・辻1</u> , 土・辻2, <u>土・竹八重3</u> , 土・高橋1, 土・三腰野1
鶴田	<u>土・大平1</u> , 土・大平2, 土・冷水1, 土・上山神1, 土・上山神2, 土・小丸1,

	土・瀬戸 1, 土・上中川内 1, 土・上中川内 2, <u>土・北平 1</u> , 土・芝屋ヶ段 1, 土・コチガ迫 1, <u>土・中ノ段 1</u> , 土・茶園ヶ迫 1, <u>土・大迫 6</u> , 土・中野 2, 土・下ハシケ 1
神子	土・岩嶺 1, 土・牟礼ノ口 1, 土・落ヶ迫 1, 土・落ヶ迫 2, 土・字川 1, 土・字川 2, 土・字川 3, 土・笹ノ段 1, 土・笹ノ段 2, 土・堂ヶ迫 1, 土・堂ヶ迫 2, 土・前迫 1, 土・前平 1, 土・前平 2, 土・前平 3, 土・園山 1, 土・園山 2, 土・笹ノ段 3, 土・笹ノ段 4, 土・笹ノ段 5, 土・笹ノ段 6, 土・笹ノ段 7, 土・笹ノ段 8, 土・桑木ヶ河内 1, 土・桑木ヶ河内 2, <u>土・打込 1</u> , 土・水洗 1, 土・水洗 2, 土・水洗 3, 土・水洗 4, 土・水洗 5, <u>土・水洗 6</u> , 土・見帰り 1, 土・見帰り 2, <u>土・高嶺 1</u> , 土・高嶺 2, 土・山中 1, 土・由ノ木平 1, 土・馬渡 1, 土・中ノ丸 1, 土・由ノ木平 2, 土・中ノ丸 2, 土・桑木ヶ河内, 土・尾高前 1, 土・尾高前 2, 土・尾高 1, 土・尾高 2, 土・尾高 3, 土・渡瀬口, 土・木場田 1, 土・木場田 2, 土・ヘゴ山 1, 土・ヘゴ山 2, 土・谷ノ渡, 土・観音瀧, 土・木場田 3, <u>土・抜谷</u> , 土・上ノ原畑, 土・柳野・谷添 1, 土・柳野・谷添 2, 土・ユガイ
柏原	土・柳野山下 1, 土・阿佐川 1, 土・柳野山下 2, 土・甲原 1
紫尾	<u>土・湯ノ向 1</u> , <u>土・湯ノ向 2</u> , 土・湯ノ向 3, 土・外園 2, <u>土・湯ノ向 4</u> , <u>土・湯ノ向 5</u> , <u>土・外園 3</u> , 土・外園 4, 土・古屋敷 4, 土・西ヶ迫 1, <u>土・井手原 3</u> , 土・井手原 4, <u>土・井手原 5</u> , <u>土・綾織 1</u> , <u>土・綾織 2</u> , 土・下り山 1, 土・荒井手 1, 土・荒井手 2, 土・下り山 2, 土・市王子 1
求名	土・中野 1, 土・焼山 1, <u>土・押ノ尾 1</u> , 土・タラノ木 1, 土・枟ヶ原 1, <u>土・枟ヶ原 2</u> , <u>土・枟ヶ原 3</u> , 土・谷ノ口 1, 土・谷ノ口 2, <u>土・大迫 1</u> , 土・大迫 2, 土・大迫 3, <u>土・宮ノ元 1</u> , 土・岩ノ元 1, 土・岩ノ元 2, <u>土・山ノ口 3</u> , <u>土・西ヶ丸 1</u> , 土・牟田元 1, 土・搦 1, 土・搦 2, 土・頭ナシ 1, 土・頭ナシ 2, <u>土・山瀬戸 1</u> , <u>土・藤川 1</u> , 土・道ノ尾 1, 土・柿木 1, 土・轟ヶ平 1, 土・轟ヶ平 2, 土・轟ヶ平 3, 土・蓑毛田 1, 土・平谷 1, 土・井穴 1, 土・湯之谷 1, <u>土・湯之谷 2</u> , 土・土地 1, 土地 2, 土・下り野 1, 土・脇 1, 土・宮之脇 1, 土・宮之脇 2, 土・中山ノ口 1, <u>土・前平 4</u> , 土・苗代田 1, 土・池田 1, 土・山中 2, <u>土・片鹿倉 1</u> , 土・木場田 4
中津川	<u>土・大迫 7</u> , 土・大岡 1, 土・荒田 1, 土・中武 1, 土・中武 2, <u>土・一本松 1</u> , 土・柚木谷 1, <u>土・柚木谷 2</u> , 外川内 1, 土・外川内 2, <u>土・外川内 3</u> , 土・助平 1, 土・助平 2, 土・3, 土・梨木段 1, 土・梨木段 2, <u>土・藤森 1</u> , <u>土・枯楠 1</u> , <u>土・山神迫 3</u>
永野	土・櫻ヶ段 1, 土・櫻ヶ段 2, 土・段小山平 1, 土・段小山平 2, 土・蜂窓 1, <u>土・芭蕉山 1</u> , 土・三番瀧 1, 土・茅野番所 1, 土・出来山下 1, <u>土・山ノ神 1</u> , <u>土・茅野 1</u> , 土・小谷頭 1, 土・蟹川 1, <u>土・溝ノ口 1</u> , 土・杉ノ谷 1, 土・アサツケ東 1, 土・山神ノ谷 1, 土・山田屋敷 1, 土・印ヶ尾 1, 土・杉ノ本 1, 土・岩瀬戸 1, 土・寺畠 1, 土・松山 1, 土・屋辺井川 1, 土・楠木山 1, 土・五百地 1, <u>土・小迫 1</u> , <u>土・田平 1</u> , 土・下田平 1, 土・笠山 1, 土・笠山 2, 土・火ノ谷 1, 土・本番所ノ下 1, 土・朝畠 1, <u>土・城下 1</u> , 土・池山尻 1, 土・小竹下 1, 土・薬師ヶ宇都 1, 土・大石ノ西 1, 土・荒峯ノ尻 1, 土・荒峯ノ尻 2, 土・屋敷畑 1, <u>土・窪田 1</u> , 土・古屋敷 1, <u>土・古屋敷 2</u> , 土・白石 1, 土・白石 2, 土・池ノ尻 1, <u>土・大迫尻 1</u> , <u>土・豆漬 4</u> , 土・日影谷 1, 土・赤仁田 1, <u>土・奥ノ谷 1</u> , <u>土・裏谷 1</u> , <u>土・金迫 1</u>

### 2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

No.	施設名	施設種別	所在地
1	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木 2311 番地 8
2	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木 2311 番地 8
3	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木 4029 番地 1
4	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木 2311 番地 6
5	薩摩中央高等学校	学校	さつま町虎居 1900 番地
6	佐志小学校	学校	さつま町広瀬 1177 番地
7	薩摩小学校	学校	さつま町中津川 4269 番地

## 2-4 土砂災害危険箇所一覧

### (1) 地すべり危険地区

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
9	丸山	永野	30
66	山峯	永野	30

### (2) 急傾斜地崩壊危険箇所

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
I 1 1114	須杭	二渡	12
I 1 1115	中央1	宮之城屋地	5
I 1 1116	虎居町	虎居	7
I 1 1117	中央2	宮之城屋地	6
I 1 1118	原	二渡	12
I 1 1119	須杭下	二渡	9
I 1 1120	須杭上	二渡	13
I 1 1124	下手1	紫尾	6
I 1 1125	下手2	紫尾	5
I 1 1126	岩之上	紫尾	5
I 1 1127	仁田原	紫尾	8
I 1 1128	高嶺2	神子	10
I 1 1131	町	鶴田	5
I 1 1132	上手	鶴田	9
I 1 1134	北平	鶴田	5
I 1 1136	戸子田	求名	9
I 1 1137	下り野	求名	6
I 1 1139	永野上	永野	14
I 1 1140	薬師	永野	7
I 1 1142	宇堂山	中津川	1
I 1 1143	弓之尾下	中津川	7
I 1 1145	下手	求名	6
I 1 2956	上久木野	泊野	6
I 1 2957	白男川	白男川	14
I 1 2958	母ヶ野	平川	9
I 1 2959	一ツ木	虎居	12
I 1 2960	甫立	虎居	9
I 1 2961	城内	白男川	6
I 1 2962	山前	轟町	21
I 1 2963	愛宕	宮之城屋地	20
I 1 2964	町頭	宮之城屋地	5
I 1 2965	平の前	時吉	11
I 1 2966	身野山	田原	9
I 1 2967	供養山	湯田	7
I 1 2968	寺下	広瀬	9
I 1 2969	東道正	広瀬	10
I 1 2970	堂ノ尾	二渡	26
I 1 2971	宮ヶ原	二渡	9

I	1	2972	小松	久富木	8
I	1	2973	飴ヶ城	山崎	11
I	1	2974	荒瀬	山崎	5
I	1	2975	坂ノ下	久富木	13
I	1	2976	湯川内	柊野	6
I	1	2977	仲間	柊野	9
I	1	2978	樋脇	鶴田	12
I	1	2979	東	鶴田	8
I	1	2980	鳥居ノ下	紫尾	17
I	1	2981	川口	柏原	6
I	1	2982	茅野	永野	7
I	1	2983	下手下	求名	8
I	1	2984	松元	求名	6
I	1	2985	堂ヶ迫	求名	5
I	1	2986	岩元	永野	9
I	1	2987	上村	永野	5
I	1	2988	新開	中津川	10
I	1	3259	西ヶ迫下	宮之城屋地	6
I	1	3929	向江	柊野	7
I	1	3930	登尾	平川	6
I	1	3931	鹿之原	平川	5
I	1	3933	市野2	泊野	5
I	1	3934	上平川1	柊野	5
I	1	3936	下中	平川	5
I	1	3937	浅井野	白男川	6
I	1	3938	荒瀬	山崎	12
I	1	3939	船木	船木	6
I	1	3940	上町	宮之城屋地	5
I	1	3941	豆漬	広瀬	7
I	1	3942	篠田	広瀬	9
I	1	3943	上寺下1	広瀬	0
I	1	3944	上寺下2	広瀬	2
I	1	3945	下手1	求名	7
I	1	3946	下手2	求名	5
I	1	3947	下手3	求名	6
I	1	3948	戸子田	求名	5
I	1	3949	熊田	求名	4
I	1	3950	岩元	永野	1
I	1	3951	薬師	永野	2
I	1	4546	仮屋瀬1	広瀬	5
II	1	1975	柊野上1	柊野	2
II	1	1976	柊野上2	柊野	2
II	1	1977	柊野上3	柊野	1
II	1	1978	柊野上4	柊野	1
II	1	1979	柊野上5	柊野	3
II	1	1980	向江1	柊野	2
II	1	1981	向江2	柊野	2
II	1	1982	向江3	柊野	2
II	1	1983	向江4	柊野	2
II	1	1984	向江5	柊野	3

II	1	1985	中間 1	柊野	2
II	1	1986	中間 2	柊野	1
II	1	1987	中間 3	柊野	2
II	1	1988	中間 4	柊野	1
II	1	1989	柊野下	柊野	1
II	1	1990	登尾 1	平川	1
II	1	1991	登尾 2	平川	1
II	1	1992	登尾 3	平川	3
II	1	1993	登尾 4	平川	4
II	1	1994	登尾 5	平川	2
II	1	1995	楠八重 1	泊野	1
II	1	1996	楠八重 2	泊野	1
II	1	1997	楠八重 3	泊野	1
II	1	1998	市野 1	泊野	1
II	1	1999	市野 2	泊野	2
II	1	2000	市野 3	泊野	1
II	1	2001	久木野 1	泊野	2
II	1	2002	久木野 2	泊野	3
II	1	2003	久木野 3	泊野	3
II	1	2004	宮田 1	泊野	2
II	1	2005	宮田 2	泊野	2
II	1	2006	宮田 3	泊野	1
II	1	2007	鹿之原	平川	4
II	1	2008	大薄 1	平川	2
II	1	2009	大薄 2	平川	4
II	1	2010	大薄 3	平川	2
II	1	2011	大薄 4	平川	2
II	1	2012	大中 1	平川	3
II	1	2014	高峯 1	泊野	2
II	1	2015	高峯 2	泊野	1
II	1	2016	高峯 3	泊野	1
II	1	2017	母ヶ野 1	平川	1
II	1	2018	母ヶ野 2	平川	1
II	1	2019	上平川 1	平川	1
II	1	2020	上平川 2	平川	2
II	1	2021	上平川 3	平川	1
II	1	2022	上平川 4	平川	2
II	1	2023	上平川 5	平川	1
II	1	2024	上平川 6	平川	2
II	1	2025	大下	平川	2
II	1	2026	下平川	平川	1
II	1	2027	下中	平川	4
II	1	2028	北原 1	平川	1
II	1	2029	北原 2	平川	1
II	1	2030	下中	平川	3
II	1	2031	白男川	白男川	4
II	1	2032	浅井野 1	白男川	2
II	1	2033	浅井野 2	白男川	2
II	1	2034	浅井野 3	白男川	3
II	1	2035	浅井野 4	白男川	3

II	1	2036	虎居 1	虎居	2
II	1	2037	虎居 2	虎居	2
II	1	2038	虎居 3	虎居	2
II	1	2039	虎居 4	虎居	3
II	1	2040	白男川 2	白男川	1
II	1	2041	白男川 1	白男川	1
II	1	2042	白男川 3	白男川	2
II	1	2043	白男川 4	白男川	3
II	1	2044	白男川 7	白男川	2
II	1	2045	白男川 5	白男川	1
II	1	2046	白男川 6	白男川	4
II	1	2047	白男川 8	白男川	1
II	1	2048	日当瀬 1	虎居	3
II	1	2049	日当瀬 2	虎居	1
II	1	2050	日当瀬 3	虎居	1
II	1	2051	白男川	白男川	2
II	1	2052	梁原 1	虎居	1
II	1	2053	梁原 2	虎居	1
II	1	2054	海老川	虎居	2
II	1	2055	梁原	虎居	1
II	1	2056	二渡 1	二渡	4
II	1	2057	二渡 2	二渡	4
II	1	2058	山崎中 1	山崎	2
II	1	2059	山崎中 2	山崎	1
II	1	2060	古野 1	山崎	2
II	1	2061	古野 2	山崎	2
II	1	2062	大長	久富木	2
II	1	2063	角郷 3	久富木	1
II	1	2064	角郷 2	久富木	3
II	1	2065	角郷 1	久富木	1
II	1	2066	大畠町	久富木	2
II	1	2067	大畠町	久富木	2
II	1	2068	大畠町	久富木	4
II	1	2069	船木下 5	船木	4
II	1	2070	船木下 4	船木	1
II	1	2071	船木下 3	船木	3
II	1	2072	船木下 2	船木	1
II	1	2073	船木下 1	船木	2
II	1	2074	城之口	宮之城屋地	4
II	1	2075	中	田原	3
II	1	2076	西ヶ迫上	宮之城屋地	2
II	1	2077	大下	田原	2
II	1	2078	篠田 1	広瀬	3
II	1	2079	湯田下	湯田	3
II	1	2080	大谷	広瀬	1
II	1	2081	篠田 2	広瀬	1
II	1	2083	仮屋瀬 2	広瀬	2
II	1	2084	上広瀬	広瀬	2
II	1	2085	内小川田	広瀬	3
II	1	2086	仮屋原 1	広瀬	1

II	1	2087	仮屋原2	広瀬	2
II	1	2088	仮屋原3	広瀬	4
II	1	2089	滝下	広瀬	4
II	1	2090	木渋	広瀬	2
II	1	2091	大俣1	神子	1
II	1	2092	大俣2	神子	2
II	1	2093	大俣3	神子	1
II	1	2094	大俣4	神子	2
II	1	2095	大俣5	神子	1
II	1	2096	大俣6	神子	1
II	1	2097	大俣7	神子	2
II	1	2098	大俣8	神子	2
II	1	2099	栗野	神子	1
II	1	2100	門前1	紫尾	4
II	1	2101	門前2	紫尾	1
II	1	2102	峠	紫尾	2
II	1	2103	井手原1	紫尾	2
II	1	2104	井手原2	紫尾	2
II	1	2105	上下大迫1	神子	2
II	1	2106	上下大迫2	神子	2
II	1	2107	上下大迫3	神子	3
II	1	2108	上下大迫4	神子	1
II	1	2109	上下大迫5	神子	2
II	1	2110	浦川内1	鶴田	1
II	1	2111	浦川内2	鶴田	1
II	1	2112	浦川内3	鶴田	1
II	1	2113	浦川内4	鶴田	1
II	1	2114	新田1	神子	4
II	1	2115	高嶺	神子	1
II	1	2116	新田2	神子	3
II	1	2117	櫃ヶ迫	神子	2
II	1	2118	麓	鶴田	2
II	1	2119	種子田	柏原	2
II	1	2120	市場1	柏原	1
II	1	2121	市場2	柏原	4
II	1	2122	迫川内	鶴田	3
II	1	2123	諏訪下	柏原	4
II	1	2124	樋脇	鶴田	3
II	1	2125	大角	鶴田	2
II	1	2126	中間	神子	1
II	1	2127	上狩宿2	求名	3
II	1	2128	上狩宿3	求名	1
II	1	2129	下狩宿1	求名	2
II	1	2131	境田1	求名	1
II	1	2132	境田2	求名	1
II	1	2133	藤川	求名	3
II	1	2135	搦	求名	1
II	1	2136	上中福良1	求名	1
II	1	2137	上中福良2	求名	4
II	1	2138	下中福良1	求名	1

II	1	2139	下中福良 2	求名	3
II	1	2140	下手 1	求名	3
II	1	2141	下手 2	求名	2
II	1	2142	羽有	求名	2
II	1	2143	下手 3	求名	1
II	1	2144	下中福良 3	求名	1
II	1	2145	戸子田 1	求名	3
II	1	2146	下中福良 4	求名	3
II	1	2147	戸子田 2	求名	4
II	1	2148	戸子田 3	求名	1
II	1	2149	戸子田 4	求名	3
II	1	2150	熊田 1	求名	1
II	1	2151	熊田 2	求名	2
II	1	2152	熊田 3	求名	2
II	1	2153	熊田 4	求名	1
II	1	2154	下中福良 5	求名	1
II	1	2155	黒鳥 1	求名	1
II	1	2156	黒鳥 2	求名	2
II	1	2157	前田	求名	3
II	1	2158	尾原 1	中津川	3
II	1	2159	尾原 2	中津川	2
II	1	2160	尾原 3	中津川	2
II	1	2161	新地 1	永野	3
II	1	2162	新地 2	永野	1
II	1	2163	岩元 1	永野	4
II	1	2164	岩元 2	永野	2
II	1	2165	池山 1	永野	2
II	1	2166	池山 2	永野	2
II	1	2167	仕明	永野	1
II	1	2168	池山 3	永野	4
II	1	2169	金山 1	永野	2
II	1	2170	金山 2	永野	2
II	1	2171	白猿 1	中津川	1
II	1	2172	白猿 2	中津川	1
II	1	2173	薬師	永野	1
II	1	2174	段	永野	1
II	1	5120	市野 1	泊野	4
II	1	5121	上平川 2	平川	4
II	1	5122	鹿堀	永野	3
II	1	5123	愛宕原	永野	3
II	1	5124	耳取	永野	3
II	1	5125	岩下	広瀬	1
II	1	5126	蘭ヶ迫	二渡	3
II	1	5127	鳥居ノ上	紫尾	2
II	1	5128	上場	鶴田	2
II	1	5129	柳野	神子	1
II	1	5130	溜ヶ下	永野	2
II	1	5131	永田	求名	1
II	1	5132	坂ノ下	求名	2
II	1	5133	白石	船木	2

II	1	5134	三枝	広瀬	4
II	1	5135	下屋敷	神子	5
II	1	5136	上ノ川	久富木	1
II	1	5137	池ヶ迫	船木	2
II	1	5138	宮田	泊野	1
II	1	5139	城内	鶴田	2
II	1	5140	堂ヶ迫	広瀬	1
II	1	5141	山下	柏原	1
II	1	5142	風呂ヶ迫	宮之城屋地	3
II	1	5143	井ノ尻	平川	2
II	1	5144	谷元	山崎	1
II	1	5145	池ノ元	鶴田	1
II	1	5146	屋敷畠	永野	3
II	1	5147	鳥居ノ下2	紫尾	1
II	1	5148	松元2	求名	1
II	1	5149	西園1	平川	1
II	2	254	下中	平川	1
II	2	255	浅井野	白男川	2
II	2	256	二渡	二渡	1
II	2	257	船木下	船木	2
II	2	258	大畠町	久富木	1
II	2	259	山崎	山崎	1
II	2	260	角郷	久富木	1
II	2	261	内小川田	広瀬	1
II	2	262	築平	永野	1
II	2	263	轟町1	虎居	3

(3) 土石流危険渓流

危険地区番号	箇所名(渓流名)	位置 大字	人家戸数
384 I 1	二渡川1	二渡	5
384 I 2	宮都川	白男川	7
384 I 3	平野川	泊野	2
384 I 4	和田川	泊野	6
384 I 5	市野川	泊野	4
384 I 6	楠八重川2	泊野	5
384 I 7	楠八重川3	泊野	
384 I 8	楠八重川5	泊野	8
384 I 9	久木野川2	泊野	5
384 I 10	高峯川	泊野	4
384 I 11	高峯川3	泊野	5
384 I 12	高峯川1	泊野	5
384 I 13	母ヶ野川2	平川	3
384 I 14	上平川川8	平川	2
384 I 15	刈越谷	平川	7
384 I 16	山之川右支川	平川	5
384 I 17	大下川	平川	7
384 I 18	大中川3	平川	6
384 I 19	大中川4	平川	7
384 I 20	大薄川2	平川	1
384 I 21	大薄川1	平川	2
384 I 22	上岩本之谷	平川	5
384 I 23	日添川	柊野	1
384 I 24	柊野上川3	柊野	2
384 I 25	田原川	田原	9
384 I 26	大下川	田原	8
384 I 27	五反田川	船木	8
384 I 28	観音平川	船木	7
384 I 29	船木川	船木	8
384 I 30	恋巣谷	船木	5
384 I 31	向石川	船木	9
384 I 32	大畠川	久富木	3
385 I 1	奥之院川	紫尾	14
385 I 2	大俣谷川	神子	
385 I 3	栗野川	神子	5
385 I 4	上下大迫川	神子	6
385 I 5	上下大迫川	神子	
385 I 6	内川内川	鶴田	1
386 I 1	浦川支渓	求名	6
386 I 2	永野川	永野	33
386 I 3	金山川2	永野	11
386 I 4	金山川	永野	
386 I 5	金山川3	永野	10
386 I 6	金山川4	永野	4
386 I 7	永野上川	永野	5
386 I 8	念行寺川	永野	8

386	I	9	池山川	永野	6
384	II	1	須杭川	二渡	2
384	II	2	折小野川 1	二渡	1
384	II	3	折小野川 2	二渡	1
384	II	4	二渡川 2	二渡	3
384	II	5	二渡川 3	二渡	1
384	II	6	築原川 1	白男川	4
384	II	7	築原川 2	白男川	1
384	II	8	小向井川	泊野	3
384	II	9	市野川右支川	泊野	1
384	II	10	市野川 2	泊野	3
384	II	11	楠八重川 1	泊野	1
384	II	12	楠八重川	泊野	
384	II	13	楠八重川 4	泊野	
384	II	14	久木野川 1	泊野	4
384	II	15	大平川	泊野	2
384	II	16	高峯川 4	泊野	2
384	II	17	高峯川 5	泊野	4
384	II	18	高峯川 2	泊野	1
384	II	19	母ヶ野川	平川	1
384	II	20	母ヶ野川 3	平川	4
384	II	21	日当瀬川	虎居	2
384	II	22	小川内川	平川	1
384	II	23	上平川川 1	平川	2
384	II	24	上平川川 3	平川	1
384	II	25	上平川川 4	平川	
384	II	26	上平川川 5	平川	2
384	II	27	上平川川 6	平川	1
384	II	28	上平川川 10	平川	3
384	II	29	上平川川 7	平川	1
384	II	30	上平川川 9	平川	2
384	II	31	大下川	平川	3
384	II	32	山之川	平川	1
384	II	33	鹿之原川	平川	2
384	II	34	大中川 1	平川	2
384	II	35	大中川 2	平川	3
384	II	36	大中川 3	平川	1
384	II	37	平川川	平川	1
384	II	38	平川川 2	平川	1
384	II	39	渡原川	平川	1
384	II	40	大洞川	平川	4
384	II	41	陰平谷	平川	1
384	II	42	登尾川	平川	1
384	II	43	弥五郎川	平川	3
384	II	44	鹿之原川	平川	1
384	II	45	大薄川 3	平川	3
384	II	46	中間川	柊野	3
384	II	47	向江川 1	柊野	1
384	II	48	向江川 2	柊野	1
384	II	49	柊野上川 1	柊野	2

384	II	50	柊野上川4	柊野	1
384	II	51	柊野上川2	柊野	1
384	II	52	向江川	柊野	3
384	II	53	柊野上川5	柊野	2
384	II	54	上ノ倉川	広瀬	1
384	II	55	小松原川	船木	2
384	II	56	東谷川	宮之城屋地	2
384	II	57	白石川	船木	3
384	II	58	出石川	久富木	2
384	II	59	大谷川	久富木	2
384	II	60	大畠町川	久富木	2
384	II	61	琵琶川	久富木	1
385	II	1	大俣谷2	神子	1
385	II	2	大俣谷1	神子	2
385	II	3	笛之段川	神子	2
385	II	4	柳野川5	神子	1
385	II	5	柳野川4	神子	2
385	II	6	柳野川3	神子	2
385	II	7	柳野川2	神子	1
385	II	8	栗野川	神子	1
385	II	9	栗野川	神子	1
385	II	10	柳野川1	神子	1
385	II	11	中間川	神子	1
385	II	12	上下大迫川1	神子	1
385	II	13	上下大迫川	神子	1
385	II	14	上下大迫川2	神子	
385	II	15	上下大迫川3	神子	1
385	II	16	上下大迫川4	神子	1
385	II	17	上下大迫川5	神子	1
385	II	18	平江川	神子	1
385	II	19	山之神川2	鶴田	2
385	II	20	山之神川	鶴田	3
385	II	21	上中川内川	鶴田	1
386	II	1	上狩宿川1	求名	2
386	II	2	上狩宿川2	求名	
386	II	3	上狩宿川4	求名	1
386	II	4	上狩宿川3	求名	4
386	II	5	湯ノ谷川	求名	3
386	II	6	下り野川	求名	1
386	II	7	戸場川	求名	2
386	II	8	熊田川	求名	1
386	II	9	戸子田川	求名	2
386	II	10	山峯川	永野	3
386	II	11	平八重川	永野	4
386	II	12	仕明川	永野	3
386	II	13	田平川	永野	4
386	II	14	火之谷川	永野	1
386	II	15	火之谷川	永野	3
386	II	16	薬師川	永野	4
386	II	17	薬師川1	永野	1

386	II	18	池山川2	永野	1
386	II	19	池山川1	永野	1
386	II	20	嶽谷川	中津川	2
386	II	21	弓之尾上川	中津川	2
386	II	22	白猿川1	中津川	1
386	II	23	白猿川	中津川	1
386	II	24	広橋川	永野	3

## 2-5 山地災害危険箇所一覧

### (1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	箇所名	位置大字	人家戸数
384 — 1	新田	柊野	6
384 — 2	日添	柊野	5
384 — 3	登尾	平川	3
384 — 4	湯川内	柊野	40
384 — 5	兎氏	柊野	7
384 — 6	屋敷前	柊野	22
384 — 7	中間	柊野	24
384 — 8	後谷	柊野	21
384 — 9	陳ノ原	平川	17
384 — 10	上岩元	平川	28
384 — 11	宮園	平川	11
384 — 12	上ノ原	平川	30
384 — 13	屋敷添	平川	30
384 — 14	市野野	泊野	24
384 — 15	竹八重	泊野	8
384 — 16	中園	平川	35
384 — 17	倉掛	平川	20
384 — 18	井戸ノ迫	平川	21
384 — 19	小丸	白男川	11
384 — 20	山下	虎居	16
384 — 21	宇都	広瀬	2
384 — 22	篠田頭	広瀬	18
384 — 23	半治郎ヶ迫	白男川	12
384 — 24	松ヶ迫	平川	20
384 — 25	阿宇賀前	広瀬	13
384 — 26	西道正	広瀬	70
384 — 27	東道正	広瀬	26
384 — 28	水溜	広瀬	4
384 — 29	穴城	白男川	11
384 — 30	松ヶ迫	白男川	14
384 — 31	内小川田	広瀬	6
384 — 32	前屋敷	虎居	34
384 — 33	愛宕	虎居	3
384 — 34	瀬戸山	宮之城屋地	24
384 — 35	北山仁田	広瀬	38
384 — 36	伯者本	二渡	69
384 — 37	古城	船木	6
384 — 38	恋之巣	船木	13
384 — 39	古城	船木	16
384 — 40	白石	船木	13
384 — 41	宮ヶ原	二渡	23
384 — 42	稻荷迫	山崎	15

384	—	43	貝俣	二渡	37
384	—	44	松山	山崎	11
384	—	45	大久保	山崎	3
384	—	46	小松	山崎	21
384	—	47	竹山甲	二渡	21
384	—	48	竹山甲	二渡	56
384	—	49	上村	山崎	27
384	—	50	粕毛田	久富木	20
384	—	51	古崩	山崎	15
384	—	52	市野	泊野	20
384	—	53	小川田	広瀬	10
384	—	54	宮田	泊野	17
384	—	55	稻津	平川	10
384	—	56	宮坂	平川	22
384	—	57	寺ノ下	白男川	27
384	—	58	上崎山	虎居	19
384	—	59	内田	平川	
384	—	60	大谷	広瀬	
384	—	61	池之野	広瀬	34
384	—	62	旧寺山	広瀬	18
384	—	63	豆漬	広瀬	21
384	—	64	半次郎迫	白男川	4
384	—	65	松ヶ迫	白男川	13
384	—	66	鬼ヶ平	虎居	5
384	—	67	諏訪原	宮之城屋地	
384	—	68	後岡	宮之城屋地	
384	—	69	小川田	広瀬	6
384	—	70	大久保	広瀬	4
384	—	71	宮ヶ原	山崎	12
384	—	72	船越	船木	20
384	—	73	五反田	船木	20
384	—	74	溝添	船木	14
384	—	75	道無	船木	
384	—	76	荒瀬	山崎	3
384	—	77	下小原	山崎	25
384	—	78	中原	広瀬	12
384	—	79	甫立	虎居	10
384	—	80	下長蓮葉	平川	2
384	—	81	母ヶ野	平川	3
384	—	82	室屋	久富木	3
384	—	83	通山	広瀬	5
384	—	84	柳川内	柊野	4
384	—	85	池田	白男川	16
384	—	86	湯ノ山	泊野	6
384	—	87	田ノ頭	久富木	3
384	—	88	大岩ヶ段	田原	5
384	—	89	坂下	田原	1
384	—	90	坂下	田原	6
384	—	91	旧寺山	広瀬	5
384	—	92	徳屋	白男川	2

384	—	93	平城	久富木	6
384	—	94	大杉	久富木	5
384	—	95	山神	久富木	2
384	—	96	平田	宮之城屋地	2
384	—	97	篠田	広瀬	8
384	—	98	鶴ヶ城	広瀬	2
384	—	99	山口田	山崎	6
384	—	100	上村	久富木	4
384	—	101	宇都	宮之城屋地	5
384	—	102	海老川	虎居	5
384	—	103	内梨	虎居	2
384	—	104	平山	船木	1
384	—	105	前岡	宮之城屋地	5
384	—	106	米ノ山	船木	2
384	—	107	天瀬	平川	3
384	—	108	芋洗	広瀬	7
384	—	109	堀田	船木	3
384	—	110	管牟田	平川	1
384	—	111	小坂	虎居	2
384	—	112	中城	時吉	6
384	—	113	白坂	久富木	2
384	—	114	鷹牟田	広瀬	1
384	—	115	柿木	平川	2
384	—	116	踊越	平川	9
384	—	117	湯崎 1	平川	4
384	—	118	本田	泊野	2
384	—	119	堂ヶ迫	広瀬	7
384	—	120	勘場	柊野	3
384	—	121	巖北	平川	15
384	—	122	岩元	平川	6
384	—	123	江湖迫	白男川	2
384	—	124	大屋久原	泊野	14
384	—	125	大泉庵	平川	30
384	—	126	諏訪宇都	虎居	2
384	—	127	現王原	泊野	3
384	—	128	木場	柊野	8
384	—	129	大明神免	宮之城屋地	6
384	—	130	芝ノ段	平川	2
384	—	131	堤ヶ段	山崎	10
384	—	132	上楠八重	泊野	9
384	—	133	宮ノ段	泊野	5
384	—	134	建葉山	平川	2
384	—	135	大平	泊野	7
384	—	136	上黒岩	広瀬	
384	—	137	崩下	泊野	2
384	—	138	長尾	泊野	3
384	—	139	小谷	白男川	1
384	—	140	山川	広瀬	15
384	—	141	木屋瀬戸	広瀬	1
384	—	142	木京ヶ段	船木	1

384	—	143	通山	広瀬	7
384	—	144	建屋山	平川	
384	—	145	大迫	柊野	3
384	—	146	平八重	白男川	3
384	—	147	持田	広瀬	2
384	—	148	大迫	久富木	11
384	—	149	下永蓮葉	平川	2
384	—	150	原ノ口	虎居	3
384	—	151	石佛	白男川	4
384	—	152	大洞	平川	3
384	—	153	溝添	船木	4
384	—	154	鶯山	二渡	20
384	—	155	嵐山	二渡	4
384	—	156	小丸2	白男川	7
384	—	157	茶園添	久富木	6
384	—	158	木場2	柊野	3
384	—	159	豆漬2	広瀬	8
384	—	160	穴城2	白男川	3
384	—	161	鶴ヶ城2	田原	3
384	—	162	粢田	二渡	5
384	—	163	砂足	虎居	2
384	—	164	旧寺山	広瀬	4
384	—	165	柊崎	船木	6
384	—	166	去人	平川	2
384	—	167	紫尾谷	平川	5
384	—	168	橋ノ元	船木	4
384	—	169	内之倉	広瀬	4
384	—	170	上原	山崎	—
384	—	171	法円寺	久富木	—
384	—	172	須ノ元	山崎	—
384	—	173	鹿之原	平川	2
385	—	1	前平	神子	4
385	—	2	前平	神子	11
385	—	3	笛之段	神子	8
385	—	4	上大迫	神子	10
385	—	5	上後迫	神子	8
385	—	6	上後迫	神子	10
385	—	7	大丸	紫尾	5
385	—	8	下大迫	神子	11
385	—	9	外園	紫尾	25
385	—	10	水荒	神子	11
385	—	11	仁田原	紫尾	10
385	—	12	フノ木	鶴田	4
385	—	13	上之原	神子	5
385	—	14	高嶺	神子	15
385	—	15	小丸	鶴田	5
385	—	16	瀬戸	鶴田	2
385	—	17	米山	鶴田	6
385	—	18	井手原	紫尾	10
385	—	19	城内	鶴田	17

385	—	20	嘘ノ内	鶴田	20
385	—	21	鷹ノ巣	鶴田	16
385	—	22	小杉田	紫尾	20
385	—	23	上商田	鶴田	10
385	—	24	綾織	紫尾	10
385	—	25	萩の平	鶴田	20
385	—	26	広南	鶴田	23
385	—	27	迫川内	鶴田	12
385	—	28	片ノ山	柏原	4
385	—	29	古屋敷	紫尾	2
385	—	30	大丸	紫尾	1
385	—	31	ヘゴ山	鶴田	10
385	—	32	栗野山下	神子	2
385	—	33	下大迫	神子	8
385	—	34	下り山	紫尾	5
385	—	35	山内	柏原	7
385	—	36	森石	神子	
385	—	37	高嶺	神子	10
385	—	38	御手洗	鶴田	
385	—	39	櫃ヶ迫	神子	9
385	—	40	下原	神子	10
385	—	41	下ハシケ	鶴田	11
385	—	42	樋脇	鶴田	11
385	—	43	下ハシケ	鶴田	11
385	—	44	樋脇	鶴田	
385	—	45	大野	神子	5
385	—	46	小丸	鶴田	3
385	—	47	木場瀬	鶴田	17
385	—	48	坂之下	鶴田	3
385	—	49	山角	鶴田	3
385	—	50	井手之上	神子	8
385	—	51	尾高	神子	2
385	—	52	フケン段	神子	3
385	—	53	コチガ迫	鶴田	3
385	—	54	王子野後	紫尾	2
385	—	55	深田	神子	2
385	—	56	島廻	神子	1
385	—	57	木場ヶ迫	神子	5
385	—	58	松尾	神子	2
385	—	59	諏訪坊	鶴田	5
385	—	60	水洗	神子	25
385	—	61	ヨケガ迫	鶴田	4
385	—	62	竹下	鶴田	12
385	—	63	久保田	鶴田	2
385	—	64	池ノ元	鶴田	7
385	—	65	岩嶺	神子	3
385	—	66	黒仁田山	神子	
385	—	67	松ヶ迫	神子	4
385	—	68	カシキ王子	紫尾	1
385	—	69	尾高前	神子	3

385	—	70	松ヶ迫	神子	1
385	—	71	轟木	鶴田	1
385	—	72	長迫	鶴田	1
385	—	73	堂ヶ迫	神子	
385	—	74	宇川	神子	1
385	—	75	見返り	神子	1
385	—	76	崩平	紫尾	
385	—	77	浦田	紫尾	1
385	—	78	野畠	紫尾	10
385	—	79	仁田原(II)	紫尾	1
385	—	80	仁王原	柏原	2
385	—	81	笛之段	神子	3
385	—	82	丸尾	鶴田	8
386	—	1	谷ノ口	求名	26
386	—	2	大迫	求名	8
386	—	3	現王	求名	6
386	—	4	石塚	求名	14
386	—	5	宮ノ元	求名	24
386	—	6	平	求名	10
386	—	7	平	求名	26
386	—	8	藤川	求名	13
386	—	9	下り野	求名	20
386	—	10	梶原	求名	29
386	—	11	峯元	求名	18
386	—	12	戸ノ口	求名	5
386	—	13	宮脇	求名	18
386	—	14	宮脇	求名	18
386	—	15	内木場田	求名	6
386	—	16	モマ次郎	求名	24
386	—	17	片鹿倉	求名	9
386	—	18	倉山	求名	29
386	—	19	堂ヶ迫	求名	10
386	—	20	池田	求名	6
386	—	21	蓑毛田	求名	25
386	—	22	高尾	求名	11
386	—	23	小森	求名	16
386	—	24	カヤノ	永野	6
386	—	25	カヤノ	永野	15
386	—	26	瀬戸内	中津川	18
386	—	27	黒島	求名	21
386	—	28	化鳥ヶ山	求名	2
386	—	29	中尾	求名	11
386	—	30	迫田	求名	10
386	—	31	城	求名	8
386	—	32	宇都	求名	4
386	—	33	畠井田	求名	16
386	—	34	前田	求名	6
386	—	35	小永田	求名	6
386	—	36	広橋	求名	
386	—	37	下原	永野	27

386	—	38	三番滝	永野	16
386	—	39	池山尻	永野	24
386	—	40	下丁場	永野	20
386	—	41	山中	永野	
386	—	42	出来北山	永野	8
386	—	43	宇堂山	中津川	5
386	—	44	大丸	中津川	6
386	—	45	新開	中津川	20
386	—	46	冷水	中津川	6
386	—	47	羽有	求名	15
386	—	48	武下	中津川	6
386	—	49	園田	永野	3
386	—	50	山添	中津川	5
386	—	51	ツジ	求名	2
386	—	52	永峯	求名	1
386	—	53	仏ヶ迫	求名	2
386	—	54	園田	求名	2
386	—	55	堂山	中津川	10
386	—	56	白江	永野	2
386	—	57	野畠	永野	2
386	—	58	ホ一ヶ	求名	1
386	—	59	山下	求名	3
386	—	60	井穴	求名	2
386	—	61	前平	求名	2
386	—	62	頭無し	求名	1
386	—	63	西ヶ丸	求名	7
386	—	64	板川	中津川	3
386	—	65	池田	永野	1
386	—	66	長葉	永野	7
386	—	67	東俣	求名	2
386	—	68	弓場迫	永野	10
386	—	69	山添	中津川	2
386	—	70	日当	永野	22
386	—	71	諏訪の後平	永野	6
386	—	72	本山口	永野	10
386	—	73	山ノ神	永野	21
386	—	74	松元	求名	10
386	—	75	日当 1	永野	18
386	—	76	乱橋	求名	5
386	—	77	園	求名	10
386	—	78	柿木	求名	5
386	—	79	矢建ヶ原	求名	4
386	—	80	西山 1	求名	4
386	—	81	下大師野	求名	4
386	—	82	宮園	中津川	2
386	—	83	芹ヶ迫	求名	2
386	—	84	中島	求名	12
386	—	85	梅木ヶ迫	求名	3
386	—	86	永田	求名	11
386	—	87	焼杉	求名	20

386	—	88	宮後	求名	3
386	—	89	西山2	求名	8
386	—	90	小連山	求名	6
386	—	91	宮下り	中津川	10
386	—	92	ノ下	永野	16
386	—	93	諏訪の後平	永野	1
386	—	94	本山口	永野	2
386	—	95	茅野	永野	4
386	—	96	園田	中津川	6
386	—	97	下り山	中津川	4
386	—	98	山中	求名	1
386	—	99	坂ノ下	求名	5
386	—	100	段坂下	永野	19
386	—	101	山之口	求名	3
386	—	102	竹下	求名	13
386	—	103	横手	求名	13
386	—	104	蕨川内	求名	2
386	—	105	樋掛	求名	2
386	—	106	前平	求名	2
386	—	107	池田	求名	2
386	—	108	木場田	求名	4
386	—	109	園田	求名	7
386	—	110	永山	中津川	4
386	—	111	蕨野	求名	14
386	—	112	山下	求名	5
386	—	113	中ノ段	永野	3
386	—	114	白猿	中津川	3
386	—	115	内木場田2	求名	4
386	—	116	廣段	求名	3
386	—	117	下原	永野	5
386	—	118	ヤゲン	永野	1
386	—	119	上平八重	永野	5
386	—	120	宇堂山	中津川	4

(2) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区 番号	箇所名	位置 大字	人家戸数
384 — 0001	日添	柊野	10
384 — 0002	日添	柊野	10
384 — 0003	紫尾谷	平川	14
384 — 0004	湯川内	柊野	12
384 — 0005	二ツ山	柊野	8
384 — 0006	中野	柊野	6
384 — 0007	八幡楠	柊野	10
384 — 0008	本田	泊野	32
384 — 0009	市野野	泊野	12
384 — 0010	影平	平川	21
384 — 0011	石永	泊野	11
384 — 0012	有木	白男川	14
384 — 0013	町原	二渡	11
384 — 0014	大山ノ口	二渡	8
384 — 0015	恋ノ巣	船木	6
384 — 0016	松ノ元	船木	17
384 — 0017	大谷	久富木	6
384 — 0018	大谷	久富木	7
384 — 0019	堤ヶ段	山崎	45
384 — 0020	大岩	泊野	14
384 — 0021	市野	泊野	16
384 — 0022	狩集	泊野	20
384 — 0023	長尾	泊野	10
384 — 0024	下川平	白男川	9
384 — 0025	踊越	平川	
384 — 0026	長迫	虎居	
384 — 0027	豆打原	平川	8
384 — 0028	岩坂	山崎	1
384 — 0029	小松原	船木	6
384 — 0030	半次郎迫	白男川	19
384 — 0031	白崩	泊野	2
384 — 0032	上岩元	平川	5
384 — 0033	浅井野（北）	白男川	93
384 — 0034	浅井野（南）	白男川	57
385 — 0001	前平	神子	11
385 — 0002	大俣	神子	15
385 — 0003	打込	鶴田	3
385 — 0004	湯川内	紫尾	30
385 — 0005	笹之段	神子	10
385 — 0006	園山	神子	10
385 — 0007	サギガオ	神子	1
385 — 0008	湯ノ向江	紫尾	60
385 — 0009	香山寺	神子	6
385 — 0010	小兎ヶ尾	神子	5
385 — 0011	町山	紫尾	30
385 — 0012	大川内	紫尾	60

385	—	0013	崩場	神子	10
385	—	0014	迫川内	鶴田	12
385	—	0015	小丸	鶴田	6
385	—	0016	平江	神子	13
385	—	0017	ヨケガ迫	鶴田	10
385	—	0018	長林	神子	3
385	—	0019	前平	神子	4
385	—	0020	芋八重	神子	
385	—	0021	水洗	神子	10
385	—	0022	尾高	神子	1
386	—	0001	上狩宿	求名	10
386	—	0002	下狩宿	求名	7
386	—	0003	羽有	求名	2
386	—	0004	中福良	求名	
386	—	0005	前川	求名	1
386	—	0006	宇野	求名	3
386	—	0007	寺元	永野	21
386	—	0008	茶屋岡	永野	15
386	—	0009	大岡	中津川	3
386	—	0010	武	中津川	5
386	—	0011	松八重	中津川	6
386	—	0012	戸ノ口	求名	10
386	—	0013	五本松	求名	
386	—	0014	広橋	求名	
386	—	0015	広橋	求名	
386	—	0016	滝ノ平	永野	
386	—	0017	中武	中津川	4
386	—	0018	中武	中津川	4
386	—	0019	中武	中津川	2
386	—	0020	笠田	永野	
386	—	0021	渕ノ上	永野	
386	—	0022	金山	永野	30

(3) 地すべり危険地区

危 険 地 区 番 号	箇 所 名	位 置 大 字	人 家 戸 数
386 — 0001	金山	永野	41

## 2-6 交通途絶予想箇所一覧

路線名	河川名	予想される事態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備考
鶴田大口線	川内川	落石崩土	さつま町鶴田～大口市曾木	13,190	国道 267 号	C
宮之城祁答院線	なし	〃	さつま町宮之城屋地旭	1,170	宮之城加治木線	C
国道 504 号	〃	落石崩土路欠	さつま町泊野久木野～堀切峠	2,540	国道 328 号	B
鶴田定之段線	なし	〃	さつま町紫尾～定之段	6,290	国道 328 号	C
国道 328 号	〃	〃	さつま町平川～登尾	3,300	国道 504 号	A
堂山宮之城線	〃	落石崩土	祁答院町黒木～さつま町佐志坂屋原	1,200	下手山田帖佐線 宮之城加治木線	C
黒木新地線	〃	崩土	さつま町永野岩元(1)	80	薩摩祁答院線	C
〃	〃	落石崩土	さつま町永野岩元(2)	80	薩摩祁答院線	A
薩摩山崎停車場線	〃	〃	さつま町山崎	50	国道 328 号	C
山崎川内線	〃	〃	さつま町山崎荒瀬	170	国道 267 号 国道 328 号	A
国道 267 号	〃	崩土路欠	さつま町求名堀～上中福良	970	鶴田大口線	A
〃	〃	崩土	さつま町鶴田大角	120	〃	A
〃	〃	路欠	さつま町二渡須杭(1)	60	〃	A
〃	〃	〃	さつま町二渡須杭(2)	60	〃	A
国道 504 号	〃	落石崩土	さつま町求名黒鳥	90	国道 267 号	A
紫尾虎居線	夜星川	路欠	さつま町柏原	420	国道 328 号	C

(注) A B C は次の区分による。

A … 交通量 1 日 1,000 台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の路線及び河川の重要水防箇所に関する箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線。

B … 主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量 1 日 500 台以上

C … A、B 以外の路線

## 2-7 防災ため池一覧

No.	ため池名称	所在地	貯水量
1	大窪池	さつま町山崎 1451 番	30,100 m <sup>3</sup>
2	大迫塘池	さつま町平川 7218 番	43,200 m <sup>3</sup>
3	平川下塘池	さつま町平川 1847 番 2	20,000 m <sup>3</sup>
4	小松原池	さつま町船木 5282 番 7	28,000 m <sup>3</sup>
5	早谷池	さつま町田原 2456 番	46,300 m <sup>3</sup>
6	湯田新塘池	さつま町湯田 1987 番	80,000 m <sup>3</sup>
7	湯田旧塘池	さつま町湯田 2405 番	81,000 m <sup>3</sup>

## 2-8 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

No.	施設名	施設種別	所在地
1	よかよかん	グループホーム	さつま町虎居 1553 番地 2

### 3 観測施設等関係

#### 3-1 町内雨量観測所一覧

流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者(所属)	備考
川内川	宮之城合同庁舎	さつま町虎居	テレメータ	北薩地域振興局建設部長	I S
〃	宮之城	〃 〃	〃	川内川河川事務所長	
泊野川	紫尾山地域雨量観測所	〃 平川	アメダス	鹿児島地方気象台長	
川内川	鶴田	〃 神子	テレメータ	鶴田ダム管理所長	
—	紫尾山雨量観測所	〃 泊野	〃	北薩地域振興局建設部長	I S
前川	狩宿	〃 求名	〃	川内川河川事務所長	
穴川	北方	〃 中津川	〃	〃	
夜星川	平川	〃 大字平川	〃	川内川河川事務所長	
川内川	さつま柏原気象観測所	〃 柏原	アメダス	鹿児島地方気象台長	
—	鶴田町	〃 神子 663-1	テレメータ	北薩地域振興局建設部長	L S
—	薩摩町	〃 求名 12837	〃	〃	L S
—	柊野	〃 柊野 551-1	〃	〃	L S
—	永野	〃 大字永野 字溜ヶ下 2562	〃	〃	L S
—	さつま町消防本部	〃 時吉 366		さつま町消防長	

#### 3-2 町内水位観測所一覧

河川名	観測所名	位 置	水 位					水位計種別	管理者(所属)
			平常(m)	水防待機(m)	はん濫注意(m)	避難判断(m)	はん濫危険(m)		
川内川	宮之城	さつま町虎居	0.91	4.00	5.20	6.40	7.60	テレメータ	川内川河川事務所長
〃	湯田	〃 湯田	1.01	3.50	4.50	—	—	〃	鶴田ダム管理所長
夜星川	螢橋	〃 柏原	—	—	—	—	—	〃	川内川河川事務所長
穴川	田原橋	〃 広瀬	—	—	—	—	—	〃	北薩地域振興局建設部長
泊野川	新中間橋	〃 白男川	—	—	—	—	—	〃	〃
久富木川	山崎	〃 山崎	—	—	—	—	—	〃	〃

#### 3-3 町内震度観測局

観測所	種 別	所在地	管 理 者
宮之城屋地	気象庁計測震度観測局	さつま町宮之城屋地	鹿児島地方気象台
さつま町神子	震度情報ネットワークシステム	〃 神子	鹿児島県(危機管理防災課)
〃 求名	〃	〃 求名	鹿児島県(危機管理防災課)

### 3-4 気象庁震度階級表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	かなりの恐怖があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てている。座の悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5.0	5 (弱)	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.5	5 (強)	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類。書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6.0	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くは移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6 (強)	立っていることができず、はなないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し地形が変わることもある。

\*ライフラインの( )内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

## 4 通信等関係

### 4-1 町防災行政無線設置状況

名 称	数 量	摘 要
一般世常用戸別受信機	7,925 個	設置を希望した世帯
公共施設等	96 個	地域の公民館等を含む
医療・福祉施設	55 個	
事業所等	19 個	設置を希望した事業所
屋外拡声装置	65 箇所	(宮之城地区) 帝釈天、下湯田、轟原、時吉、虎居、下川口、荒瀬、山崎、 二渡、須杭、湯之元、佐志、船木、柊野、柊野上、角郷、 木渋、北原、大薄、平川、泊野、白男川、浅井野、市野、 田原、甫立、青芝野、下船木、大長、折小野 (鶴田地区) 門前、岩之上、下手、京塚原、市場、種子田、上川口、 大俣、栗野、高嶺、麓、樋脇、大角、浦川内、上場、山神、大野、鶴田支所 (薩摩地区) 下手、広橋、弓之尾、武、築平、池山、金山、黒鳥、町、 橋掛、下狩宿、熊田、丁町、平田、薬師、別野、北方町
固定系合計	8,095	

令和3年1月31日現在

## 4-2 通信指令施設の現況

令和7年4月1日現在

(1) 指令センターの概要

名 称	北薩3 消防本部指令センター	所在地	鹿児島県薩摩川内市中郷町5031番地1
-----	----------------	-----	---------------------

(2) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘 要
一般加入電話	1	0996-24-8099

(3) 指令センター機器類（主要機器）

主 類	数 量	摘 要
指令台	4	うち指揮台（1座席） ※最大8座席まで拡張可
表示盤	12	支援情報・多目的情報・車両運用他マルチパネル
統合型位置情報通知装置	1	
Net119 専用端末	1	
映像通報装置専用端末	1	
システム監視装置	1	
データメンテナンス装置	1	
消防OAシステム端末	3	さつま町専用1台
災害情報自動案内	3	さつま町専用1台

(4) 災害対策室の概要

名 称	さつま町消防本部 災害対策室	所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町時吉 366 番地
-----	----------------	-----	----------------------

(5) 災害対策室 連絡調整員操作機器類

種 類	数 量	摘 要
本部・本署用NW装置	1	
署所端末	1	1階受付室
指令情報出力装置	1	1階受付室
指令用端末		
気象情報収集装置	1	データメンテナンス装置、指令情報出力装置に相乗り
災害情報共有システム端末	1	
本部・署所用表示盤	4	災害作戦室3台、警防課室1台
消防OAシステム端末	8	
データメンテナンス装置	1	
非常放送設備	1	
情報配信システム専用端末	1	

(6) 一般業務用電話

種 類	回線数	摘 要
一般加入電話	1	0996-52-0119
ヘルプ119電話	1	
第3ルート用電話	1	
緊急用FAX電話	1	0996-52-2041
一般用FAX電話	1	0996-53-0119、消防総務課室
携帯電話	5	当務隊長用1台、救急隊用4台
衛星電話	1	県より貸与

(7) 消防救急デジタル無線システム装置

種類	数量	摘要
遠隔制御装置	2	
遠隔制御装置（OD）	1	指令センターNW切断時のさつま町基地局制御
さつま町基地局無線装置	1	

(8) デジタル無線

種別	呼出名称	出力(W)	配置・搭載車両
基地局	さつましょうぼう	20	消防本部
陸上移動局	さつましょうぼう 101	10	指揮車
	さつましょうぼう 102	10	ポンプ車
	さつましょうぼう 103	10	タンク車
	さつましょうぼう 104	10	救助工作車
	さつましょうぼうしえん 1	10	広報車
	さつましょうぼうしえん 2	10	連絡車
	さつましょうぼうしえん 3	10	小型搬送車
	さつましょうぼうしえん 4	10	資機材搬送車
	さつましょうぼうしえん 5	10	団本部車
	さつまきゅうきゅう 101	10	救急1号車
	さつまきゅうきゅう 102	10	救急2号車
	さつまきゅうきゅう 103	10	救急3号車
	さつま携帯1~21	2	携帯局
	さつましきほんぶ 1	10	携帯局(可搬型)
	さつましょうぼう 100	10	警防課室
	さつましょうぼう 200	10	通信指令係事務室

## 5 消防、水防等関係

### 5-1 町内危険物施設一覧

※網掛けは休止施設

(令和7年4月1日現在)

	事 業 所 名	所 在 地	電話番号	施 設 区 分
1	北さつま農業協同組合 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎 1013 番地 2	56-9611	給油取扱所
2	北さつま農業協同組合 鶴田給油所	薩摩郡さつま町湯田 2159 番地 2	55-9090	給油取扱所
3	北さつま農業協同組合 本所給油所	薩摩郡さつま町虎居 721 番地 1, 721 番地 2	53-2728	給油取扱所
4	北さつま農業協同組合 中津川給油所	薩摩郡さつま町中津川 1995 番地 2	57-0740	給油取扱所
5	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53-0638	給油取扱所
6	宮之城石油株式会社 山崎給油所	薩摩郡さつま町山崎 225 番地 1	56-8688	給油取扱所
7	南国殖産株式会社 宮之城給油所	薩摩郡さつま町旭町 9 番地 1	53-2748	給油取扱所
8	有限会社 桑波田商店	薩摩郡さつま町湯田 655 番地 2	55-9171	給油取扱所
9	株式会社 共栄 宮之城船木 SS	薩摩郡さつま町船木江戸堀 81 番地	53-1145	給油取扱所
10	株式会社 Misumi 宮之城 SS	薩摩郡さつま町轟町 1 番地 1	53-0333	給油取扱所
11	水口商会	薩摩郡さつま町永野 937 番地 1	58-0822	給油取扱所
12	コナガタ石油有限会社	薩摩郡さつま町求名 3676 番地 1	57-0074	給油取扱所
13	有限会社 福山石油	薩摩郡さつま町広瀬 1305 番地	53-3487	給油取扱所
14	株式会社 Unipet Japan さつま SS	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1046 番地 2	090-3476-5773	給油取扱所
15	北薩生コンクリート株式会社	薩摩郡さつま町柏原 2682 番地	53-1215	自家用給油取扱所
16	有限会社 伊地知運送	薩摩郡さつま町柏原 291 番地 2	52-2030	自家用給油取扱所
17	株式会社さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6277 番地	57-1511	自家用給油取扱所
18	薩摩建設株式会社	薩摩郡さつま町求名 1902 番地 2	57-1110	自家用給油取扱所
19	薩摩産業株式会社	薩摩郡さつま町永野 3220 番地 1	58-0211	自家用給油取扱所
20	有限会社 司運輸	薩摩郡さつま町永野 2531 番地 6	58-0129	自家用給油取扱所
21	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2953 番地	52-2556	自家用給油取扱所
22	株式会社 白川田工務店	薩摩郡さつま町広瀬 3364 番地 4	53-0506	自家用給油取扱所
23	株式会社 久保興業	薩摩郡さつま町広瀬 3193 番地 11	53-0521	自家用給油取扱所
24	ひなたライン株式会社	薩摩郡さつま町久富木 4539 番地 1	56-8200	自家用給油取扱所
25	渡利建設株式会社	薩摩郡さつま町船木 2815 番地	53-1813	自家用給油取扱所
26	電源開発株式会社 川内川第1発電所	薩摩郡さつま町鶴田 6194 番地 2	59-2044	一般取扱所
27	電源開発株式会社 川内川第2発電所	薩摩郡さつま町鶴田 4894 番地 1	59-2035	一般取扱所
28	九州電力株式会社 湯田発電所	薩摩郡さつま町湯田 1643 番地	23-2050	一般取扱所

29	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59—2030	一般取扱所
30	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地	57—1511	一般取扱所
31	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地	57—1511	一般取扱所
32	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56—8131	一般取扱所
33	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	薩摩郡さつま町湯田 2524 番地 2	55—9281	一般取扱所
34	株式会社 日特スパークテックWKS さつま電極工場	薩摩郡さつま町湯田 2824 番地 7	52—4900	一般取扱所
35	アロン電機株式会社	薩摩郡さつま町永野 950 番地	58—0331	一般取扱所
36	鶴田ダム放流ゲート操作室	薩摩郡さつま町神子 鶴田ダム地内	22—3271	一般取扱所
37	株式会社 サトウ精工 第3工場	薩摩郡さつま町時吉 2020 番地	52—1200	一般取扱所
38	株式会社 Misumi 宮之城エネルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53—0554	一般取扱所（充填）
39	コナガタ石油有限会社	薩摩郡さつま町求名 3677 番地 1	57—0074	一般取扱所（充填）
40	鹿児島県経済農業協同組合連合会 中津川石油中継基地	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099—258—5375	一般取扱所（充填）
41	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53—0638	一般取扱所（充填）
42	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53—0638	一般取扱所（充填）
43	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52—3688	一般取扱所（充填）
44	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53—1145	一般取扱所（充填）
45	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52—2555	一般取扱所（充填）
46	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原 3441 番地 2	54—2114	一般取扱所（詰替え）
47	矢野プロパン店	薩摩郡さつま町虎居 10 番地 1	53—0664	一般取扱所（詰替え）
48	株式会社 コメリ 宮之城店	薩摩郡さつま町時吉 130 番地 1	52—4081	一般取扱所（詰替え）
49	さつま町健康ふれあいセンター あび～る館	薩摩郡さつま町神子 228 番地 7	31—5015	地下タンク貯蔵所
50	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59—2030	地下タンク貯蔵所
51	カホクガス株式会社	薩摩郡さつま町柏原 3441 番地 2	54—2114	地下タンク貯蔵所
52	さつま町立宮之城屋内温泉プール	薩摩郡さつま町時吉 1746 番地 1	52—2610	地下タンク貯蔵所
53	NTT 西日本鹿児島支店 紫尾無線中継所	薩摩郡さつま町平川大洞国有林 27 ぬる林小班	099—258—8211	地下タンク貯蔵所
54	株式会社 アクシーズ 鹿児島工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	31—7601	地下タンク貯蔵所
55	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名 12161 番地 2	57—1811	地下タンク貯蔵所
56	さつま町クリーンセンター	薩摩郡さつま町湯田 2734 番地 8	53—3111	地下タンク貯蔵所
57	軸屋酒造株式会社	薩摩郡さつま町平川 1427 番地	54—2507	地下タンク貯蔵所
58	株式会社 共栄 宮之城 SS	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53—1145	地下タンク貯蔵所
59	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地	53—0013	地下タンク貯蔵所
60	さつま町環境センター	薩摩郡さつま町広瀬 5410 番地	53—0013	地下タンク貯蔵所

61	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52—2555	地下タンク貯蔵所
62	プラッセだいわ 宮之城店	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1508 番地	52—0555	地下タンク貯蔵所
63	有限会社 宮之城誠秀製茶	薩摩郡さつま町虎居 2615 番地 1	52—0033	地下タンク貯蔵所
64	観音滝温泉 滝の宿	薩摩郡さつま町中津川 7601 番地	58—0889	地下タンク貯蔵所
65	コナガタ石油 有限公司	薩摩郡さつま町求名 3676 番地 1	57—0074	地下タンク貯蔵所
66	株式会社 日野洋蘭園	薩摩郡さつま町中津川 7868 番地	31—6006	地下タンク貯蔵所
67	株式会社 さつまゴルフリゾート	薩摩郡さつま町求名 6122 番地 2	57—1511	地下タンク貯蔵所
68	鶴田ダム管理所	薩摩郡さつま町神子 3988 番地 2	59—2030	地下タンク貯蔵所
69	株式会社 Misumi 宮之城エルギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53—0554	地下タンク貯蔵所
70	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56—8131	屋外タンク貯蔵所
71	株式会社 アクシーズ 宮之城工場	薩摩郡さつま町山崎 334 番地	56—8131	屋外タンク貯蔵所
72	株式会社 アクシーズ 薩摩工場	薩摩郡さつま町求名 12161 番地 2	57—1811	屋外タンク貯蔵所
73	有限会社 熊田製茶	薩摩郡さつま町求名 9551 番地	57—0875	屋外タンク貯蔵所
74	有限会社 求名ファーム 求名農場	薩摩郡さつま町求名 13986 番地 1	57—1105	屋外タンク貯蔵所
75	有限会社 求名ファーム 広瀬農場	薩摩郡さつま町広瀬 2046 番地 26	52—2547	屋外タンク貯蔵所
76	有限会社 求名ファーム 久富木農場	薩摩郡さつま町久富木 2800 番地	56—9107	屋外タンク貯蔵所
77	株式会社 南九州畜産 母ヶ野農場	薩摩郡さつま町平川 2723 番地	54—2028	屋外タンク貯蔵所
78	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099—258—5376	屋外タンク貯蔵所
79	鹿児島県経済農業協同組合連合会	薩摩郡さつま町中津川 8982 番地	099—258—5376	屋外タンク貯蔵所
80	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	53—0696	屋外タンク貯蔵所
81	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	53—0696	屋外タンク貯蔵所
82	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53—0638	屋外タンク貯蔵所
83	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53—0638	屋外タンク貯蔵所
84	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 127 番地 1, 2	53—0638	屋外タンク貯蔵所
85	株式会社 東郷建設 北薩合材工場	薩摩郡さつま町湯田 2524 番地 2	55—9281	屋外タンク貯蔵所
86	宮之城トマト生産組合第二農場	薩摩郡さつま町時吉 695 番地	52—3425	屋外タンク貯蔵所
87	株式会社 環境科学 さつま工場	薩摩郡さつま町山崎 4009 番地 1	31—7101	屋外タンク貯蔵所
88	有限会社 二ノ方水産	薩摩郡さつま町二渡 3790 番地	56—9715	屋外タンク貯蔵所
89	株式会社アクシーズ 鶴田農場	薩摩郡さつま町鶴田 6213 番地 1	31—5900	屋外タンク貯蔵所
90	株式会社アクシーズ 佐志農場	薩摩郡さつま町広瀬 2112 番地 2	53—1100	屋外タンク貯蔵所
91	電源開発株式会社 川内川第1発電所	薩摩郡さつま町鶴田 6194 番地 2	59—2044	屋内貯蔵所
92	電源開発株式会社 川内川第1発電所 (P C B 保管庫)	薩摩郡さつま町神子 1504 番地 6	59—2044	屋内貯蔵所

93	紫尾高千穂工業株式会社	薩摩郡さつま町泊野 4770 番地 2	54—2562	屋内貯蔵所
94	有限会社 サンテクニ	薩摩郡さつま町広瀬 630 番地 1	53—3331	屋内貯蔵所
95	株式会社 日特スパークテック WKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原 2238 番地 1	53—2211	屋内貯蔵所
96	株式会社 日特スパークテック WKS さつま工場	薩摩郡さつま町田原 2238 番地 1	53—2211	屋内貯蔵所
97	株式会社 トラスト（植園産業株式会 社：名称変更）	薩摩郡さつま町湯田 902 番地 1	55—9201	屋内貯蔵所
98	株式会社 片桐工作所	薩摩郡さつま町虎居 2638 番地 8	52—1330	屋内貯蔵所
99	株式会社 南日本放送 阿久根TV 中継局	薩摩郡さつま町白男川 6010 番地	099—254—7251	屋内タンク貯蔵所
100	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52—3688	移動タンク貯蔵所
101	有限会社 キタゾノ	薩摩郡さつま町船木 734 番地 3	52—3688	移動タンク貯蔵所
102	宮之城石油株式会社 時吉給油所	薩摩郡さつま町時吉 278 番地 1	53—0638	移動タンク貯蔵所
103	有限会社 田島興業	薩摩郡さつま町船木 2955 番地 1	52—2555	移動タンク貯蔵所
104	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53—1145	移動タンク貯蔵所
105	株式会社 共栄	薩摩郡さつま町船木 81 番地	53—1145	移動タンク貯蔵所
106	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53—1121	移動タンク貯蔵所
107	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53—1121	移動タンク貯蔵所
108	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53—1121	移動タンク貯蔵所
109	北さつま農業協同組合	薩摩郡さつま町虎居 745 番地	53—1121	移動タンク貯蔵所
110	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 6	53—0554	移動タンク貯蔵所
111	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 4	53—0554	移動タンク貯蔵所
112	株式会社 Misumi 宮之城エネル ギー営業所	薩摩郡さつま町柏原 2883 番地 4	53—0554	移動タンク貯蔵所

## 5-2 消防装備の現況

(令和7年4月1日現在)

	消防本部	部方面隊東	部方面隊西	隊鶴田方面	隊薩摩方面
消防ポンプ自動車	—	4	4	3	4
化 学 車	—	—	—	—	—
救 急 車	3	—	—	—	—
救 助 工 作 車	1	—	—	—	—
は し ご 車	—	—	—	—	—
水槽付消防ポンプ自動車	2	1	—	—	—
水槽付小型ポンプ積載車	—	—	1	1	—
小 型 ポ ン プ 積 載 車	—	2	1	1	1
小 型 ポ ン プ	—	3	6	4	4

### 5-3 消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

区分		地区別	本 庁	鶴田総合支所	薩摩総合支所	合 計
消 火 栓	公 設	241	107	125	473	
	私 設	—	—	—	—	
設公	防火水槽 20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	27	—	5	32	
	40 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	89	66	25	180	
	100 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—	—	
設私	防火水槽 20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	44	6	17	67	
	40 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	1	3	6	10	
	100 m <sup>3</sup> 以上	—	—	—	—	
その 他	河 溝 等	102	29	32	163	
	プ 一 ル	11	3	5	19	
	濠 池 等	—	—	1	1	
合 計		515	214	216	945	

## 5-4 重要水防箇所一覧

### 1 重要水防箇所(A)

(A…水防上最も重要な区間)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町須杭	右岸	27K 800 ～ 29K 300	656	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区のため、高さ不足	積土俵工
〃	〃 須杭	右岸	29K 800 ～ 29K 900	134	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区のため、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 830 ～ 29K 900	50	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 200 ～ 30K 300	113	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 500 ～ 30K 800-90	172	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 二渡	右岸	30K 600 ～ 30K 700	100	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	31K 000 ～ 31K 210	290	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 二渡	右岸	33K 400 ～ 33K 800	400	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 湯田	左岸	40K 200 ～ 40K 800+190	1,180	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高A）無堤地区の為、高さ不足	〃

### 2 重要水防箇所(B)

(B…水防上重要な区間)

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	〃 須杭	右岸	27K 600 ～ 27K 800	51	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	積土俵工
〃	〃 須杭	右岸	29K 300 ～ 29K 800	439	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 800 ～ 29K 830	20	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	29K 900 ～ 30K 000	80	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 山崎	左岸	30K 300 ～ 30K 500	185	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 川口	右岸	34K 600-150 ～ 34K 600	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 川原	左岸	38K 000 ～ 38K 600	791	河積不足の為、溢水の恐れあり（堤防高B）低水路、高水敷部分の河道断面不足	〃
〃	〃 時吉	左岸	38K 600 ～ 38K 800	180	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃

〃	〃 柏原	右岸	40K 000-90 ～ 40K 200	276	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 柏原	左岸	40K 000 ～ 40K 200	290	無堤地区の為、溢水の恐れあり（堤防高B）無堤地区の為、高さ不足	〃
〃	〃 湯田	左岸	41K 100 ～ 41K 200	105	堤体から溢水の恐れあり（堤防高B）	〃

### 3 重要水防箇所（要注意）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考
川内川	さつま町柏原	右岸	41K 000+225 ～ 41K 200+63	92	施工後3年以内（H24年度完成）

### 4 重要水防箇所（重点区間）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町荒瀬	左岸	29K 800 ～ 30K 000	150	無堤地区のため溢水の恐れあり	積土俵工
〃	〃 山崎	左岸	31K 345 ～ 31K 390	45	法面崩壊の恐れあり 出水時パラペット部角落との確認必要あり	シート張工
〃	〃 柏原	右岸	43K 770 ～ 43K 800	30	法面崩壊の恐れあり	シート張工

## 5-5 重要水防箇所外の危険予想区域

水系名	河川名	担当水防 管 理 団 体 名	延長 m	左 右 岸 別	区 域	予 想 さ れ る 危 険	予 想 さ れ る 被 害 の 程 度			摘 要
							家屋 戸	耕 地 ha	そ の 他	
川内川	泊野川	さつま町	300	右	さつま町白男川	溢 水	2	2		B
〃	前川	〃	300	左	〃 鶴田樋脇	〃			15	〃
〃	〃	〃	500	右	〃	〃			15	〃
〃	夜星川	〃	1, 10 0	右	〃 柏原	〃	3	10		〃
〃	〃	〃	800	左	〃	〃			5	〃
〃	南川	〃	100	右	〃 永野岩元	浸 水	1			〃
〃	〃	〃	100	左	〃	〃			0.5	〃

(注) A = 100mm 程度、 B = 200mm 程度、 C = 300mm 程度の日雨量で危険が予想される

## 5-6 町内水防倉庫一覧

河川 海岸 名	左 右 岸 の 名	位 置	管理 者	備蓄主要資器材 (在庫数量)							
				ろ い く む す か ま	な わ 玉	桟 木	サ メ ス ル ハ シ	鎌 鋸	掛 矢 蛸 棍	照 明 灯	そ の 他
夜星川	左	さつま町柏原	さつま 町長	2, 000	2	500	45	30	5	5	ビニールシート 100
川内川	左	〃 宮之城屋地(役場内)	〃	1, 000	12		14	12	3	8	ビニールシート 2枚
穴 川	右	〃 広橋	〃	1, 800	9	150					ビニールシート 24枚
川内川	右	〃 虎居 868—1	川内川 河川事 務所長	4, 800		20	14	8	2	2	ビニールシート 20、鉄線 40kg、 水防マット 3、 ナタ 3、 ロープ 500m

## 5-7 水防活動実施状況報告書

(管理団体名)

印

水防実施の台風名又は豪雨名				指定期別					
出水の概況				区分		管理団体分円	県支出分円	合計円	
水防実施の場所				所要経費	人件費	手当			
日時	自月日時 時間 至月日時				人件費	その他			
出動人員	水防團員	消防團員	その他		計人	資材費			
水防作業の概況及び工法延長					器材費				
					燃料費				
					雑費				
					計				
					合計				
水防の結果	堤防	田ha	畠ha		家戸	鉄道	道路	俵	俵
	m	ha	ha	戸	m	m	円	円	円
	被害額	円	円	円	円	円	kg	kg	kg
他の団体よりの応援状況				使用資材	繩		円	円	円
居住者出動状況					丸太		本	本	本
警察の応援状況					その他		円	円	円
現地指導員の職氏名					立退きの状況及びそれを指示した理由				
水防関係者の死傷					水防労働者の年齢及び所属並びに功績概要				
				堤防その他の施設等の状況、異常を生じたときはその場所及び状況					
				水防活動に関する自己批判					
				備考					

## 5-8 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに利用する資材
越水	積み土俵工	堤防天端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防天端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水対策	詰め土俵工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	
	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	
	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
洗掘	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線くい
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線

	捨て土のう工、捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土俵をつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
	築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい、鉄線
	天端のり控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
	継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
	裏のりき裂	裏のり面のき裂を竹で縫い崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線土のう
のり	五徳縫い工	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
	力くい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
	かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	のり崩壊	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川砂質堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
のり崩壊	くい打ち積み土俵工	裏のり面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	急流河川砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土俵羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

## 6 輸送等関係

### 6-1 町有車両一覧

番号	課 係 等	公 用 車 名	自 動 車	
			種 別	用 途
1	総務課	町長公用車	普通	乗用
2	財産管理	財政1号	軽自動車	貨物
3	〃	財政2号	普通	乗用
4	〃	財政3号	小型	〃
5	〃	財政4号	〃	〃
6	〃	ちくりん号	普通	乗合
7	収 納	収納1号	軽自動車	貨物
8	〃	収納2号	小型	乗用
9	〃	収納3号	〃	〃
10	地籍調査	地籍調査1号	〃	貨物
11	〃	地籍調査2号	〃	乗用
12	〃	地籍調査3号	軽自動車	貨物
13	道路維持	土木1号	小型	乗用
14	〃	キャブオーバ	〃	貨物
15	〃	ダンプ2号	〃	〃
16	〃	ダンプ4号	〃	〃
17	〃	ダンプ5号	普通	〃
18	〃	クレーンダンプ	〃	〃
19	〃	道路維持 10人乗りワゴン	小型	乗用
20	〃	パトロール車	普通	特種
21	〃	道路維持1号	軽自動車	貨物
22	〃	道路維持2号	〃	〃
23	都市計画	公園号	〃	〃
24	建築	建築号	〃	〃
25	耕地林業管理	耕地1号	小型	乗用
26	〃	耕地2号	〃	〃
27	福祉	こすもす1号	普通	乗合
28	〃	こだま号	軽自動車	貨物
29	健康増進	リフト付バス	普通	特種身障者
30	〃	健康増進号	軽自動車	貨物
31	〃	保健指導者号	〃	〃

32	福 祉	福祉号	〃	〃
33	環 境	環境号	〃	〃
34	商 工 觀 光	商工觀光1号	〃	〃
35	〃	商工觀光2号	小 型	〃
36	農 業 振 興	營農指導車1号	輕 自 動 車	〃
37	〃	營農指導車2号	〃	〃
38	〃	營農指導車3号	〃	〃
39	林 務	ジープ2号	小 型	乘 用
40	〃	ジープ3号	輕 自 動 車	貨 物
41	畜 產	畜產号	小 型	〃
42	農 業 振 興	水田再編車	輕 自 動 車	〃
43	担 い 手	担い手1号	小 型	貨 物
44	水 道	水道1号	小 型	貨 物
45	〃	水道2号	輕 自 動 車	〃
46	〃	水道3号	小 型	〃
47	〃	水道号（旧鶴田支所）	普 通	特 殊
48	〃	水道1号（旧薩摩支所）	小 型	貨 物
49	教 育 委 員 会	教育委員会1号	輕 自 動 車	〃
50	〃	教育委員会2号（旧福祉2号）	〃	〃
51	〃	なかよし号	普 通	乘 合
52	社 会 教 育	社会教育号	〃	乘 用
53	ス ポ ー ツ 振 興	社会体育号	輕 自 動 車	貨 物
54	危 機 管 理	交通安全広報車	〃	乘 用
55	〃	防災広報車	普 通	特種消防車
56	鶴 田 総 務	総務管理車	小 型	乘 用
57	〃	地籍調査車	〃	貨 物
58	鶴 田 町 民 福 祉	健康増進車	〃	乘 用
59	鶴 田 経 済	畜產指導車	〃	〃
60	〃	營農指導車	〃	貨 物
61	〃	林務車	〃	〃
62	建 設	土木車	輕 自 動 車	乘 用
63	〃	4 t ダンプ	普 通	貨 物
64	〃	2 t ダンプ	〃	〃
65	〃	道路維持車	〃	〃
66	鶴 田 教 務	社会教育号	普 通	乘 用
67	〃	輕トラック	小 型	貨 物
68	鶴 田 総 務	商工觀光号	小 型	〃
69	薩 摩 総 務	総務1号	〃	〃

70	〃	総務2号	〃	〃
71	〃	プリウス	普通	乗用
72	〃	キャラバン	〃	〃
73	〃	地籍車	小型	貨物
74	薩摩水道	水道2号	〃	〃
75	建設	土木車	〃	〃
76	〃	管理車	〃	〃
77	〃	2tダンプトラック	普通	〃
78	〃	2t積載車	〃	〃
79	薩摩経済	耕地車	小型	〃
80	〃	林務	〃	〃
81	〃	営農指導車	〃	〃
82	薩摩町民福祉	こすもす2号	普通	乗合
83	〃	保健福祉号	小型	貨物
84	薩摩教務	コロナ	〃	乗用
85	〃	幼稚園バス	普通	乗合

## 6-2 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出書	
年　月　日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電　話)	
氏　　名　　　　　印	
番号標に標示 されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急輸送を行う車両に あっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住　所
	氏　名
出　　発　　地	
(注) この事前届書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の 上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
第A-　　号	
災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年　月　日	
鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署(幹部 派出所を含む)、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、 公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両が廃車となったとき。 3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

### 6-3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日																						
緊急通行車両確認証明書																								
知 事 <input type="checkbox"/> 印																								
公安委員会 <input type="checkbox"/> 印																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">番号標に標示 されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつ ては、輸送人員 又は品名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者</td> <td>住 所</td> <td>( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 行 日 時</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 行 経 路</td> <td>出 発 地</td> <td>目 的 地</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			番号標に標示 されている番号			車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつ ては、輸送人員 又は品名)			使用者	住 所	( ) 局 番	氏 名		通 行 日 時			通 行 経 路	出 発 地	目 的 地			備 考		
番号標に標示 されている番号																								
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつ ては、輸送人員 又は品名)																								
使用者	住 所	( ) 局 番																						
	氏 名																							
通 行 日 時																								
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地																						
備 考																								

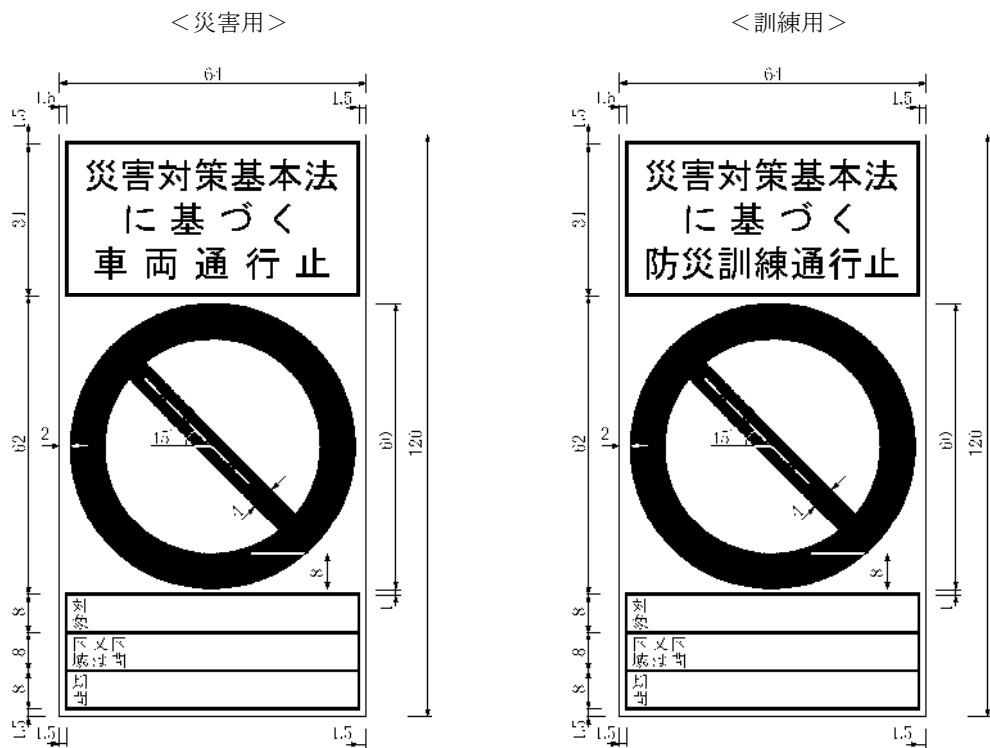
備 考 用紙は、日本工業規格A5とする。

#### 6-4 緊急通行車両等の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 6-5 規制の標識等



### 備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 6-6 緊急輸送道路一覧

区分	道路種別	路線名	延長 km	代替路線の状況
第1次	一般国道（指定区間外）	国道 504 号	52.8	一般国道 220 号等
第2次	一般国道（指定区間外）	国道 267 号	16.2	九州縦貫自動車道
	〃	国道 328 号	59.4	一般国道 3 号線
	主要地方道	宮之城加治木線	14.2	一般国道 328 号等

## 6-7 町内ヘリコプター発着予定地一覧

名称	所在地	設置（管理者）	連絡先	面積、その他
薩摩中央高校	さつま町虎居 1900	県	0996-53-1207	19,834
宮之城総合グラウンド	〃 舟木 302	さつま町	0996-53-1111	16,000 照明あり
柏原グラウンド	〃 柏原 1585	〃	0996-59-3111	9,600
鶴田中学校	〃 神子 662	〃	0996-59-2009	10,000 照明あり
薩摩総合運動公園	〃 求名 12761-6	〃	0996-57-1111	49,992 照明あり

## 7 避難所、医療等関係

### 7-1 避難所等一覧

#### 1 避難所

番号	地区名	避 難 場 所 (40 指定／37 施設)	所 在 地	電話番号	収容 人員	地 震	洪 水 ・ 内 水 氾濫	崖崩 れ・ 土石 流・ 地す べり
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木 302-1	52-1888	500 人	○	○	○
2		屋地楽習館	宮之城屋地 887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地 2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地 1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地 391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町 11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町 8-1	—	30	○	○	○
8		宮之城伝統工芸センター	虎居 2638	52-1313	50	○	○	○
9		薩摩中央高等学校	虎居 1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉 1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木 769-1	52-1034	70	○	○	○
12	柊野	柊野地区体育館	柊野 467	—	50	○	○	○
13	平川	平川区公民館	平川 7446-1	—	70	○	○	○
14		平川地区体育館	平川 2008-2	—	100	○	○	○
15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田 900-1	55-2180	100	○	×	○
16	佐志	佐志交流館	広瀬 1178	53-0501	100	○	○	○
17	山崎	山崎交流館	山崎 853-1	56-8301	100	○	○	○
18	久富木	久富木区公民館	久富木 1791-イ	56-9900	70	○	○	○
19	二渡	二渡営農研修館	二渡 4809	56-8290	70	○	○	○
20	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川 1501-1	53-4760	150	○	○	○
21	泊野	泊野地区体育館	泊野 451	—	100	○	○	○
22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田 3424-1	—	60	○	○	○
23		鶴田小学校	神子 661-3	59-2017	100	○	○	○
24		鶴田中央公民館	神子 666-1	59-2022	100	○	○	○
25		鶴田体育館	神子 668-10	—	200	○	○	○
26	神子	鶴田中央公民館	神子 666-1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田保健センター	神子 228-1	31-5110	100	○	×	○
28		鶴田体育館	神子 668-10	—	200	○	○	○
29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原 1637-3	—	50	○	○	○
30		柏原小学校	柏原 1588	59-8674	100	○	○	○
31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾 349-5	59-8158	50	×	○	○
32		紫尾地区体育館	紫尾 362-1	—	100	○	○	○
33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名 12753-3	57-0970	100	○	○	○
34		求名交流館	求名 3356-1	57-0881	60	×	○	○
35		旧求名小学校	求名 2737	57-0009	100	○	○	○

36	中津川	中津川交流館	中津川 2009	57-0884	60	×	○	○
37		薩摩小学校	中津川 4269	57-0486	100	○	○	○
38	永野	薩摩農村環境改善センター	求名 12753-3	57-0970	100	○	○	○
39		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員休憩室	永野 1022-1	—	30	○	○	○

## 2 避難地

番号	名 称	所 在 地
1	宮之城総合グラウンド	さつま町船木 246-1
2	柏原グラウンド	〃 柏原 1594
3	薩摩総合グラウンド	〃 求名 12753-3
4	町内各小・中学校のグラウンド	各小・中学校の所在地
5	鹿児島県立北薩広域公園	さつま町虎居5470

## 7-2 福祉避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	障害者支援施設 宮之城ふくし園	さつま町宮之城屋地 670-2	53-2940
2	特別養護老人ホームマモリエ	〃 船木 2315-1	53-0026
3	特別養護老人ホームアルテンハイム鶴宮園	〃 紫尾 4077-1	59-8004
4	特別養護老人ホームさつま園	〃 求名 13341-1	57-0695
5	養護老人ホームほのぼの苑	〃 湯田 1575-1	55-9850
6	J A北さつま 田原の郷	〃 広瀬 656-6	53-3914
7	医療法人 博仁会 宮之城病院	〃 船木34	53-0180

### 7-3 避難経路一覧

避 難 場 所	地区名	避 難 経 路	
		町 道	国・県道
宮之城総合体育館	宮之城 屋 地	城之口五日町線、河内野線、五日町川口染原線、愛宕下船木線、上永迫線、五日町西線、城之口下原線、野中線、笠之元線、五日町西ヶ迫線	国道 267 号線、県道宮之城祁答院線
屋地楽習館		城之口中線、八幡馬場西ヶ迫線、信教寺横通り線	国道 328 号線
宮之城鉄道記念館 盈進小学校		盈進小通り線、川原線、愛宕八幡馬場線、愛宕東谷線、愛宕線、東谷住宅線、前岡本線、前岡高祖線、屋地佐志線、愛宕前岡線、愛宕前岡 1 号、2 号、3 号線、役場前通り線、新道線	国道 267 号線
虎居地区公民館	虎 居	西新町 6—5 号線、西新町 4—1 号線、虎居町 6—1 号線、虎居西線、甫立海老川線、大角甫立線、旭西新町線、西手線	国道 328 号線・国道 504 号線、県道紫尾虎居線
県営若草団地集会室		虎居町 4—3 号線、若草南国通り線、広瀬虎居町線、虎居東線	国道 328 号線・国道 504 号線
宮之城伝統工芸センター		西手大角線、弓場ヶ迫線	国道 328 号線・国道 504 号線
薩摩中央高等学校		長岡線、長岡支線、轟原南線、若竹公園線、轟原線、上向循環線、長岡上向線、上向甫立線、轟 25 号線、轟 26 号線	国道 328 号線・国道 504 号線、国道 267 号線
宮之城トレーニングセンター	時 吉	時吉中央線、時吉田原線、萩之峯線、時吉温泉プール線、佐志時吉線、時吉倉内団地線、時吉馬場線、時吉新改原線、時吉湯田線、時吉赤道線、時吉新地中央線	国道 504 号線
船木農業構造改善センター	船 木	城之口下原線、船木西線、油田河内野線、船木西ヶ迫線、旭船木線、船木大長線、油田五日町線、愛宕下船木線、船木前田線、笠之元線、古城線、小松原線	国道 267 号線、県道宮之城祁答院線
柊野小学校体育館	柊 野	柊野高川線、柊野小横道通線、柊野小学校線、柊野阿津川線、柊野西線、柊野紫尾線、別府線、柊野古園線、北ヶ迫本線、柊野小支線、柊野上線	
平川営農研修センター 平川小学校	平 川	大薄西線、髪櫛線、虎居平川母ヶ野線、登尾線、上平川線、上平川西線、母ヶ野高峯線、大洞線、蔭平線、山之前線、宮坂線、北原西線、北原平田線、平川北原線、下平川北原線	国道 328 号線・国道 504 号

湯田いきいき研修館	湯 田	宮原線、鶴川原線、湯田原線、山越本線、湯田馬場線、川口薩摩湯田停車場線、佐志湯田線、湯田原小原線、宮下線、湯田馬場住宅線、吹田湯之元線、湯田発電所線、杉山線、湯田馬渡線	国道 267 号線
佐志地区公民館	佐 志	布田高原線、屋地佐志線、大下線、佐志中線、田原線、佐志橋田原線、佐志中央線、木渋循環線、木渋公民館線、木渋南線、滝下中津川線、小川田中津川線、池之野大谷線、佐志鶴田駅線、寺下線、佐志湯田線、仮屋瀬青芝野線、佐志本通り線、池之野仮屋瀬線、小川田線、前目線、篠田線、豆漬線、鶴ヶ城倉内線、倉内工業団地線、田原仮屋原線、田原高祖線、田原東線、仮屋原線、仮屋原 2 号線、南方川線、佐志小学校前線、寺下中線、佐志農協通り線、佐志ニュータウン線、佐志ニュータウン支線、佐志時吉線、穴川線	国道 504 号線、県道宮之城加治木線・県道堂山宮之城線・求名小川田線
山崎地区公民館	山 崎	荒瀬副田線、山崎北原線、山崎十文字線、草田古野線、古野北原線、城之口下原線、荒瀬小原線、荒瀬中央線、荒瀬川添線、池田線、堂床線、松山線、山崎中学校線、山崎大畠町線、草田線	国道 328 号線、県道川内山崎線・県道薩摩山崎停車場線
久富木区公民館	久富木	城之下大畠町線、船木大長線、角郷本線、鳥越線、大長線、大野中線、古野北原線、北原公民館線、角郷北原線、山角北原線、迫線、宮入来線	県道原口薩摩山崎停車場線・県道川内祁答院線・県道久富木蘭牟田線・県道薩摩山崎停車場線
二渡営農研修館	二 渡	二渡折小野線、須杭本線、二渡中通線、二渡町前川線、前川線、二渡日暮線、運床線、須杭支線、折小野米山線、折小野流合線	国道 267 号線、県道薩摩山崎停車場線
白男川小学校	白男川	浅井野線、白男川高峯線、白男川一ツ木線、川口日当瀬一ツ木線、五日町川口梁原線、中間線、平八重線	国道 504 号線、県道東郷山田宮之城線
泊野小学校	泊 野	楠八重線、市野線、久木野大平線、大平線、泊野中央線、泊野小学校前線、宮田藤川線、母ヶ野高峯線、高峯上線、高峯下線	国道 504 号線
鶴田地区コミュニティセンター 鶴田小学校	鶴 田	湯田原停車場線、上原線、東湯田原 1、2、3、4 号線、湯田原線、鶴田中学校線、串下線、湯田原中央線、下湯田原線、宮原坂線、開拓上場線、浦川内線、河野線、上場線、大平線、米山線、中川内線、鷹之巣	国道 267 号線 県道鶴田大口線 県道鶴田定之段線

鶴田中央公民館 鶴田体育館	鶴田 神子	線、並木線、大角線、大角西平線、神崎線、大角岩下線、水口線、上手線、大角上手線、萩之平線、町島廻線、東善寺線、島廻線、大平線、岩川線、麓線、赤坂線、鶴田駐在所線、久保田線、池之元線、並木池之元線、枕辺線、迫川内線、鳥越線、山角線、佐志線、池之野線、坂下線、杉山線、菅元線、牟田山中園線、牟田山線、櫃ヶ迫線、後迫線、稻留線、鶴田停車場線、鶴宮線、鶴田小学校線	
鶴田保健センター	神子	大野線、高下線、大野外園線、大野第2ダム線、寺床線、大野深田線、上下大迫線、横場線、高嶺1号、2号線、内之山線、新田線、新田上原線、新田上園線、新田東線、大俣線、黒岩線、字川線、大俣字川線、蓑山線、竹山線、柳野線	県道鶴田定ノ段線
柏原地区集会施設（ほたる館） 柏原小学校	柏原	川口柳野線、軸屋線、川口上原線、川口中央線、種子田川口線、川口線、市場種子田線、市場中央線、宮下線、井上末松線、種子田線、諏訪下仁王原線、諏訪下中央線、田原線、橋之口線、下手線、室屋線、大願寺中央線、京塚原線、大願寺長岡線、上京線、小松原線、京塚原中央線、京塚原採場線、永牟田2号線、永牟田線、政所線、上向線、長岡上向線、紋之園迫畠線、小山線、紋之園長山線、種子田クラブ線、片野線、佐藤線、迫畠線、原田前中央線、柏原小学校線、諏訪下線	国道267号線 県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
紫尾区公民館 紫尾小学校	紫尾	浦田線、小杉田線、下原線、萩之段線、綾織線、大園線、西川内線、前畠線、柊野線、中西1号、2号線、岩之上線、仁田原線、内木場線、谷川線、松崎線、王子野線、町山線、長崎線、的場線、紫尾柊野線、外園線、奥之院線、湯之元線	県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
薩摩農村環境改善センター 薩摩中学校	求名	黒鳥下線、宮之前線、黒鳥線、戸子田黒鳥線、五本松中学校線、広橋線、戸子田広橋線、武広橋線、沖ヶ丸線、宇堂山広橋線、戸子田熊田線、松ヶ迫線、搦熊田線、下別府線、熊田線、蕨野線、小永田2号線、古井手1号、2号線	国道504号線 県道薩摩祁答院線

求名交流館 求名小学校	求名	立山線、狩宿中央鶴田ダム線、境田尾下り線、狩宿線、山伏塚線、市之木原線、宮前境田線、藤川境田線、狩宿大平線、子捨線、押口線、山之口線、前平線、野平線、打越線、熊陣線、北平線、羽有循環線、下手戸子田線、下手停車場2号線、大谷線、下手1号、2号、3号線、小永田線、下手停車場1号線、求名下中線、厚地線、上土橋線、戸子田住宅下線、戸子田蕨野線、上土橋駅線、揚野坂線、求名町線、小永田1号線、戸子田熊田線、蕨野線	国道267号線 県道薩摩祁答院線 県道求名小川田線
中津川交流館 中津川小学校	中津川	荒田中岳線、武線、武松八重線、武住宅前線、白鳥線、武白猿線、尾付野山小川田線、木場田線、尾原上線、宇堂山広橋線、宇堂山日露線、新地尾原線、園田線、竹笠永江線、中津川佐志線、永江黒木浦線、中ノ丸線、別野小牧線、大丸別野線、堂脇高柳線、大迫白金線、水口田之頭線、星原線、堂之尾線、大迫1号、2号線、大丸下り山線、冷水下り山線、宇堂山竹笠線、中津川南線、古井手3号線	県道黒木新地線 県道薩摩祁答院線
観音滝公園交流センター 薩摩農村環境改善センター アロン電機㈱第3工場 従業員休憩室	永野	段線、丁場段線、田平薬師線、池山線、仕明田平線、築平中央線、新地築平線、篠原線、吉原線、谷川線、吉川線、大平線、正野山線、丁場平八重線、丁場池之段線、丁場寺元線、上平八重線、笠松線、平八重線、山之平線、須田山1号、2号線、山峯線、丸山線、若宮線、八重目線、金山線、茶屋金山線、茶屋岡線、谷川三反田線、丁場上村線、仕明線、横手線、諏訪橋線、丁場段線、永野熊田線、三反田1号線、岩元田平線、永野西部線、観音滝線	国道504号線 県道牧園薩摩線 県道黒木新地線 県道針持永野線

## 7-4 救急救助用資器材等保有状況

(令和4年4月1日現在)

	品 名	数量		品 名	数量
消防用資器材	照明装置	3	救助用資器材	エアツール一式	1
	投光器	3		救助幕	1
	チェーンソー（ルートカッター、レスキュー含む）	5		救助担架	1
	送排風機	2		フルスケッドストレッチャー一式	1
	噴霧装置	2		救命索発射装置	1
	化学消火用簡易発泡器	4		かぎ付き梯子	3
	複合型ガス検知器	2		三連梯子	4
	耐熱服	1		ワイヤー梯子	1
救急用資器材	患者監視装置	1	助用資器材	空気呼吸器	15
	患者監視装置兼自動体外式除細動器	2		マット型空気ジャッキ一式	1
	自動体外式除細動器	4		ガス溶断器	1
	輸液ポンプ	2		救命ボート	2
	吸引器	3		船外機	2
	自動式人工呼吸器	4		削岩機	1
	パルスオキシメーター	4		水難救助隊用潜水器具一式	9
	防刃ベスト	6		簡易画像探索装置	1
	バックボード	6		携帯警報機	8
	カブノメーター	3		移動式クレーン	2
	喉頭鏡	3		電動ハンマードリル	1
	ビデオ喉頭鏡	3		充電式レシプロソー	1
	血糖測定器	3		急速展張式フレームテント（ドラッシャテント）	1
	血圧計	7		携帯発電機	7
	人口呼吸器	3		冷暖房空調機（テント用全天候型）	1
その他の資器材	携帯型酸素吸入器	3		高圧空気充填機	1
	スクープストレッチャー	3		エアーテント	1
	油圧救助器具一式	1		陽圧式化学防護服	2
	充電式コンビツール一式	1		簡易化学防護服	2
エンジンカッター	可搬式ワインチ	2			
	エンジンカッター	2			

## 7-5 町内医療機関一覧

### 1 病院・診療所

<宮之城地域>

番号	名称	所在地	電話番号
1	薩摩郡医師会病院	さつま町轟町 510	0996-53-0326
2	クオラリハビリテーション病院	〃 船木 2311-6	0996-53-1704
3	宮之城病院	〃 船木 34	0996-53-0180
4	稻津内科病院	〃 宮之城屋地 1378	0996-52-3355
5	立志クリニック	〃 湯田 1502-10	0996-55-9119
6	海江田医院	〃 宮之城屋地 1461	0996-53-0006
7	すずき耳鼻咽喉科	〃 轟町 18-10	0996-21-3735
8	林田内科	〃 宮之城屋地 1548	0996-53-1177
9	うかり眼科	〃 虎居町 12-15	0996-53-0030
10	相良医院	〃 宮之城屋地 1531-3	0996-53-0160
11	小緑内科	〃 轟町 39-1	0996-52-1676
12	溝口整形外科	〃 轟町 34-2	0996-52-4668
13	てらだ内科クリニック	〃 田原 147-3	0996-21-3232
14	ますざき医院	〃 広瀬 673	0996-52-4510

<薩摩地域>

番号	名称	所在地	電話番号
1	さつまクリニック	〃 求名 12552-2	0996-57-0020

### 2 歯科診療所

<宮之城地域>

番号	名称	所在地	電話番号
1	尾形歯科医院	さつま町宮之城屋地 1464	0996-53-0418
2	杉田歯科医院	〃 宮之城屋地 1596-13	0996-52-2855
3	林田歯科クリニック	〃 宮之城屋地 1456-2	0996-52-0077
4	福岡歯科医院	〃 虎居 704-4	0120-53-3300
5	ふくおか歯科クリニック	〃 山崎 1000-1	0996-56-8511
6	ほどて歯科	〃 虎居町 14-9	0996-53-3555

<鶴田地域>

番号	名称	所在地	電話番号
1	たきかわ歯科医院	さつま町鶴田 2690-1	0996-55-9637

## 7-6 町内薬局等一覧

番号	名称	所在地	電話番号
1	青空薬局	さつま町 柏原 2820	0996-52-0101
2	うさぎ薬局	〃 宮之城屋地 1531-5	0996-52-4116
3	ウチ薬局	〃 虎居町 5-15	0996-53-0063
4	かぐや姫薬局	〃 轟町 39-10	0996-29-3301
5	ぎんざ薬局	〃 広瀬 668-3	0996-53-0500
6	くきどめ薬局	〃 宮之城屋地 1069-1	0996-53-0823
7	さし薬局	〃 田原 147-6	0996-21-3610
8	タバタ薬局宮之城店	〃 宮之城屋地 1461-4	0996-21-3344
9	ひなた薬局	〃 虎居町 13-3	0996-21-3399
10	フタヤ薬局湯田店	〃 湯田 1502-29	0996-59-2033
11	ふなき薬局	〃 船木 50-3	0996-29-3281
12	ヘルシー薬局宮之城店	〃 轟町 34-1	0996-21-3739
13	my薬局さつま	〃 船木 2323-1	0996-29-3100
14	やまだ薬局	〃 宮之城屋地 1378-1	0996-52-4585

## 7-7 災害拠点病院一覧

名称	所在地	診療科目	電話番号
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	内・外・小・整・眼・産婦・放・泌・耳・麻・皮・小児外	0996-23-5221
県立北薩病院	大口市宮人 502-4	内・呼吸・循・消・神・小・外・脳外・耳・放	09952-2-8511

## 8 食料、生活必需品、給水等関係】

### 8-1 救援物資等の集積所

施設名	所在地	電話番号
宮之城ひまわり館	さつま町宮之城屋地 2117-1	0996-52-1123
宮之城総合体育館	〃 船木 308-2	0996-52-1888
宮之城トレーニングセンター	〃 時吉 1743	0996-52-2610
さつま町B&G海洋センター	〃 求名 12753-3	0996-57-0898
鶴田武道館	〃 神子 668-9	0996-59-3111

### 8-2 生活必需物資備蓄状況

(平成17年3月31日現在)

品名	ブルーシート	発電機	投光機	懐中電灯
数量	50枚	2台	2台	40本

### 8-3 給水用資機材保有状況

給水タンク			ビ袋	発電機	発光器	電動ネジ切機	管類(長管)			
1,500ℓ (個)	1,000ℓ (個)	500ℓ (個)					50mm (個)	75mm (個)	100mm (個)	150mm (個)
3	2	10	500	2	2	1	1	6	1	4

#### 8-4 応急仮設住宅建設予定地一覧

建設予定地	利用可能敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建設可能戸数 (戸)
さつま町船木 147-4 (宮之城総合グラウンド内)	6,328	30
〃 広瀬 1177 (佐志小学校グラウンド内)	1,000	8
〃 山崎 129-1 (山崎小学校グラウンド内)	1,500	10
〃 柏原 1592 (柏原グラウンド内)	600	10
〃 求名 12743-1 (B & G 海洋センター上駐車場内)	600	10
〃 中津川 2009 (中津川公民館敷地内)	240	4
〃 永野 899-1 (永野鉄道記念館駐車場内)	240	4

#### 8-5 炊出し施設一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宮之城学校給食センター	さつま町田原 2205-1	0996-53-1117
鶴田学校給食センター	〃 神子 668-10	0996-59-2071
薩摩学校給食センター	〃 求名 12503-3	0996-57-0103
薩摩農村環境改善センター	〃 求名 12753-3	0996-57-0970
薩摩農産物加工センター	〃 中津川 7640	0996-57-1652
鶴田農産物加工センター	〃 神子 666-1	0996-59-2828
山 崎 交 流 館	〃 山崎 853-1	0996-56-8301
佐 志 交 流 館	〃 広瀬 1178	0996-53-0501
虎 居 地 区 公 民 館	〃 西新町 11-1	0996-53-1272
求 名 交 流 館	〃 求名 3352	0996-57-0881
中 津 川 交 流 館	〃 中津川 2009	0996-57-0884
永 野 交 流 館	〃 永野 941-1	0996-58-0815

## 9 感染症、廃棄物等関係

### 9-1 防疫用資機材等保有状況

保 管 場 所	薬 剤 及 び 数 量
さつま町役場 倉庫	スミチオン乳剤 1.8 リットル×8本 S P油剤 (1.8 リットル×4缶)

### 9-2 遺体収容予定場所一覧

予 定 場 所	所 在 地	電話番号	収納能力
宮之城トレーニングセンター	さつま町時吉 1743	0996-52-2610	150
鶴田体育館	〃 神子 688-10	0996-59-2511	300
さつま町B&G海洋センター	〃 求名 12753-3	0996-57-0898	150

### 9-3 斎場等施設状況

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
さつま町やすらぎ苑	さつま町船木 5001-44	0996-53-1516

# 10 自主防災組織等関係

## 10-1 自主防災組織規約例

### ○○○防災会規約

(名称)

**第1条** この会は、○○防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

**第2条** 本会の事務所は、○○会長宅に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 風水害等に対する災害予防
- (3) 風水害等の発生時における情報の伝達、避難誘導、初期消火等応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材の設備等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

**第5条** 本会は、○○町内会（自治公民館）内にある世帯をもって構成する。

(役員)

### 第6条

(1) 会長 1名（ただし、町内会（自治公民館）長をもってあてる。）

(2) 副会長 1名

(3) 班長 若干名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

**第7条** 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

(総会及び役員会)

**第8条** 総会は、町内会（自治公民館）総会と同時に開催する。

2 役員は、会長が招集する。

(防災計画)

**第9条** 本会は、第4条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

(会費及び経費)

**第10条** 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会（自治公民館）費その他の収入をもつてあてる。

(その他)

**第11条** この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

(防災計画)

**附 則**

この規約は、○○年○○月○○日から実施する。

## 10-2 自主防災組織防災計画例

### ○○防災会防災計画

#### 1 目的

この計画は、○○防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

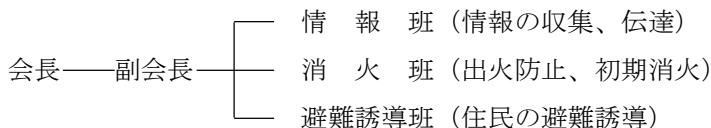
#### 2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担
- (2) 防災知識の普及
- (3) 情報の収集、伝達
- (4) 出火防止、初期消火
- (5) 避難誘導
- (6) その他

#### 3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の防災組織を次のとおり編成する。



#### 4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、防災に関する知識の普及を図る。

#### 5 情報の収集、伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を行う。

#### 6 出火防止、初期消火

出火防止に努め、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火に努める。

#### 7 避難誘導

避難指示等が出たとき、または防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導を指示する。

#### 8 その他

- (1) 必要に応じ救出救護及び給食給水活動を行う。
- (2) 災害発生時に迅速かつ的確に行動がとれるように各種の防災訓練を行う。
- (3) 防災資機材の備蓄及び管理を次のとおり行う。

資 機 材 等	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法

## 1.1 災害対策本部関係

### 11-1 災害対策本部配備要員一覧

対策部名	班名	第1配備	第2配備	第3配備
本部総括部	危機管理班	3	3	
総務対策部	秘書広報班		2	
	行政班		2	
総合政策対策部	総合政策班 (行革推進室を含む。)		3	
	情報戦略推進室		2	
財政対策部	管財契約班		2	
	財政班		2	
税務対策部	税務班		4	
町民環境対策部	町民班		1	
	人権同和対策班		1	
	環境・業務班		3	
ほけん福祉対策部	福祉班		2	
	保険・健康増進班		2	
	高齢者支援班		2	
こども対策部	こども支援班		2	
農林対策部	農政班 (担い手支援室を含む。)		2	
	畜産班		1	
	農業委員会班		1	
	耕地班		2	
	林政班		1	
さつまPR対策部	商工観光班		1	
	産業・定住支援班		1	
建設対策部	管理・土木班		2	
	建築班		2	
会計対策部	会計・監査班		2	
水道対策部	水道管理班		1	
	工務班		1	
議会対策部	議会班		1	

各対策部部員

全職員

教 育 対 策 部	教 育 総 務 班		1	
	学 校 教 育 班		2	
	給 食 セ ン タ 一 班		1	
社 会 教 育 対 策 部	社 会 教 育 班 (ス ポ ー ツ 振 興 を 含 む。)		2	
	文 化 班		1	
消 防 対 策 部	町長（本部長）から指示のあった場合、消防長は状況により、団員の招集を行う。			

## 12 自衛隊関係

### 12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 様

さつま町長 印

#### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

## 12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第  号  
年  月  日

鹿児島県知事  様

さつま町長  印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年  月  日付け 第  号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年  月  日 時  分

2 撤収理由

3 その他必要事項

## 13 条例、協定等関係

### 13-1 さつま町防災会議条例

(平成17年3月22日)  
(条例 第17号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、さつま町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) さつま町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) さつま町地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

## 13-2 さつま町災害対策本部条例

(平成17年3月22日)  
(条例 第 19 号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、さつま町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

### 13-3 さつま町水防協議会条例

(平成17年3月22日)  
(条例 第18号)

(設置)

**第1条** 水防法（昭和24年法律第193号）第26条第5項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、さつま町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長及び委員)

**第2条** 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職を代理する。
- 5 委員は、さつま町防災会議条例（平成17年さつま町条例第17号）の規定により任命又は指名された委員をもって充てる。

(招集)

**第3条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議)

**第4条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、協議会運営について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

## 13-4 さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(平成17年3月22日)  
(告示 第87号)

### (目的)

**第1条** 町長は、がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、がけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱（平成7年4月1日付け建設省住防発第15号建設省住宅局長通達。以下「国庫補助要綱」という。）に定める危険住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を行う者（住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **がけ地** 水平面に対して傾斜度が30度以上であり、かつ、その高さが2メートルを超える土地をいう。
- (2) **危険住宅** がけの上にあっては、がけの下端から、がけの下にあっては、がけの上端から、そのがけの高さの2倍以内の水平距離の範囲内の土地にある住宅をいう。
- (3) **補助事業** 危険住宅に居住する者が住宅の移転を行う場合、これに要する経費又はこれに要する資金として金融機関等から借り入れた資金の借入金利息について補助金の交付決定した事業
- (4) **住宅移転** 危険住宅移転事業によって安全な地域に移転することをいう。

### (補助対象経費及び補助金の額)

**第3条** 第1条に規定する補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
(1) 危険住宅の除却に要する経費	国庫補助要綱別表に規定する危険住宅の除却に要する経費の補助対象額に相当する額を限度とする。
(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	国庫補助要綱別表に規定する危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費の補助対象額に相当する額を限度とする。

### (補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

**第5条** 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、かつ、現地を調査し、補助金を交付することが適當であると認めるときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定をする場合において、移転先の選定、旧住宅の撤去、旧住宅跡地利用等について、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

**第6条** 補助対象者は、前条の規定による決定を受けた後、移転態様の変更、移転先の変更又は事業費の変更等の事業内容の変更が生じた場合は、町長にがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業内容の変更の申請があった場合において、当該申請が適當であると認めるときは前条第1項及び第2項に準じて、その承認を行い、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

（着手届及び完了届）

**第7条** 前条に規定する補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が住宅移転に着手するときは、当該補助事業に係る事業着手届（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 補助対象者が住宅移転を完了したときは、当該補助事業に係る事業完了届（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の平面図（転居の場合を除く。）
- (2) 新住宅の土地の登記簿謄本（転居の場合を除く。）
- (3) 新住宅及び旧住宅跡地の写真
- (4) 金融機関等の発行した融資証明書の写し及び利息計算書
- (5) 危険住宅除却費の領収書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（その他）

**第8条** この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の宮之城町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付規則（昭和57年宮之城町規則第16号）、鶴田町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付規則（昭和51年鶴田町規則第10号）又は薩摩町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金及びがけ地住宅移転事業費補助金交付要綱（平成7年薩摩町訓令第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

**様式** 略

## 13-5 消防相互応援協定

### 鹿児島県内消防相互応援協定

#### (目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定するについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

#### (ブロック区分及び代表消防機関等)

**第2条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

- 2 県内を5ブロックに区分し、区分したブロックごとにそれぞれ幹事消防本部を選任するものとする。
- 3 代表消防本部及び幹事消防本部はそれぞれ代行する消防本部を選任するものとする。

#### (対象とする災害)

**第3条** この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

#### (県への通報等)

**第4条** 前条に規定する災害が発生した場合、応援を要請する各市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

#### (応援隊の登録)

**第5条** 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができるものとする。

#### (応援要請)

**第6条** この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。

- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

**第7条** 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請

隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分されたブロック内の市町村等に対して行う応援要請

- (2) 第2要請

第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他のブロックの市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

**第8条** 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、要請側市町村等の長が、第1要請についてはブロック内の幹事消防本部（以下「ブロック幹事消防本部」という。）を通じてブロック内の市町村等に対し、第2要請についてはブロック幹事消防本部を通じて代表消防本部に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、代表消防本部を通じて第2要請を行うことができるものとする。

2 第2要請を受けた代表消防本部は、各ブロック幹事消防本部を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防本部に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

**第9条** 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部を通じて、要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては、ブロック幹事消防本部及び代表消防本部を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

4 代表消防本部、ブロック幹事消防本部並びにそれぞれを代行する消防本部（以下「代表消防本部等」という。）の属する応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待つい

とまがないと認められるときは、先行調査のため必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

5 全項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援の中止）

**第10条** 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側市町村等の都合により先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、その旨を速やかに代表消防本部等を通じて県に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

**第11条** 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

**第12条** 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破損した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

（航空消防応援）

**第13条** この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定によるものとする。

（協定の効力）

**第14条** この協定は、平成30年12月20日からその効力を生じるものとする。

(改廃)

**第15条** この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

**第16条** この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書52通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成30年12月20日

県下市町村及び消防組合で締結

記名押印 [略]

## 薩摩川内市とさつま町との間における消防相互応援協定

薩摩川内市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

### （応援協定）

**第 1 条** 甲及び乙は、火災その他の災害の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

### （応援車両等の指示）

**第 2 条** 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報する。

### （応援隊の指揮）

**第 3 条** 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

### （応援に要した費用の負担）

**第 4 条** 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地において機械器具を破損した場合は、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出場中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出場中に一般人を死亡させ又は負傷させた場合は、甲乙協議のうえこれに要する経費を負担する。

### （情報等の交換等）

**第 5 条** 災害時における適正な消防活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報、資料の交換及び提供並びに現地検討会等を行うものとする。

### （委任）

**第 6 条** この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （協定の効力）

**第 7 条** この協定は、平成 17 年 4 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 薩摩川内市原田町22番10号  
薩摩川内市  
薩摩川内市長 森 卓朗

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町  
さつま町長職務執行者 山口昭幸

## 伊佐湧水消防組合とさつま町との間における消防相互応援協定

伊佐湧水消防組合（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

**第 1 条** 火災、救急救助事故その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援の申請）

第 2 条 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。

（応援隊の指揮）

**第 3 条** 応援隊の指揮は、次の方法によるものとする。

- (1) 受援地の消防機関の長が指揮する。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行う。

（費用負担の方法）

**第 4 条** 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊の隊員の手当、燃料等並びに機械器具及び被服等の破損或いは消耗等に要する費用は、応援側の負担とする。ただし、応援が長期にわたり受援地において、食糧並びに燃料等の補給を要する場合の費用は受援側の負担とする。
- (2) 応援隊の隊員が当該業務中に死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償及び消防賞じゅつ金に要する費用は応援側の負担とする。
- (3) 応援隊が応援出場中に自己管轄内の建築物、車両及びその他の物件を損壊した場合は、これの補償等に要する費用は、受援側の負担とする。
- (4) 応援隊が当該業務中に人畜を死亡又は負傷させた場合は、これの補償に要する費用は、甲乙協議の上負担するものとする。

（情報等の交換）

**第 5 条** 災害応援における適正な活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（その他の協議事項）

**第 6 条** この協定に定めのない事項、その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の発効日）

**第 7 条** この協定は、平成 21 年 2 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

2 この協定の有効期間は、発効の日から 1 年とする。ただし、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、引き続き更新するものとし、以後この例による。

(協定書の保管)

**第8条** 本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成21年2月1日

甲 伊佐湧水消防組合  
管 理 者 馮 元 新

乙 さつま町長 井 上 章 三

## 霧島市とさつま町との間における消防相互応援協定

霧島市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （応援協定）

**第1条** 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

### （応援車両等の指示）

**第2条** 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

### （応援隊の指揮）

**第3条** 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

### （応援に要した費用の負担）

**第4条** 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

### （情報等の交換等）

**第5条** 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

### （委任）

**第6条** この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

### （協定の効力）

**第7条** この協定は、平成18年2月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年2月1日

甲 霧島市国分中央三丁目41番5号

霧島市

霧島市長 前田終止

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町

さつま町長 井上章三

## 出水市とさつま町との間における消防相互応援協定

出水市（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援隊の派遣）

**第1条** 甲及び乙は、火災その他の災害（以下「災害」という。）の発生を覚知し、応援の必要を認めたとき、又は災害発生地から応援要請があったときは、相互に応援隊を派遣するものとする。

（応援車両等の指示）

**第2条** 応援の要請に際しては、災害の種別及び災害の規模等を通報するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、車両、資器材等について指示するものとする。

（応援隊の指揮）

**第3条** 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行うものとする。

（応援に要した費用の負担）

**第4条** 応援に要した費用の負担は、次の方法によるものとする。

- (1) 応援隊が受援地において応援隊の機械器具を破損した場合、これに要する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 応援における隊員の諸手当、被服等の損料は、応援側が負担する。
- (3) 応援が長時間にわたり、食料を必要とする場合は、受援側が負担する。
- (4) 消防作業に要した消耗品及び機材の消耗は、応援側が負担する。ただし、受援地で補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
- (5) 応援した隊員が消防作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償の事務手続きは、応援側で行うものとする。
- (6) 応援隊が応援出動中に自己管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
- (7) 応援隊が応援出動中に受援側管轄内の建物その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- (8) 応援隊が応援出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合は、甲乙協議の上これに要する経費を負担する。

（情報等の交換等）

**第5条** 災害時における適正な消防・救急活動を確立するため、甲及び乙は、平素から情報及び資料の交換、提供並びに現地検討会等を行うものとする。

（委任）

**第6条** この協定に定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の効力）

**第7条** この協定は、平成18年10月1日からその効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年10月1日

甲 出水市緑町1番3号

出水市

出水市長 渋谷俊彦

乙 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町

さつま町長 井上章三

## 13-6 県、市町村との相互応援協定

### 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

#### (趣旨)

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の内容)

**第2条** 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
  - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
  - ア 被災者の一時収容のための施設
  - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

#### (応援要請の手続)

**第3条** 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
  - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん  
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
  - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣  
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
  - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供  
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
  - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供  
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

#### (応援要請の順序)

**第4条** 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。

- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

**第5条** 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

**第6条** 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村から応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

**第7条** 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

（情報の交換等）

**第8条** 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

**第9条** 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

（補則）

**第10条** この協定に関し必要な事項については、県及び管内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会长が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県市長会会長 森 博幸

鹿児島県町村会会长 井上 章三

## 鹿児島県防災行政通信設備の管理及び運用に関する委託協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）とさつま町（以下「乙」という。）は、甲が設置する鹿児島県防災行政通信設備（以下「通信設備」という。）の管理及び運用の委託について、次のとおり協定する。

### （委託物件）

第1条 甲は、乙に対し、別表の通信設備の管理及び運用を委託し、乙はこれを受託するものとする。

### （委託期間）

第2条 委託期間は、この協定書を締結した日から平成22年3月31日までとし、この期間経過前に双方異議がなければ、この期間を1年ごとに更新するものとする。

### （庁舎施設の無償使用）

第3条 乙は、通信設備の設置に必要な庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

### （使用目的）

第4条 乙は、通信設備を鹿児島県地域防災計画に基づく災害対策事務及び一般行政事務及びこれらに附帯する事務の用に供するものとする。

### （管理義務）

第5条 乙は、通信設備を善良な管理者の注意をもって管理し、委託の目的に反する一切の管理処分の行為をしてはならない。

### （通信設備の管理者及び運用担当者）

第6条 乙は、庁舎内に通信設備の管理者及び運用担当者を置くものとする。

2 通信設備管理者には、防災主管課の長の職にある者をもって充てるものとし、防災行政通信の運用及び通信設備の管理を行うものとする。

3 運用担当者には、乙の職員で、乙の管理者が指定する者を充てるものとし、防災行政通信運用に従事するものとする。

### （経費の負担）

第7条 通信設備の維持管理及び運用に関する経費の負担は、次のとおりとする。

#### （1）乙の負担する経費

ア 乙の都合により、通信設備の移設等、変更工事をする場合の当該工事等にかかる経費

イ 通信設備の電気使用料

ウ 予備電源装置の燃料費

エ 通信記録紙等消耗品代

オ I P系設備の回線使用料

（2）通常の保守点検及び修理に掛かる経費は、甲又は鹿児島県防災行政無線運営協議会の負担とする。

2 天災その他不可抗力による損害等の修復に要する経費の負担は、甲・乙協議して定める。

(設備の変更)

第8条 乙は、通信設備又は設置場所を変更する等の必要が生じた場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義を生じたとき、又はこの協定の履行について必要な事項は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 さつま町長 井上 章三

装置名	数量
1 衛星系設備	
(1) 空中線設備（衛星用パラボラアンテナ）	1式
(2) 衛星用送受信装置	1式
(3) 衛星端局装置	1式
(4) モニタTV	1台
(5) FAX	1台
2 IP系設備	
(1) 端末専用台	1台
ア データ受令端末	1台
イ パトランプ	1台
ウ 音声受令端末	1台
(2) 無停電電源装置（据置）	1台
(3) VOIP ゲートウェイ	1台
(4) ルータ	1台
(5) メディアコンバータ	1式
(6) 音声受令端末	1台
(7) パトランプ	1台

## 鶴田町及びさつま町災害時相互応援協定書

友好交流協定町である青森県鶴田町と鹿児島県さつま町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

### （経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があった場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。

- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。
- 4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 5 前4項の規定により難い場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年5月17日

青森県 鶴田町長 中野 撃司  
鹿児島県 さつま町長 日高 政勝

立会人

青森県 鶴田町議会議長 出町 豊

鹿児島県 さつま町議会議長 中尾 正男

## さつま町及び中種子町災害時相互応援協定書

友好交流協定町であるさつま町と中種子町は、いずれかの町域で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類及び内容）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童・生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続き等）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

2 いずれかの町において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災した町と連絡がとれない場合は、応援町は前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で応援を行うことができるものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請町の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請町から要請があつた場合は、応援町は当該経費を一時繰り替え支弁するものとする。
- 3 第2条に掲げる要請に対して従事した職員が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に要する経費は、応援町の負担とする。

4 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。

5 前4項の規定により難い場合は、別途協議する。

(連絡担当課)

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当課を定めておくものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両町長及び両議長署名の上、両町それぞれ1通を保有する。

平成24年8月6日

さつま町長 日高 政勝

中種子町長 川下 三業

立会人

さつま町議会議長 中尾 正男

中種子町議会議長 鎌田 勇二郎

## 13-7 民間との協定

### 大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会宮之城支部（以下「乙」という。）とは、

大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

#### （応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

#### （協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

#### （協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

#### （業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

**第7条** 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、

甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月10日

甲 さつま町長 井上 章三

乙 鹿児島県建設業協会 宮之城支部  
支部長 白川田 廣八

## さつま町地区災害復旧に関する覚書

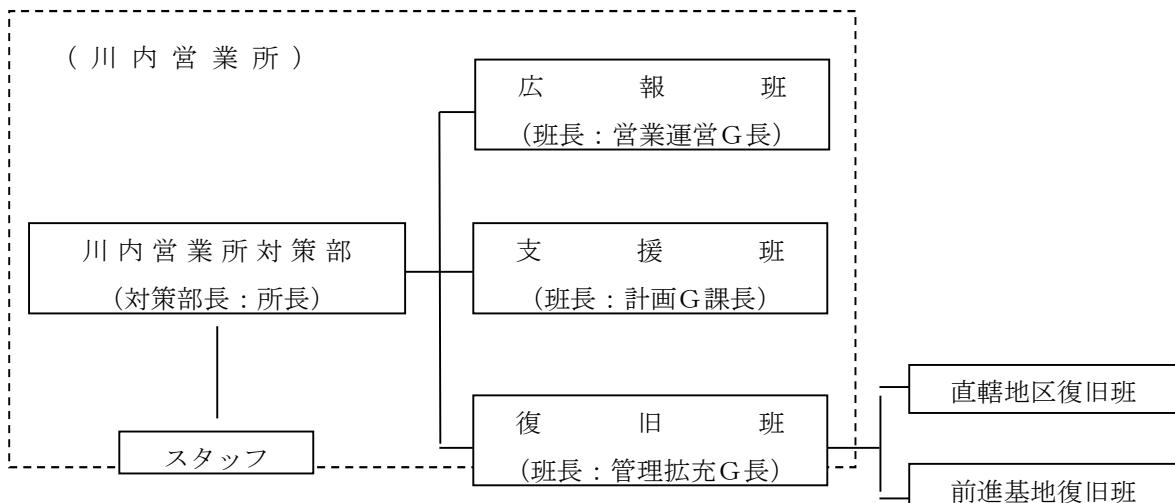
さつま町（以下「甲」という）と九州電力株式会社川内営業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

### 1 目的

甲と乙は風水害および地震又はこれに類する災害発生時には、被災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、電力施設の円滑な復旧を図るものとする。

### 2 組織図

- ・災害時における九州電力株式会社 川内営業所組織図は次による。



### 3 情報連絡体制及び提供する情報

#### (1) 情報連絡ルート

さつま町役場	総務課
TEL : 0996-53-2756 (総務課直通)	
FAX : 0996-52-3514 (代表 FAX)	



九州電力株式会社 川内営業所				
責任者	総括班	広報班	支援班	復旧班
役割分担	・災害復旧総括	・お客さま対応 ・お客さま広報 ・社外機関広報	・宿泊、炊きだ し手配 ・資材手配 ・道路情報収集	・復旧作業総括 ・復旧要員派遣
電話番号	0996-25-2814	0996-20-0239	0996-25-2025	0996-20-4079
FAX番号		0996-25-0980		0996-20-2009
備考		窓口責任者		

(注) 電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

(2) 提供する情報

	さつま町役場 → 九電	九電 → さつま町役場
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判断する範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況（初期概況） ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・同上	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時の復旧要員の受け入れ等

被害が大規模の場合は、乙は被害規模に応じて他事業所より応援者を受け入れる。乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

(1) 前進基地としての施設の借用

a 大規模災害により、乙が前進基地を設置する場合、乙は前進基地として甲に対し施設の借用を依頼することができる。

b 上記借用施設としては、さつま町役場鶴田総合支所とする。

(2) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

a 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。

b 上記借用施設としては、鶴田武道館等する。

c 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

(3) 復旧人員および資材運搬の確保

a 乙は電力設備復旧に支障のある道路障害については、甲又は関係機関に優先復旧を依頼することができる。

b 大規模災害により乙が電力設備巡視のため、もしくは復旧資材運搬等のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

c 上記施設としては、宮之城総合運動公園及び柏原グランドとする。

## 5 災害発生時の復旧人員のさつま町における受入れ施設

### 【前進新基地】

施設名	所在地	電話番号
さつま町役場鶴田総合支所	薩摩郡さつま町神子 663-1	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

### 【駐車場】

施設名	所在地	電話番号
さつま町役場鶴田総合支所駐車場及び鶴田体育館駐車場	薩摩郡さつま町神子 663-1 薩摩郡さつま町神子 668-10	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

### 【待機および宿泊場】

施設名	所在地	電話番号
鶴田武道館	薩摩郡さつま町神子 668-9	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

### 【ヘリコプター発着場】

施設名	所在地	電話番号
宮之城総合運動公園 柏原グランド	薩摩郡さつま町船木 246-1 薩摩郡さつま町柏原 1594	0996-53-1111 (さつま町役場代表)

## 6 復旧作業

### (1) 復旧の考え方

- 病院、上水道、放送通信、行政、警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。
- 道路遮断等で交通支障になる電柱および電線の除去は優先して行う。

### (2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

- 配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 復旧作業の考え方

- 災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広報

### (1) 平常時の広報

- 災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シンジン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

### (2) 災害が予想される場合の広報

- ・台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。（感電防止、電力施設の被害の情報提供）

### （3）災害時の広報

- ・災害時には甲の広報手段により、必要に応じ次の広報を乙が要請することができる。（感電事故防止、電力施設の被害、停電状況、復旧見込み等）

## 8 施設利用に関するその他の事項

- （1）施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立入禁止区域には立ち入りない。
- （2）施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- （3）乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- （4）乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。
- （5）施設利用に伴う費用については乙の負担とする。  
ただし、災害発生時における施設使用料については免除する。

## 9 協力の範囲について

- ・各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

## 10 その他の事項

- ・この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- ・この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年5月23日

（甲） 住所 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2  
氏名 さつま町長 井上 章三

（乙） 住所 薩摩川内市西向田町6番26号  
氏名 九州電力株式会社川内営業所  
所長 薩田範夫

# 大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま建友会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

## （対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

## （応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

## （協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

## （協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

## （業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

## （費用の負担）

**第7条** 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月18日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま建友会  
会長 岩下 一光

総括責任者	㈱笹田建設
A地区	責任会社：㈱笹田建設 ㈱白川田工務店、渡利建設㈱、徳丸建設㈱、㈱橋木建設、㈱薩摩開発、(有)えいしん緑化建設、(有)紫陽工業
B地区	責任会社：㈱二渡建設 大迫土木工業㈱、(株)末吉土木、(資)高江組、藤原建設㈱、(株)有川哲組、英開発㈱
C地区	責任会社：桐原建設(有) 上園建設㈱、久保建設㈱、(株)久保興業、藤田建設㈱、(有)宮田建設、福元建設㈱
鶴田区	責任会社：(有)村田建設 明廣建設㈱、(株)鳥建、津曲工業㈱鶴田営業所、(株)栗野工業、(有)益山建設、(有)神子建設
薩摩地区	責任会社：山崎建設㈱ 薩摩建設㈱、(株)薩摩工務店、(株)岩倉建設、(株)平建設、(有)川内緑造園、(有)新地建設

## 大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と宮之城建築協会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、甲の管理するさつま町管内の公共建築物（以下「公共建築物」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共建築物の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共建築物からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

### （協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

### （協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

**第7条** 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町 町長 日高 政勝

乙 宮之城建築協会 会長 日当瀬 瞳雄

- |                  |
|------------------|
| 1 小山工建株式会社       |
| 2 有限会社中園工務店      |
| 3 有限会社中山建設       |
| 4 成尾建設株式会社 宮之城支店 |
| 5 日興工業株式会社       |

## 大規模災害時における応急対策に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町給排水事業研究会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する水道、公共下水管並びに住宅設備（以下「公共施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求める場合の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画書に基づき、同法第23条第1項の規定によりさつま町災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に乙の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

### （協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

### （協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲から協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、強力体制を整備し、その内容を項に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

**第7条** 第3条に規定する応急業務の実施に要した経費のうち、第2号及び第3号については、甲が負担するものとし、第1号については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第6条の書類をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。ただし、別途契約を締結した業務に含まれるものについては、その契約によるものとする。

(協力の効力)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

甲 さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町給排水事業研究会  
代表者 南星電気水道有限会社  
代表取締役 木場 久男

- |                       |
|-----------------------|
| 1 南星電気水道有限会社          |
| 2 有限会社あさくま浄化槽メンテナンス   |
| 3 有限会社松崎商事            |
| 4 有限会社 関電気商会          |
| 5 綾園電水設備              |
| 6 A I S A S' S 山崎株式会社 |
| 7 祁答院商会               |
| 8 白石商事有限会社            |

## 大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とさつま町測量設計連絡会（代進、大宮、吉野、公共及び共進。以下「乙」という。）とは、さつま町内において大規模な地震災害、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、乙が社会貢献（ボランティア）活動の一環として行う被害状況調査等（以下「調査」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

**第1条** この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共施設等」という。）が、大規模災害時に被害を受けた場合において、被害状況を速やかに把握するため、甲が乙に対し支援協力を求める際に必要な基本的事項を定めるものとする。

### （対象となる大規模災害）

**第2条** この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び第42条第1項の規定により作成されたさつま町地域防災計画に基づき、さつま町災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で、甲が乙の支援協力が必要であると認めた場合

### （支援協力の内容）

**第3条** 甲が乙に対し支援協力を要請する事項は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 公共土木施設等の被災状況の目視等による調査

(3) 公共土木施設等の被災状況の写真撮影及び概略図の作成

(4) 公共土木施設等の巡視（別紙1）

(5) 費用を伴わない範囲における技術的助言

### （支援協力の要請）

**第4条** 甲は、前条の支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対して、書面（別紙2）により協力を要請するものとする。ただし、文書で要請することが困難な場合は、口頭によることができるものとし、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

### （調査の実施及び報告）

**第5条** 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾後、直ちに調査等を実施する者を選定し、甲に報告するとともに、速やかに被害箇所等の調査結果を甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

**第6条** 調査に要する経費は、乙が負担するものとする。

### （損害補償）

**第7条** この協定に基づいて調査等に従事した者（以下「従事者」という。）が当該事務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者を雇用する乙の構成会社の責任において行うものとする。

（協定の効力）

**第8条** この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年8月26日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま長 日高 政勝

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町  
さつま町測量設計連絡会

株式会社 大進 代表取締役 山内 康功

有限会社 大宮開発コンサルタント 代表取締役 山口 沖

有限会社 吉野測量設計事務所 代表取締役 流合 尚

株式会社 公共補償コンサルタント 代表取締役 中村 武人

共進測量設計 株式会社 代表取締役 土橋 俊弘

別紙1

- ① 桶門・桶管の巡視
- ② 冠水地区の緊急的な通行止め
- ③ 崩土・路肩決壊箇所の連絡
- ④ 応急措置の検討
- ⑤ 河川被災水位の確認と報告

## 災害時における（L P ガス等）応急生活物資の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県L P ガス協会川薩支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要なL P ガス等応急生活物資（以下「L P ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、さつま町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、L P ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なL P ガス等の供給を要請することができる。

### （要請の方法）

第2条 前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付することができる。

### （要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

### （L P ガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるL P ガス等は、L P ガス、容器（L P ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

### （L P ガス等の運搬及び引渡し）

第5条 L P ガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、L P ガス等を確認の上、引き取るものとする。

### （費用負担）

第6条 乙が供給したL P ガス等の費用負担は、次のとおりとする。

（1）避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

（2）仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

### （担当者の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

### （車両の通行）

第8条 甲は、乙がL P ガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

### （補償）

第9条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合には、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月17日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町長 日高政勝

乙 鹿児島県薩摩川内市勝目町4103番地  
鹿児島県LPGガス協会川薩支部  
支部長 田中実

## 災害協力支援要請書

鹿児島県 L P ガス協会

○○支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

## 災害時における協力要請について

災害時における L P ガス等応急生活物資の供給に関する協定書第 2 条の規定に基づき,  
下記のとおり要請します。

記

## 1 要請内容

## 2 要請場所

## 3 要請する応急資器材

資器材要請予定期間	資器材名・要請数量	搬入場所
年 月 日 から 年 月 日 まで	①L P ガス容器 ( ) ②調整器 ( ) ③接続器具一式 ( ) ④ガスコンロ ( )	

## 4 その他必要事項

注 資器材要請数量は、避難所当たりの数量とする。

措置状況報告書

さつま町長　日高　政勝　様

鹿児島県L Pガス協会

○○支部　支部長

災害時における応急生活物資（L Pガス等）の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、鹿児島県L Pガス協会○○支部の措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 措置状況内容

2 措置対応場所

3 応急資器材使用状況

資器材使用期間	資器材名・要請数量	用　途
年　月　日	①L Pガス容器（　　）	
から	②調整器　（　　）	
年　月　日	③接続器具一式（　　）	
まで	④ガスコンロ（　　）	

4 処置状況（必要に応じて図面又は写真を添付）

5 その他必要事項

## 担当者連絡先報告書

年 月 日

鹿児島県L P ガス協会

○○支部 支部長 様

さつま町長 日 高 政 勝

災害時における応急生活物資（L P ガス等）の供給に関する協定書第7条の規定に基づき、緊急時の担当者連絡先を下記のとおり報告します。

記

担当業務	所属事業所名等	担当者名	緊急連絡先・FAX等
			電話 FAX 携帯

注1 担当業務については、具体的に記入してください。

注2 電話、FAX、携帯電話については、緊急時に連絡するために使用します。

## 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

### （設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

### （定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

### （故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

(利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月12日

甲 (住所) 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町長 日高 政勝

乙 (住所) 鹿児島県鹿児島市松原町4番26号  
西日本電信電話株式会社  
鹿児島支店  
支店長 中島 馨生

## 災害発生時におけるさつま町とさつま町内関係郵便局の協力に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）とさつま町内関係郵便局（以下「乙」という。）は、さつま町内に発生した地震その他のによる災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、さつま町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

#### （1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

#### （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

#### （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

#### （4）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

#### （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

#### （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難先届（様式1及び様式2）又は転居届の配布・回収を含む。）

#### （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

#### （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 さつま町総務課長

乙 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づいて相互に提供を受けた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びさつま町個人情報保護条例（平成17年さつま町条例第183号）の定めるところに従って適正に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から施行し、平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通告しない限り、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

2 平成20年12月2日付け「災害に係る相互協力に関する協定書」は、本協定施行日を持って廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 日高政勝

乙 薩摩郡さつま町求名3693-4

さつま町内関係郵便局（別表のとおり）

代表 日本郵便株式会社 薩摩郵便局長 宮原 良治

別表

通番	局名	住所	電話番号
1	日本郵便株式会社 宮之城郵便局	薩摩郡さつま町宮之城屋地 2025 番地 1	0996-53-1044
2	日本郵便株式会社 宮之城湯田郵便局	薩摩郡さつま町湯田 1354 番地 140	0996-55-9853
3	日本郵便株式会社 宮之城佐志郵便局	薩摩郡さつま町広瀬 1272 番地 5	0996-53-0515
4	日本郵便株式会社 宮之城平川郵便局	薩摩郡さつま町平川 1946 番地 2	0996-54-2509
5	日本郵便株式会社 山崎郵便局	薩摩郡さつま町山崎 1062 番地 4	0996-56-8111
6	日本郵便株式会社 鶴田郵便局	薩摩郡さつま町鶴田 2707 番地 1	0996-59-2042
7	日本郵便株式会社 紫尾郵便局	薩摩郡さつま町紫尾 5495 番地	0996-59-8666
8	日本郵便株式会社 薩摩郵便局	薩摩郡さつま町求名 3693 番地 4	0996-57-0042
9	日本郵便株式会社 中津川郵便局	薩摩郡さつま町中津川 1989 番地 4	0996-57-0013
10	日本郵便株式会社 永野郵便局	薩摩郡さつま町永野 2996 番地	0996-58-0342
11	日本郵便株式会社 永野金山郵便局	薩摩郡さつま町永野 4600 番地 2	0996-58-0014
12	日本郵便株式会社 加治木郵便局	姶良市加治木町本町 176 番地	0995-62-2413

※ 宮之城郵便局の郵便集配業務に従事する社員は、加治木郵便局郵便部宮之城郵便局兼務となっているため、さつま町内関係郵便局に加治木郵便局も加える。

様式1 (第2条関係)

No.

避難先届 (避難者情報確認シート)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。  
(※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。)

【お問合せ先】 さつま町役場 電話0996-53-1111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお囲みください。)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世 帯 主 様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご 家 族 ・ 同 居 人 様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名③	(姓)	(名)	
	フリガナ		
	(姓)	(名)	
氏名④	(姓)	(名)	
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
	フリガナ		
事業所名			

様式2 (第2条関係)

No.

避難先届 (避難者情報確認シート)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。)

【お問合せ先】 宮之城郵便局 電話0996-53-1044

届出者氏名

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。)

〒 —

◎ 郵便物の配達について (いずれかを○でお囲みください。)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 —

・その他への配達 ⇒ 一般的のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
ご家族・同居人様	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
ご家族・同居人様	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
ご家族・同居人様	氏名⑤	(姓)	(名)
	事業所名		

## 災害時における物資供給に関する協定

鹿児島県さつま町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) さつま町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) さつま町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

### （協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を 執るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。

災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

### （運搬および引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣をさつま町その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （車両の通行）

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはさつま町総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 30 年 3 月 28 日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2  
さつま町  
さつま町長 日高 政勝 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

## 災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定書

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての使用に関し、さつま町長 日高 政勝（以下「甲」という。）とアロン電機株式会社 代表取締役 坂元 剛（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、さつま町内において、地震、風水害その他の災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を指定避難所等として住民を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （緊急避難場所及び避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設をさつま町における指定避難所等として位置付け、住民に周知する。

### （使用施設）

第3条 乙は、乙が使用する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定避難所等として住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

施設名稱	アロン電機株式会社第3工場従業員休憩室
所在地	さつま町永野1022番地1

### （使用範囲）

第4条 指定避難所等として使用する範囲は以下のとおりとする。

（使用範囲） 従業員休憩室及びトイレ

### （目的外使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を指定避難所等以外の目的に使用しないものとする。

### （施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の形状等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、予め甲に連絡するものとする。

### （指定避難所等の開設）

第7条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を指定避難所等として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震・台風等による洪水・土砂災害等が発生し、または発生するおそれがあり、地域住民の避難に緊急を要する場合。
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に指定避難所等として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（開設期間）

第8条 指定避難所等の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の収容避難所へ移動するまでの期間とする。ただし、災害等の状況によりこれを超えて利用することが必要と認められる場合は、甲乙協議の上決定する。

（経費の負担）

第9条 本協定に基づく指定避難所等の使用料は無料とする。

- 2 本協定に基づく指定避難所等を閉鎖する時は、甲の責任において指定避難所等の原状回復を行うものとし、その費用は、甲が負担するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年12月 1日

甲 さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町長 日高 政勝

乙 さつま町永野950番地  
アロン電機株式会社  
代表取締役 坂元 剛

様式第1号

さ　総　第　　号  
平成　年　月　日

様

さつま町長

(公印省略)

### 指 定 避 難 所 開 設 要 請 書

「災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定」に基づき、指定避難所等の開設について、下記のとおり要請します。

日 時	平成　年　月　日　　時　　分
場 所	施設名称：アロン電機株式会社第3工場従業員休憩室 所 在 地：さつま町永野1022番地1
内 容	指定避難所の開設
その他の	

(要請担当者) さつま町災害警戒本部  
さつま町災害対策本部  
危機管理監

印

## 災害時における物資供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月22日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

甲 さつま町  
さつま町長 日高政勝

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 災害に係る情報発信等に関する協定

さつま町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、さつま町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、さつま町がさつま町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつさつま町の行政機能の低下を軽減させるため、さつま町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおり、さつま町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、さつま町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、さつま町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般的閲覧に供すること。
  - (2) さつま町が、さつま町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) さつま町が、さつま町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) さつま町が、災害発生時のさつま町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) さつま町が、さつま町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. さつま町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、さつま町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づくさつま町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、さつま町から提供を受ける情報について、さつま町が特段の留保を付さない限り、

本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、さつま町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、さつま町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、さつま町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月25日

さつま町：鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町

さつま町長 日高政勝

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎

## 防災パートナーシップに関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

### （緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファクス等により、テレビやラジオによる防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ・ラジオでの速やかな放送に努める。

### （データ放送およびアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時または災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビおよびラジオ、ならびにホームページ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて当該エリアに通知し、地域住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

### （平常時の連携）

第4条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、地域の小中高校生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

### （連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年1月14日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町

さつま町長 日高 政勝

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号  
株式会社南日本放送  
代表取締役社長 中野 寿康

## 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と社会福祉法人さつま町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、さつま町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、さつま町内において災害が発生した場合に、さつま町地域防災計画に基づき行う災害時応急対応活動として、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

### （センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、さつま町社会福祉協議会内に設置するものとする。ただし、甲は、当該施設が罹災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により、センターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 乙が運営するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせ等への対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) さつま町災害対策本部等との以下の情報共有
  - ア 被災状況・避難情報
  - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ウ ボランティアによる支援活動の状況
  - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
  - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との連携・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
  - (資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況のわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法（昭和22年法律第35号）に基づき5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害時におけるボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、災害ボランティアセンターの設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和3年2月18日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町  
職・氏名 さつま町長 日高政勝 ㊞

乙 住 所 薩摩郡さつま町宮之城屋地2117番地1  
社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会  
職・氏名 会長 二階堂清一 ㊞

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と北さつま農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、さつま町内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が、乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること、及びその場合における手続きを定めるものとする。

### （対象者の定義）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）をいう。

### （受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の要配慮者の存在を確認した場合は、乙に対し、当該要配慮者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （手続）

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

### （経費の負担）

第5条 乙が福祉避難所として要配慮者の受入れに要した経費の負担については、次に掲げる事項で定めたとおりとする。ただし、長期又は広範囲に被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は乙と別途協議するものとする。

- (1) 乙の従業員で、要配慮者の介助に当たる者に要する人件費は、原則、甲の負担とする。
- (2) 乙が要配慮者に提供した食費及びオムツ等物資の経費は、原則、要配慮者の負担とする。

### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要配慮者の移送は、原則として当該要配慮者の家族及び支援者が行うが、移送が困難な場合については、乙は、甲の依頼により自施設への移送を行うよう努めるものとする。

### （物資調達及び介助者の確保）

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時からの乙の施設における受入れ可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適切に取り扱い、福祉避難所の設置運営で知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲 所在地 さつま町宮之城屋地1565番地2

名 称 さつま町

代表者 さつま町長 日 高 政 勝 (印)

乙 所在地 さつま町虎居745番地

名 称 北さつま農業協同組合

代表者 代表理事組合長 春 田 和 則 (印)

## 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物について、その処理等が特に必要と判断したときは、乙に協力を要請するものとする。

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び再資源化に留意し、その分別に努めること。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、さつま町域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、鹿児島県と乙が平成21年5月26日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

### （情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、管内の被災及び復旧の状況等について、乙に必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況について、甲に情報提供をするものとする。

### （協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力を要請する場合は、次の事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分の場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態になった場合は、それを補償する。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においてはさつま町町民環境課、乙においては一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会事務局とする。

(協会員の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能な台数等の状況について、毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に隨時報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町長 日 高 政 勝

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号  
一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会  
会 長 永 田 雄 一

## 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と鹿児島県石油商業組合さつま支部（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救護活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

### （協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

### （供給及び運搬）

第3条 石油類燃料の供給並びに運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （引き渡し）

第4条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

### （費用の負担）

第6条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における燃料単価契約書の単価を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の支払)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月14日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町永野937番地1  
鹿児島県石油商業組合さつま支部  
支部長 水口 敏文

※ さつま支部構成会員は別表のとおり。

別 表

番号	会社名	住所	電話番号
1	水口商会	さつま町永野 937-1	0996-58-0822
2	株式会社 共栄	さつま町船木 81	0996-52-2020
3	有限会社 桑波田商店	さつま町湯田 968-6	0996-55-9171
4	南国殖産 株式会社	さつま町旭町 9-1	0996-53-2748
5	有限会社 福山石油	さつま町広瀬 1305	0996-53-3487
6	株式会社 M i s u m i	さつま町柏原 2883-4	0996-53-0554

## 災害時における地域の安全確保及び交通等の業務に関する協定書

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社サンプラスワン（以下「乙」という。）は、さつま町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、地域安全の確保及び交通等に係る業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （業務の実施）

#### 第1条

- (1) 被災地における安全パトロール、避難場所や車中避難者等の警戒業務
- (2) 備蓄品及び救援物資に関する警備業務
- (3) 被災状況等の情報提供業務
- (4) 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務
- (5) その他甲において必要と認める警備業務

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、さつま町のみで十分な応急措置を講ずることができないときは、実情に応じて乙に対し、前記に掲げる業務の実施を文書により要請することができることとする。その場合、当該業務の内容、出動警備員数、要請の日時及び場所を指示するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

### （費用の負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施した業務に要する費用は甲が負担する。

### （災害の補償）

第5条 第2条の要請を受けて、乙が派遣した警備員が本協定に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

### （損害の負担）

第6条 本協定に基づく業務の実施により生じた損害は、乙または当該警備員が負担するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、この協定に基づく業務を実施するため、平素から要請のあった防災訓練への参加及び災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月15日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町  
町長 上野 俊市

乙 鹿児島市与次郎2丁目3-41  
株式会社サンプラスワン  
代表取締役 異 誠宣

## 災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

### （医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

### （救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

### （医療救護班の編成）

第4条 医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防吏員等の応援を求めることができる。

### （医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

### （指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町轟町510番地  
公益社団法人薩摩郡医師会  
会長 堀之内 都基

## 災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と公益社団法人薩摩郡医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

### （緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

### （連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関する事項。
- (2) 医療救護所等に関する事項。
- (3) 死亡に関する事項。
- (4) 後方医療施設に関する事項。
- (5) 医薬品及び医療材料に関する事項。
- (6) その他医療救護活動に関する事項。

### （医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、医療班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、協定書第2条第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、「医療救護班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の場合において、当該医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

- 第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。
- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

- 第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。
- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2  
さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡さつま町轟町510番地  
公益社団法人薩摩郡医師会  
会長 堀之内 都基

別表（第6条関係）

区分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅費
医師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額
看護師	同上	同上	同上

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会  
会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、下記のとおり医療救助活動を行つたので、その実績を報告します。

記

班名	医療救護班 活動場所	医療救護班員 出動数 医師 看護師 名 名	活動状況	災害の概要
			活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	
			活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	
			活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	

## 第2号様式（第4条関係）

### 医 療 救 護 班 員 名 簿

班名	職種	氏名	所属	住所

### 第3号様式（第4条関係）

## 醫 療 品 等 使 用 報 告 書

班名

## 第4号様式（第4条関係）

## 医療救護班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会  
会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、緊急に医療救護班を派遣する必要  
があり、下記のとおり医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班名	医療救護班 活動場所	医療救護班員 出動数	活動状況	災害の概要
		医師 看護師 名 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	
		医師 看護師 名 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	
		医師 看護師 名 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 搬送件数 件 死体処理件数 件 その他 ( )	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会  
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故  
(傷病、死亡) 者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種		所属医療機関・団体名			
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受傷（発病）日時					
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時					
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

公益社団法人薩摩郡医師会

会長 印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における 年 月 日から 年  
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

## 第7号様式（第7条関係）

## 扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長

様

申請者住所

氏名

印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

## 記

氏名	性別	男・女		年齢	
職種	所属医療機関・団体名				
住所				申請者との続柄	
受傷（発病）日時					
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況					
休業日数	年 月 日から		年 月 日まで		日間
休業期間中における業務上の収入の有無				有・無	
扶助金支給基礎額	円		請求する扶助金の種類		
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

## 添付書類

- 1 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 2 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 3 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 4 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 5 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 6 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 7 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

## 災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

### （医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、歯科医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

### （救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

### （歯科医療救護班の編成）

第4条 歯科医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、歯科医師とする。

### （歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する歯科医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うとする。

(輸送)

第8条 歯科医療救護班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費の負担)

第10条 救護所等で実施された医療救護活動に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。ただし、救護所等から搬送された医療機関で実施された医療行為については、原則として傷病者等が負担とするものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会  
会長 川越 佳昭

## 災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

### （緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

### （連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護活動に関すること。

### （医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「歯科医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、「歯科医療救護班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該歯科医療救護班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の額)

- 第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。
- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した額とする。

(費用弁償等の請求)

- 第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が歯科医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。
- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が歯科医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

(支払)

- 第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡歯科医師会  
会長 川越 佳昭

別表（第6条関係）

区分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅費
歯科医師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額
歯科衛生士	同上	同上	同上

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

第1号様式（第4条関係）

医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会  
会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

記

班名	歯科医療 救護班 活動場所	歯科医療 救護班員 出動数	活動状況	災害の概要
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	

## 第2号様式（第4条関係）

## 齒科醫療救護班員名簿

班名	職種	氏名	所屬	住所

### 第3号様式（第4条関係）

## 医療品等使用報告書

班名

## 第4号様式（第4条関係）

## 歯科医療救護班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会  
会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、緊急に歯科医療救護班を派遣する  
必要があり、下記のとおり歯科医療救護班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班名 活動場所	歯科医療 救護班 活動場所	歯科医療 救護班員 出動数	活動状況	災害の概要
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	
		歯科医師 名 歯科衛生士 名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 応急処置等実施件数 件 歯科保健指導件数 件 身元確認作業 件 その他 ( )	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会  
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故  
(傷病、死亡) 者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種		所属医療機関・団体名			
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受傷(発病)日時					
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時					
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡歯科医師会  
会長 印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における 年 月 日から 年  
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

## 第7号様式（第7条関係）

## 扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長

様

申請者住所

氏名

印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

## 記

氏名	性別	男・女		年齢	
職種	所属医療機関・団体名				
住所				申請者との続柄	
受傷（発病）日時					
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時					
死亡場所					
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況					
休業日数	年 月 日から		年 月 日まで		日間
休業期間中における業務上の収入の有無				有・無	
扶助金支給基礎額	円		請求する扶助金の種類		
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

## 添付書類

- 8 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 9 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 10 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 11 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 12 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 13 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 14 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

## 災害時の医療救護活動についての協定書

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、さつま町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、乙の会員等に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

### （医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、薬剤師班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲が承認した乙の薬剤師班は、甲の要請に基づく薬剤師班とみなすものとする。

### （救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を、安全かつ活動容易な場所に設置するものとする。

### （医療救護班の編成）

第4条 薬剤師班は、乙において編成する。

### （薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の供給、調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他、甲と乙が双方に必要と認めた業務

### （指揮命令）

第6条 薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(連絡調整)

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

2 甲は、乙の派遣する薬剤師班が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(輸送)

第8条 薬剤師班は、原則として乙の会員の所有する車両等又はタクシー等の交通機関により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ向かうものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が供給する。ただし、緊急の場合は、当該薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

(調剤費等の負担)

第10条 救護所等における調剤等に対する傷病者等の負担は発生しないものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等をした場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(医事紛争の処理)

第12条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更につ

いて意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会  
会長 向井 秀光

## 災害時の医療救護活動についての協定書に係る実施細目

さつま町（以下「甲」という。）と薩摩郡薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、令和5年3月30日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定及びさつま町地域防災計画に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （派遣要請）

第1条 甲は、協定書第2条第1項の規定により、乙に対して薬剤師班の派遣を要請しようとするときは、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に要請するものとする。

### （緊急連絡網の整備）

第2条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

### （連絡調整事項）

第3条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (4) その他医療救護活動に関すること。

### （医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定書第2条第2項の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「薬剤師班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定により薬剤師班を派遣したときは、「薬剤師班緊急派遣報告書」（第4号様式）を作成のうえ、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の場合において、当該薬剤師班の医療救護活動が終了したときは、乙は、第1項の定めるところにより、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第5条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「医療活動従事者事故報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

### （費用弁償等の額）

第6条 協定書第11条第1号に定める実費弁償の額は、別表に定める額とする。

- 2 協定書第11条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
- 3 協定書第11条第3号に規定する額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては甲・乙双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 協定書第11条第4号に規定する額は、同条第1号、第2号又は第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した額とする。

（費用弁償等の請求）

第7条 協定書第11条第1号及び第2号に定める費用については、乙が薬剤師班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第11条第3号に規定する扶助金については、乙が薬剤師班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給請求書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、第7条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、遅滞なくこれを支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 さつま町  
さつま町長 上野 俊市

乙 薩摩郡薬剤師会  
会長 向井 秀光

別表（第6条関係）

区分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅費
薬剤師	鹿児島県災害救助法施行細則（昭和35年11月1日鹿児島県規則第106条）に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として、超過した時間を乗じて得た額	さつま町職員等の旅費に関する条例（平成17年さつま町条例第45号）に規定する一般職に属する職員の例により算定した額

※ 上記別表は、さつま町地域防災計画資料編別表第2（第11条関係）による。

## 第1号様式（第4条関係）

## 医療救護活動報告書

年 月 日

さつま町長

様

薩摩郡薬剤師会

会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、下記のとおり医療救助活動を行ったので、その実績を報告します。

## 記

班名	薬剤師班活動場所	薬剤師班員出動数 薬剤師名	活動状況	災害の概要
			<p>活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで</p> <p>活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 ( ) 医薬品等仕分品目数 品目 その他 ( )</p>	
			<p>活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで</p> <p>活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 ( ) 医薬品等仕分品目数 品目 その他 ( )</p>	
			<p>活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで</p> <p>活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 ( ) 医薬品等仕分品目数 品目 その他 ( )</p>	

## 第2号様式（第4条関係）

藥 剂 師 班 員 名 簿

班名	職種	氏名	所屬	住所

### 第3号様式（第4条関係）

## 醫 療 品 等 使 用 報 告 書

班名

## 第4号様式（第4条関係）

## 薬剤師班緊急派遣報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会  
会長

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害において、緊急に薬剤師班を派遣する必要があり、下記のとおり薬剤師班を派遣しましたので、承認をお願いします。

記

班名	薬剤師班活動場所	薬剤師班員出動数	活動状況	災害の概要
		薬剤師名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 ( ) 医薬品等仕分品目数 品目 その他 ( )	
		薬剤師名	活動期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 活動の内容 調剤した処方箋枚数 枚 一般医薬品交付件数 件 相談対応件数 件 公衆衛生活動 ( ) 医薬品等仕分品目数 品目 その他 ( )	

第5号様式（第5条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会  
会長

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、事故  
(傷病、死亡) 者が、下記のとおり発生しましたので報告します。

記

氏名		性別	男・女	年齢	
職種		所属			
住所					
傷病名		程度	重症・中等症・軽傷	死亡	
受傷(発病)日時					
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時					
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第6号様式（第7条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

さつま町長 様

薩摩郡薬剤師会  
会長 印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における 年 月 日から 年  
月 日までの医療救護活動に係る費用弁償として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

※ 請求金額の内容が明らかになる書類を添付すること。

## 第7号様式（第7条関係）

## 扶助金支給請求書

年 月 日

さつま町長

様

申請者住所

氏名

印

\_\_\_\_\_地域で発生した\_\_\_\_\_災害における医療救護活動に係る扶助金として、下記のとおり請求します。

## 記

氏名	性別	男・女		年齢	
職種	所属				
住所				申請者との続柄	
受傷（発病）日時					
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所					
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況					
休業日数	年 月 日から		年 月 日まで		日間
休業期間中における業務上の収入の有無				有・無	
扶助金支給基礎額	円		請求する扶助金の種類		
負傷し、疾病にかかり又は死亡した当時、本人と関係のあった主な親族の状況額	氏名	続柄	生年月日	職業	備考

## 添付書類

- 15 扶助金支給基礎額算出の証明種類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの（療養扶助金請求の場合は不要））
- 16 療養扶助金請求の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
- 17 休業扶助金請求の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間が記載されたもの及び事業主の証明書（休業期間中の収入額及びその期間が記載されたもの））
- 18 障害扶助金請求の場合は、医師の意見を付した障害診断書
- 19 遺族扶助金請求の場合は、死亡診断書及び受給順位を明らかにした書類
- 20 葬祭扶助金請求の場合は、死亡診断書
- 21 打切扶助金請求の場合は、療養経過を明らかにした診断書

## 13-8 国との協定

### 鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省九州地方整備局鶴田ダム管理所長（以下「甲」という。）と、さつま町長（以下「乙」という。）は、乙がさつま町周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに關し、次のとおり協定する。

#### （目的）

**第1条** 本協定書は、洪水被害等が発生し、又は発生が予想される場合（以下「洪水時等」という。）に、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

#### （伝達する情報の内容）

**第2条** 甲が乙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、さつま町周辺における乙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供に限る。

#### （費用負担）

**第3条** 費用負担については、原則次のとおりとする。

- (1) 洪水時等に乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- (2) 達に関わり乙が情報の受信等を図る場合等、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙の負担とする。

#### （伝達方法）

**第4条** 乙が住民に情報伝達するために、甲へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
  - (2) 甲が設置している情報表示設備を用いた電光表示情報
- 2 上記設備にて伝達する内容及び伝達の手法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

#### （警報設備の配置）

**第5条** 警報設備等の配置は別図-1のとおりとし、所在は別表-1, 2に示すとおりとする。

#### （警報設備利用の制限）

**第6条** 甲がダム放流などにより水防体制に有る場合、又は警報設備等を使用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない場合がある。

- 2 乙は、原則としてさつま町周辺において災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合以外には、警報設備等を使用できない。

#### （情報伝達の責任）

**第7条** 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(疑義の解決)

**第8条** 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

**第9条** 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

(実施要領)

**第10条** 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年5月22日

甲 国土交通省九州地方整備局

鶴田ダム管理所長 今井 徹

乙 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2

さつま町長 井上 章三

別表－1 警報局所在地

警報局等の名称	警報所の所在	摘要
鶴田ダム	鹿児島県薩摩郡さつま町神子字打込 3988-2	
神子	鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字中間前畑 5916	
前田	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字川口前田 5294-4	
柏原	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原字頭無シ 4503-2	
餅坂	鹿児島県薩摩郡さつま町湯田字餅坂 2870-6	
屋地	鹿児島県薩摩郡さつま町時吉字轟ノ上 44-1	
城之口	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地字城之口 1039	
園田	鹿児島県薩摩郡さつま町西新町 23-11	
川口	鹿児島県薩摩郡さつま町大字虎居字下川口 5509	
船木	鹿児島県薩摩郡さつま町船木字鋪之段 1582-2	
山之口	鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字山之口 4686-3	
須杭	鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字染田 3745-2	
石橋	鹿児島県薩摩郡さつま町大字二渡字石橋 1135-2	

別表－2 電光表示板所在地

表示板の名称	表示板の所在	摘要
神子	鹿児島県薩摩郡さつま町大字神子字清水	
柏原	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原	
宮都大橋	鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地川原地先	
虎居	鹿児島県薩摩郡さつま町虎居	
柏原橋	鹿児島県薩摩郡さつま町柏原	両面
轟の瀬	鹿児島県薩摩郡さつま町轟町	両面

# 川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、それぞれが整備する川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関し、次のとおり協定を締結する。

## 第1条 目的

本協定は、甲と乙が整備する光ファイバー網を相互に接続し、河川に関する情報等を相互に交換し共有することにより、広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上を図ることを目的とする。

## 第2条 対象範囲

本協定の対象範囲は、光ファイバー網の相互接続及び甲乙による相互交換情報とする。

## 第3条 相互の接続先

光ファイバー網の相互接続及び情報の交換は、九州地方整備局とさつま町の間で行うものとする。

## 第4条 接続の方法

接続にあたっては、甲乙が十分に調整のうえ施工するものとする。

2 相互接続運用を行う場合には、接続相手先の業務（河川管理等の情報伝達）に支障のないように施工するものとする。

## 第5条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は、甲乙が所掌する施設管理業務や防災活動などにおいて有用な情報とする。

## 第6条 施設の設置

第2条に規定する光ファイバー網の相互接続及び情報を交換するために必要な施設（光ファイバー、情報端末機等）は、甲乙がそれぞれ設置するものとする。施設（光ファイバー、情報端末機等）の設置に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

## 第7条 施設の維持管理

前条に規定する施設（光ファイバー、情報端末機等）の維持管理は、甲乙がそれぞれ行い、維持管理に要する費用は甲乙がそれぞれ負担するものとする。

## 第8条 財産の帰属

第6条に基づき設置した施設（光ファイバー、情報端末機等）については、施設の設置に要する費用を負担した者に帰属するものとする。

## 第9条 細目協定

本協定を実施するために必要な細目事項については、別途細目協定を定めるものとする。

## 第10条 従前の協定の取扱

本協定は、従前より甲乙の間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

第11条 疑義の解決

この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙が協議して定めるものとする。

第12条 協定の改廃

この協定は、甲乙の協議により改廃できるものとする。

附 則

この協定は平成21年 3月30日から施行する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3月30日

甲 国土交通省九州地方整備局長

岡 本 博

乙 さつま町長

井 上 章 三

# 川内川河川管理用光ファイバー網等の相互接続等に関する細目協定書

国土交通省九州地方整備局企画部長及び河川部長（以下「甲」という。）とさつま町長（以下「乙」という。）は、平成21年3月30日付けで、国土交通省九州地方整備局長とさつま町長とで締結した「川内川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第9条に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

## 第1条 情報の伝送手段

河川に関する情報等の伝達手段は、原則として光ファイバー網によるものとする。

## 第2条 相互の接続先及び接続時期

基本協定書第3条に規定する相互の接続先は、九州地方整備局川内川河川事務所とさつま町とする。

また、接続時期は原則として平成21年度とする。

## 第3条 情報の内容

甲及び乙が交換し共有する情報の内容は別表1のとおりとする。

ただし、別表1を変更する必要が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

なお、情報の交換は、甲及び乙の整備状況の進捗にあわせて行うものとする。

## 第4条 情報の取扱

基本協定書第2条の規定に基づき交換する情報に係る一切の権利は、当該情報を保有する機関に帰属する。

2 基本協定書第2条の規定に基づき情報の提供を受けた機関は、基本協定書第1条の目的の範囲内において当該情報を使用するものとする。

また、当該情報を自己の関係機関を除く第三者に提供する場合は、事前に相手の了解を得るものとする。

## 第5条 関係機関

前条第2項に規定する関係機関は、別表2のとおりとする。

ただし、別表2を変更する必要が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して変更できるものとする。

## 第6条 情報の交換時間

情報の交換は常時行うものとする。

ただし、甲及び乙の職員を配置しなければならない時間は、災害の発生が予想される場合、その他必要があると認められる場合を除きそれぞれの勤務時間とする。

## 第7条 施設の運用

甲及び乙は、定期点検等により施設の運用及び情報の交換を計画的に停止する場合は、事前に相手方と連絡調整する。

また、施設の故障や事故等による突発的な原因により運用が停止し、情報の交換に支障が発生した場合は、相互に協力して復旧に努めるものとする。

2 前項に規定する連絡調整を行う場合の連絡先は、九州地方整備局川内川河川事務所調査課及びさつま町総務課とする。

#### 第8条 工事等による運用中断等に係る協議

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は事前に相手方と協議して処置を定めるものとする。

- 一 光ファイバー網の改築・修繕及び災害復旧により運用の中止が予測される場合。
- 二 第三者が実施する工事等の原因により甲又は乙の所有する光ファイバー網の運用の中止が予測される場合。

2 甲及び乙は、前項の規定に係わらず緊急やむを得ない理由により運用が中断した場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

#### 第9条 施設の施工区分及び管理区分

基本協定書第6条の規定に基づき設置する施設の施工区分及び基本協定書第7条に規定する管理区分は原則として別図1のとおりとするが、これによりがたいときは甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 施設の施工及び管理については、甲は九州地方整備局川内川河川事務所が、乙はさつま町がそれぞれ実施するものとする。

#### 第10条 施設の変更

甲及び乙は、基本協定書第6条の規定に基づき設置した施設を変更する場合は、事前に協議するものとする。

ただし、相手方に費用の負担を発生させない軽微なものは除くものとする。

#### 第11条 従前の協定の取扱

本細目協定は、従前より甲乙間で締結された協定などに変更を加えるものではなく、本細目協定の締結以前に締結されている事項に一切変更を及ぼすものではない。

#### 第12条 疑義の解決

この細目協定に定めがない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### 第13条 細目協定の変更

この細目協定は、甲及び乙の協議により変更できるものとする。

#### 附 則

この細目協定は、平成21年 3月31日から施行する。

本細目協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3月31日

甲 国土交通省九州地方整備局

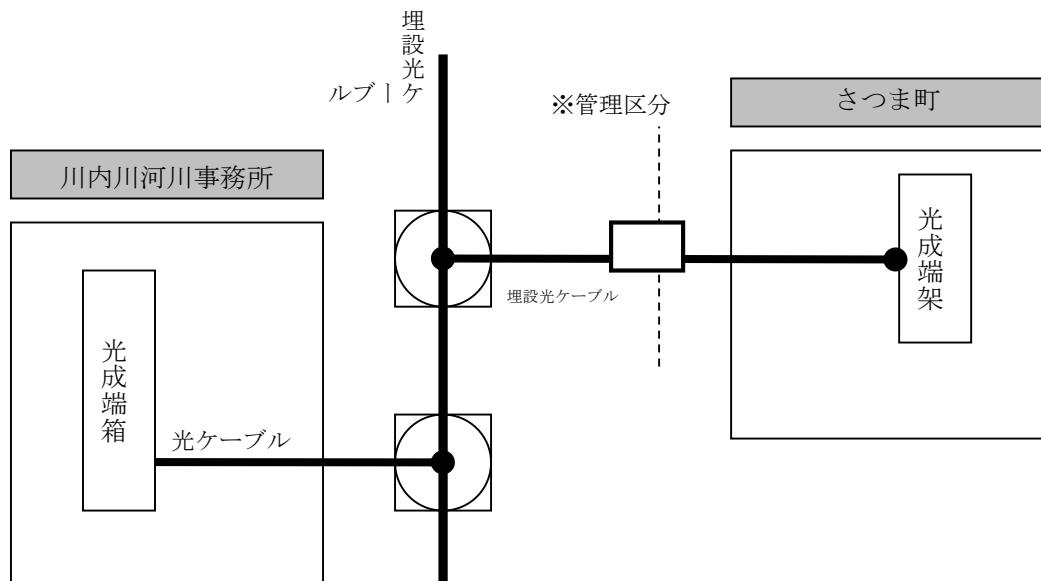
企画部長 森 北 佳 昭

河川部長 藤 澤 寛

乙 さつま町

町 長 井 上 章 三

別図1 光ファイバーケーブル等の施工及び管理区分の責任分界



別表1 情報の内容（案）

川内川河川情報	① 河川監視画像
	② 気象観測情報（雨量、水位、風向風速）
	③ ダム諸量情報
	④ レーダ雨量情報
	⑤ 水閘門情報
その他	① 防災情報等の広域的かつ効率的な国土管理の実現と行政サービスの向上に寄与する情報

別表2 関係機関

情報受信機関	関係機関
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所	1 国土交通省及び国土交通省所属の各機関 2 国土交通省及び国土交通省所属の各機関が送信または受信を行う政府関連機関 3 川内川流域関係県（鹿児島県、宮崎県） 4 川内川流域関係市町（薩摩川内市・伊佐市・湧水町・えびの市）
さつま町	1 さつま町及びさつま町所属の各機関 2 さつま町管内にある常備消防関係機関

## さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）とさつま町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、九州地方整備局とさつま町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をさつま町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

### （応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 町長は、さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生の恐れがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局川内川河川事務所長又は鹿児島 国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けたさつま町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

### （応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 さつま町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、

局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則としてさつま町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課とさつま町総務課は、平常時から防災に関する情報 や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、さつま町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月17日から適用する。

平成23年8月17日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長 中嶋 章雅

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 日高 政勝

別紙－1

文 書 番 号  
年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

さ つ ま 町 長

大規模な災害時の応援について（要請）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－2

文 書 番 号  
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあった標記については、「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－3

文 書 番 号  
年 月 日

さ つ ま 町 長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「さつま町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

1 4 様式等関係

14-1 災害概況即報

(災害概況即報)		消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分			
			都道府県				
			市町村 (消防本部名)				
災害名		(第 報)	報告者名				
災 害 の 概 況				発生日時	月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者	人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)		(市町村)		

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 14-2 被害状況即報

都道府県				区分		被 告	
災害名		災害名		その他の被	田	流失・埋没 ha	
報告番号		第 報			冠 水 ha		
( 月 日 時現在)					烟	流失・埋没 ha	
報告者名					冠 水 ha		
区分			被 告		文 教 施 設	箇 所	
人 的 被 告	死 者	人			病 院	箇 所	
	行 方 不 明 者	人			道 路	箇 所	
	負 重 傷	人			橋 り よ う	箇 所	
	輕 傷	人			河 川	箇 所	
	住 家 被 告		棟		港 湾	箇 所	
			全 壊	世 帯	砂 防	箇 所	
			半 壊	世 帯	清 掃 施 設	箇 所	
			棟	人	崖 く ず れ	箇 所	
			棟	人	鐵 道 不 通	箇 所	
			一 部 破 損	世 帯	被 告 船 舶	隻	
			棟	人	水 道 戸		
			棟	人	電 話 回 線		
			棟	人	電 気 戸		
			棟	人	ガ ス 戸		
非 住 家	被 告		ブ ロ ッ ク 壁 等		ブ ロ ッ ク 壁 等	箇 所	
			棟	人			
			床 上 浸 水	世 帯			
			棟	人	り 災 世 帯 数	世 帯	
			床 下 浸 水	世 帯	り 災 者 数	人	
			棟	人	火 災 発 生	建 物 件	
			棟	人	危 険 物 件	建 物 件	
			棟	人	そ の 他	そ の 他 件	

区分		被 告	都 県 道 府
公 立 文 教 施 設	千 円		
農 林 水 産 業 施 設	千 円		
公 共 土 木 施 設	千 円		
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		
小 計	千 円		
公 共 施 設 被 告 市 町 村 数	團 体		
そ の 他	農 業 被 告	千 円	災 適 用 市 救 町 助 村 計
	林 業 被 告	千 円	
	畜 産 被 告	千 円	
	水 産 被 告	千 円	
	商 工 被 告	千 円	
	そ の 他	千 円	
被 告 総 額	千 円		團 体
備 考		災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 避難の勧告・指示の状況 避難所の設置状況 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 自衛隊の派遣要請、出動状況 災害ボランティアの活動状況	

※被害額は省略することができるものとする。

### 14-3 災害報告の判定基準

区分	被　害　の　判　定　基　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住　　家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、當時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えは寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 14-4 広報案文

### 1 風水害時の広報案文

〔共通事項〕

(放送文の前の放送)

◎ こちらは、ぼうさい〇〇〇〇です。

◎ ぼうさい〇〇〇〇から、お知らせします。

(以下放送文は、2回繰り返す)

#### 〔案文1〕 気象情報の伝達

◎ 台風〇号は、本日〇時、〇分現在〇〇の〇〇にあって、毎時〇〇kmの速さで〇〇に進んでいます。

このため、ただ今、県下に〇〇警報（注意報）が発令されました。

この情報によりますと、これから〇〇にかけて、暴風域に入り、風雨ともに強くなると思われます。

今後の気象情報に十分注意し、厳重に警戒してください。

#### 〔案文2〕 避難指示、避難時の注意事項

◎ 台風〇号による大雨のため、〇〇地区では浸水の恐れがでてきました。

〇〇地区の皆さんには、全員〇〇学校、体育館に避難してください。

なお、避難する時は、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎ 台風〇号の影響による、〇〇川の増水のため〇〇附近の堤防が決壊する恐れがでてきました。このため、〇〇地区の皆さんには、万一に備え全員〇〇学校、体育館に避難してください。

なお、避難するときは、毛布その他のまわりの必要携帯品をもって、消防団員又は役場職員の指示に従って避難してください。

◎ 皆さん、避難時には最小限の着替え、食料、飲料水、懐中電灯、貴重品の携帯を忘れないで下さい。避難は、関係者の誘導に従って行動して下さい。

また、避難先では、家族の安全確認を行い、責任者の方または町職員に報告して下さい。

## 〔案文3〕 避難の指示（がけ崩れ）

- ◎ 町内〇〇地区で、がけ崩れが発生しました。〇〇地域の危険区域の方は、至急避難して下さい。  
避難所は、〇〇学校、体育館です。  
最寄りの避難所へ、隣近所誘い合って避難して下さい。  
また、避難する場合は、川沿いやがけの周辺など危険な箇所を避け、あわてず落ち着いて行動して下さい。

## 〔案文4〕 避難の指示（洪水）

- ◎ 〇〇地区で、〇〇川が氾濫しました。氾濫区域が広がる恐れがあります。〇〇地区の人は、直ちに〇〇学校、体育館に避難して下さい。  
お互に助け合って直ちに避難して下さい。  
(係員の指示に従って下さい。)

## 〔共通事項〕

(放送文の後に放送)

- ◎ こちらは、ぼうさい〇〇〇〇〇です。

## 2 地震時の広報案文

## 〔案文1〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震直後〕

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。〇〇の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。  
(津波の危険が予想される場合は、津波関係広報案文も含めて伝達する)
- ◎ まわりの建物を見て下さい。建物が壊れていたら、中に人がいないか近所の人と確かめてください。人がいるときは、近所の人と協力して、助け出して下さい。助け出すことが出来ないときは、自主防災組織の人、消防団の人々に伝えてください。

## 〔案文2〕 住民、自主防災組織への活動喚起・指示〔地震後間もなく〕

- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。  
〇〇〇の震度は〇で、地震の規模は、マグニチュード〇でした。  
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
- ◎ 先程の地震に伴う余震が、今後予想されます。  
皆さん！ 余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。  
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

### 〔案文3〕 火災発生の状況

- ◎ ○○○付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。  
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ (○○方面へ) 避難して下さい。

### 〔案文4〕 避難の準備の周知〔火災、土砂災害などによる二次災害危険に対し〕

- ◎ 現在、△△地区は○○のため危険な状態になりつつあります。  
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は、2食分程度の水と食料、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。
- ◎ ○民の皆さん、避難の用意をして下さい。○○付近で発生した火災は、いぜん延焼中です。風下にあたる□□地域では、お年寄りや子供さんを安全な△△公園へ早めに避難させて下さい。また、元気な方は、消防団の消火活動に協力してください。

### 〔案文5〕 避難の指示、避難誘導

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難して下さい。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難して下さい。
- ◎ お知らせします。○○周辺は、○○のため避難勧告（指示）が出されました避難先は○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ ○○の方は○○公園、○○小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、○○一帯に避難勧告が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで○○公園に避難して下さい。

### 〔案文6〕 避難所（避難収容所）の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。  
避難所は、△△地区の避難所は○○と○○に設置されています。また、□□地区の避難所は○○に設置されています。

### 〔案文7〕 重傷者受け入れ可能医療機関

- ◎ 地震により重傷を負われた方の診療・受け入れは、○○医院、○○病院で行っております。  
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。  
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

## 〔案文8〕 被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
- |         |     |            |     |
|---------|-----|------------|-----|
| ・亡くなった方 | ○○人 | ・行方のわからない方 | ○○人 |
| ・重傷者    | ○○人 | ・軽傷者       | ○○人 |
| ・全壊家屋   | ○○棟 | ・半壊家屋      | ○○棟 |
- ◎ 現在、□□地区の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
- テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

## 〔案文9〕 交通の状況

- ◎ 現在、町内のすべての道路（○○通り）が○○のため車両の通行が禁止されています。町内の皆さん、自動車は使用しないで下さい。
- ドライバーの皆さん、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

## 15 そ の 他

### 15-1 町内指定文化財一覧

#### 1 県指定

番号	種 別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者
1	記念物 史跡	宗功寺墓地	虎居 5254・5255	所有者 島津忠之 管理者 さつま町
2	有形民俗 文化財	虎居の庚申塔	虎居 1781	西郷優子
3	天然記念物	カワゴケソウ科	さつま町	さつま町
4	有形文化財 建造物	興詮寺（本堂）内陣	広瀬 1175	宗教法人 興詮寺
5	有形民俗 文化財	鶴田の庚申塔	鶴田 3830	さつま町
6	記念物 史跡	柏原大願寺跡墓塔群（開山堂跡・薬師堂跡）	柏原字上大願寺 2636 及び 2630	さつま町、徳永秀人
7	〃	永野別府原古墳群	永野別府原	さつま町
8	無形民俗 文化財	鷹踊	求名下手	鷹踊保存会

#### 2 町指定

番号	種 別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者
1	有形民俗 文化財	佐志切開殿の供養塔群	広瀬 376	前田公民会
2	〃	十三佛	田原 718-乙-2	あながわ公民会
3	無形民俗 文化財	狩おどり	泊野	宮田集落
4	有形文化財 書籍	宮之城記	宮之城屋地 1547	相良徹
5	〃	宮之城記	宮之城歴史資料センター収蔵	関盛充
6	〃	祁答院記	宮之城歴史資料センター収蔵	さつま町
7	有形民俗 文化財	二渡石塔殿	二渡 5062	水流フクエ
8	有形文化財 絵画	島津長丸肖像画	宮之城歴史資料センター収蔵	盈進小学校
9	有形民俗 文化財	市野の田の神像	泊野	市野集落
10	〃	荒瀬の六地蔵石塔	山崎	荒瀬公民会
11	〃	湯田の磨崖仏	湯田 3303	辻園一幸

12	有形民俗 文化財	悪四郎石	平川 7677—1	下平川公民会
13	〃	一ツ木の六地蔵	虎居	一ツ木公民会
14	〃	天長寺法印宥海塔	湯田	後藤禎二
15	〃	興全寺墓地	広瀬	宗教法人 興詮寺
16	有形文化財 古文書	山崎郷仮屋文書	宮之城歴史資料センター収蔵	さつま町
17	有形民俗 文化財	佐志の摩利支天像	広瀬 摩利支天内	内田治行
18	〃	湯田の方柱板碑	湯田 947	堀池弘
19	記念物 史跡	大道寺歴代住職の石塔群	宮之城屋地字峯下 1482 番地 1 ほか	さつま町
20	〃	宗功寺歴代住職の石塔群	虎居字松尾地内	松尾キミ、福留香
21	有形文化財 古文書	徳川家康起請文 写	宮之城歴史資料センター収蔵	図師勉
22	〃	西南戦争薩軍の回達	宮之城歴史資料センター収蔵	大磯巖
23	記念物 史跡	島津金吾歳久等の供養塔群	宮之城屋地 1006 番地 3	南方神社氏子総代 井上和夫
24	有形文化財 彫刻	伝 島津尚久の木像	宮之城歴史資料センター収蔵	宇治野真一朗
25	無形民俗 文化財	時吉の金山踊り	時吉地内	時吉区公民館
26	記念物 史跡	権太郎石	五里国有林 45 ち林小班	北薩森林管理署
27	〃	神興寺僧侶の墓石塔群	紫尾町口 3452~3480	さつま町
28	〃	快善法印入定の碑	紫尾十良 2198—1	外園政秋
29	有形民俗 文化財	紫尾の田の神	紫尾荒井ノ手 5398—1	さつま町
30	〃	神子轟の水神祠山神祠	神子水天ノ元 516	さつま町
31	天然記念物	竹林寺跡の銀杏	鶴田諏訪防 2928—3	鶴田区
32	記念物 史跡	方柱石塔婆	紫尾十良 2163	紫尾区
33	〃	首塚	鶴田田間田 289	さつま町
34	〃	町石	紫尾 (県道脇)	田島伸一ほか
35	〃	空観塔	紫尾十良 2163	紫尾区
36	〃	湯田原古墳	鶴田上ノ原 2438—9	朝隈八重
37	〃	小松原古墳	柏原小松原 2174—3	福圓利巳
38	有形文化財 古文書	鶴田再撰方札帳	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町

39	有形文化財 古文書	祁答院記	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
40	〃	鶴田惣廻縄引帳	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
41	記念物 史跡	紫尾権現跡・紫尾山神興寺跡	紫尾十良 2164	紫尾区
42	〃	紫尾山神興寺跡の六地蔵	紫尾十良 2164	紫尾区
43	〃	柏原山下の供養塔群	柏原山下 1610—1	さつま町
44	〃	鶴田郷の地頭仮屋跡	鶴田赤坂 3423—1	さつま町
45	〃	旧道の柳野橋	神子柳野（柳野川）	さつま町
46	天然記念物	鶴田のイチイガシ	鶴田樋脇 884	増田チリ
47	記念物 史跡	梅君ヶ城跡	鶴田城内 3129—1	城内集落
48	〃	太閤陣跡	鶴田竹下 1071	鶴田区
49	〃	竹林寺跡の石塔群	鶴田諏訪防 2926	さつま町
50	有形文化財 工芸品	銅鏡	鶴田中央公民館郷土資料室	さつま町
51	〃	五社大明神の神体五像	鶴田諏訪防 2926	鶴田区
52	有形民俗 文化財	仮面	鶴田萩ノ平 3567	井上武則
53	記念物 史跡	興禪寺跡の石塔群	柏原興禪寺 772	前畠経喜
54	有形文化財 工芸品	柏原鎮守神社の神体五像	柏原夜星川 615—3	大願寺集落
55	無形民俗 文化財	紫尾幣舞い	紫尾	紫尾区
56	有形文化財 工芸品	崇廟諏訪大明神の神体二像	神子樋ヶ迫 771	岩崎平一
57	記念物 史跡	逢葉善福寺跡の石塔群	鶴田島廻り 581	朝隈八重
58	〃	下丁場の磨崖物	永野岩元	岩下源藏ほか 11名
59	〃	長福寺跡古石塔群	求名下手	下手公民会長
60	無形民俗 文化財	北方町の俵踊り	中津川北方町	代表者 中原美佐子
61	〃	岩元の秋津舞	永野岩元	代表者 岩下源藏
62	〃	上中福良の痘瘡踊り	求名上中福良	上中福良公民会長
63	記念物 史跡	小永田の笠塔婆	求名下手	土器知恵子
64	〃	嘉元の三重石塔	中津川 大石神社境内	代表者 一丁田昭信
65	有形文化財 鮫刻	伽藍神	求名境田	湯田ちく

66	有形文化財 歴史資料	求名字絵図	求名 12753—3	さつま町
67	有形文化財 絵画	釈迦涅槃図	永野 2625	宗教法人 浄土真宗 本願寺派 泉福寺
68	天然記念物	稻富神社古木群	求名 2681—1	宗教法人 稲富神社 宮司 赤崎弘道

## 15-2 災害救助法施行細則（別表第1及び第2）

別表第1（第4条関係）

### 〈救助の程度；方法及び期間〉

#### 1 収容施設の供与

##### (1) 避難所

ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。  
イ 「避難所」は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。  
ウ 「避難所」設置のための支出費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて「避難所」での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する「福祉避難所」を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがある。

##### （基本額）

避難所設置費 100人1日当たり 30,000円以内

##### （加算額）

冬季（10月から3月まで）については、別に定める額を加算する。

エ 「避難所」の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### (2) 応急仮設住宅

ア 「応急仮設住宅」は、住家が全壊し、全焼し、又は流出して居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容する。

イ 「応急仮設住宅」の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その設置のための支出費用は2,342,000円以内とする。

ウ 「応急仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがあり、1施設当たりの規模及びその設置のための支出費用はイにかかわらず、別に定めるところによる。

エ 「応急仮設住宅」は、高齢者等であつて日常の生活において特別な配慮を要する複数のものを収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設として設置することがある。

オ 「応急仮設住宅」は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

カ 「応急仮設住宅」の供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項後段に規定する期限までとする。

キ 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

#### 2 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給

##### (1) 炊き出しその他のによる食品の給与

ア 「炊き出しその他のによる食品の給与」は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 「炊き出しその他のによる食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 「炊き出しその他のによる食品の給与」を実施するための支出費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。

エ 「炊き出しその他のによる食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。

##### (2) 飲料水の供給

ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 「飲料水の供給」を実施するための支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品並びに資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 「飲料水の供給」の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

## 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のための支出費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

- ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200
冬季	10月から3月まで	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300

- イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 5,600	円 7,500	円 11,300	円 13,700	円 17,400	円 2,400
冬季	10月から3月まで	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300

(4) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

## 4 医療及び助産

## (1) 医療

ア 「医療」は、災害のため医療のみちを失つた者に対して、応急的に処置する。

イ 「医療」は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において「医療」（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがある。

ウ 「医療」は、次の範囲内において行う。

- ・ 診療・薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他の治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

エ 「医療」のための支出費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

オ 「医療」の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。

## (2) 助産

ア 「助産」は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失つたものに対して行う。

イ 「助産」は、次の範囲内において行う。

- ・ 分べんの介助
- ・ 分べん前及び分べん後の処置
- ・ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のための支出費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 「助産」の実施期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

## 5 災害にかかつた者の救出

(1) 「災害にかかつた者の救出」は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出とする。

(2) 「災害にかかつた者の救出」のための支出費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 「災害にかかつた者の救出」の実施期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

## 6 災害にかかつた住宅の応急修理

(1) 「住宅の応急修理」は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 「住宅の応急修理」は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のための支出費用は、1 世帯当たり 500,000 円以内とする。

(3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

## 7 生業に必要な資金の貸与

(1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊し、全焼し、又は流失して災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。

(2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 「生業に必要な資金の貸与」としての貸付金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1 件当たり 30,000 円

イ 就職支度金 1 件当たり 15,000 円

(4) 「生業に必要な資金の貸与」には、次の条件を付する。

ア 貸与期間 2 年以内

イ 利子 無利子

(5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

## 8 学用品の給与

(1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「障害児教育諸学校」という。）の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び障害児教育諸学校の中學部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、障害児教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

(2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 「学用品の給与」のための支出費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

- ・ 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

- ・ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

<p>小学校 児童 1人当たり 4,100 円            中学校 生徒 1人当たり 4,400 円            高等学校 生徒 1人当たり 4,800 円</p> <p>(4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
<p>9 埋葬</p> <p>(1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>(2) 「埋葬」は、埋葬又は火葬を実際に実施する者に対して原則として次に掲げる現物を支給する。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）            イ 埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員等雇上費を含む。）            ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 「埋葬」のための支出費用は、1体当たり大人 199,000 円、小人 159,200 円以内とする。</p> <p>(4) 「埋葬」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
<p>10 死体の捜索</p> <p>(1) 「死体の捜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>(2) 「死体の捜索」のための支出費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 「死体の捜索」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
<p>11 死体の処理</p> <p>(1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。</p> <p>(2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置            イ 死体の一時保存            ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によつて行う。</p> <p>(4) 「死体の処理」のための支出費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり 3,300 円以内とする。            イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,000 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。            ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 「死体の処理」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
<p>12 障害物の除去</p> <p>災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去</p> <p>(1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>(2) 「障害物の除去」のための支出費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 137,000 円以内とする。</p> <p>(3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
<p>13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費</p> <p>(1) 救助のための輸送及び賃金職員等雇上のための支出費用は、次の救助等の範囲内とする。</p> <p>ア 被災者の避難            イ 飲料水の供給            ウ 医療及び助産            エ 災害にかかつた者の救出            オ 死体の捜索            カ 死体の処理            キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。</p>

別表第2（第11条関係）

〈実費弁償の基準〉

1 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者

区分	日当（1人1日）	超過勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	17,400円以内	県職員の医療職給料表(1)の2級1号給を給されている者が受けることができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表4級の職務にある者の旅費相当額以内
薬剤師	11,900円以内	県職員の医療職給料表(2)の5級1号給を給されている者が受けことができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表4級の職務にある者の旅費相当額以内
保健師、助産師及び看護師	11,400円以内	県職員の医療職給料表(3)の3級1号給を給されている者が受けことができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表3級の職務にある者の旅費相当額以内
土木技術者及び建築技術者	17,200円以内	県職員の行政職給料表の3級1号給を給されている者が受けことができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表3級の職務にある者の旅費相当額以内
大工、左官及びとび職	20,700円以内	県職員の行政職給料表の2級2号給を給されている者が受けことができる超過勤務手当相当額以内	県職員の行政職給料表2級の職務にある者の旅費相当額以内

2 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

## 災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針

## 1 趣 旨

災害時における死者・行方不明者等の氏名等の公表について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおり公表方針を定める。

## 2 用語の定義

- (1) 災害：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
- (3) 安否不明者：行方不明者となる疑いのある者
- (4) 死者：当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

## 3 公表の基準（個人情報の取扱い）

## (1) 個人情報の利用目的

法第61条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的を下記のとおり取り扱うものとする。

- ① 個人情報取扱事務の名称
  - ・ 災害時における死者・行方不明者等のリストの取扱いに関する事務
- ② 個人情報の利用目的
  - ・ 行方不明者及び安否不明者（以下「行方不明者等」という。）の検索
  - ・ 救出・救助活動の効率化・円滑化に資するため、行方不明者等の絞り込みが必要である場合における行方不明者等の氏名等の公表
- ③ 個人情報の収集先
  - ・ 市町村

## (2) 行方不明者等

行方不明者等の氏名等は、生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。次の要件をすべて満たす場合は、法の規定の趣旨を踏まえ、氏名等を公表する。なお、公表した後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

〔ア 氏名等を公表することが、救出・救助活動の効率化・円滑化に資すると見込まれること。〕  
〔イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。〕

## (3) 死 者

死者に関する情報については、法の対象ではないが、死者に関する情報が、遺族等に関する個人情報になる場合があることから、次の要件をすべて満たす場合に限り、氏名等を公表する。

- 〔ア 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。〕  
 〔イ 氏名等を公表することについて、遺族等の同意があること。〕

【行方不明者等及び死者の公表基準（総括）】

区分	救出・救助活動の効率化・円滑化に資する	住民基本台帳の閲覧制限	家族（遺族）等の同意の状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし		公表
		あり		非公表
	×			
死者		なし	同意	公表
			不同意	非公表
	あり			

4 被災状況と併せて、公表する情報は、原則として氏名、住所（市町村（大字まで））、性別、年齢又は年代とする。

5 公表方法

報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載する。

6 公表に係る役割分担

- (1) 県 : 死者・行方不明者等情報の一元的な集約、調整  
 氏名等の公表に係る可否判断  
 死者に係る遺族等の同意確認（災害の規模・状況に応じて市町村と連携して対応）  
 氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応
- (2) 市町村 : 市町村域における、死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査  
 死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認  
 死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供  
 ※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。
- (3) 警察本部・第十管区海上保安本部 :  
 人的被害の事実確認、県及び市町村との情報共有

7 その他

- (1) 県は、3に定める「公表の基準」のほか、市町村の意向にも配慮し対応する。
- (2) この公表方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の回答については別途法令等の規定に基づき取扱う。
- (4) 令和4年5月13日初版、令和5年3月31日見直し